

第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況  
(特別調査)

第1編においては、各種統計資料に基づいて窃盗事犯の動向等を検討したが、これらの公的資料は、経年比較等の分析を行う上では極めて有益であるものの、より詳細に窃盗事犯者の実態等を把握するためには、必ずしも十分な情報を得ることはできない。そこで、法務総合研究所では、より効果的な再犯防止対策を検討する上での基礎資料を提供するため、窃盗事犯者に関する特別調査を実施した。

本編においては、特別調査の内容とその分析結果について報告する。

## 第1章 調査の概要

### 1 調査の目的

今回の特別調査（以下「本調査」という。）においては、窃盗といっても、その手口は多様であることに鑑み、可能な限り、窃盗事犯者の実態を手口ごとに明らかにすることを目的とした。また、再犯防止のためには、「初犯者」に対する処遇が重要であると指摘されていることに鑑み、窃盗事犯者のうち、犯罪傾向が比較的進んでいないと思料される「前科のない者」にも焦点を当てて、その実態等を明らかにすることを目的とした<sup>(\*1)</sup>。

さらに、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、窃盗事犯者のうち、罰金刑に処せられている者の実態については、これまで十分には明らかにされていなかったため、本調査において、その実態を明らかにすることも目的とした。

### 2 調査対象者の選定

本調査では、平成23年6月中に<sup>(\*2)</sup>、全国の裁判所において、窃盗罪（常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗を含む。）<sup>(\*3)</sup>により、略式命令を含む有罪裁判の確定した者を調査対象者とした。

---

(\*1) 「前科のない者」であっても、微罪処分や起訴猶予処分等により、起訴されていない前歴のある者もいるため、厳密な意味では「初犯者」と評価することができない。しかしながら、窃盗事犯者のうち、前科はないものの、前歴がある者の実態についても、これまで十分には明らかにされていなかったものと思われるため、本調査においては、窃盗事犯者のうち、重要な類型について、前科の有無だけでなく、前歴の有無・内容等についても、その実態を明らかにすることを目的としている。なお、前科のない万引き事犯者や侵入窃盗事犯者の調査結果については、平成26年版犯罪白書の特集「窃盗事犯者と再犯」において掲載されている。

(\*2) 本調査の対象である有罪裁判の確定時期として平成23年6月を基準としたのは、略式命令による刑事確定記録の保存期間をも考慮しつつ、再犯状況についての追跡期間を確保するためである。

(\*3) 窃盗罪について、未遂・既遂の成否を問わないほか、幫助・教唆も含む。

もつとも、調査対象事件<sup>(\*4)</sup>の裁判において、認定罪名として、殺人、傷害致死、強盗、強姦又は放火が含まれている者については、長期にわたる懲役刑の実刑に処せられている可能性が高く、「初犯者」に焦点を当てた本調査において、比較対象群として含めることは適当でないと考え、本調査の対象からは除外した。

### 3 調査の方法

調査対象者のすべての調査対象事件に関して、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容、前科の有無・内容、調査対象事件の裁判結果について調査した（本編第2章）<sup>(\*5)</sup>。

また、調査対象者のうち、調査対象事件に関して罰金刑に処せられた者については、より詳細な実態を把握するため、刑事確定記録等を用いた調査を実施した（本編第3章）。

さらに、調査対象事件のうち、主たる犯行（同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、被害額の最も多額な犯行をいう。以下この編において同じ。）の手口が、侵入窃盗、車両関連盗、万引きであった者についても、より詳細な実態を把握するとともに、再犯状況についても検討するため、刑事確定記録等を用いた調査を実施した（本編第4章、第5章及び第6章）。なお、本調査における「再犯」とは、調査対象事件の起訴（複数の起訴がある場合には、最終の起訴）後、新たに行った犯罪により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した事件をいう。

### 4 統計的分析の方法

本調査においては、基本的な分析方法として、個々の項目間に統計的に有意な関係があるといえるのかを検討するため、それぞれの項目（従属変数・目的変数）と関連のありそうな項目（独立変数・説明変数）の組合せごとにクロス集計分析を行い、有意性を確認するため、 $\chi^2$ （カイ二乗）検定<sup>(\*6)</sup>を実施した。

---

(\*4) 本調査における「調査対象事件」とは、平成23年6月中に窃盗による有罪裁判の確定した事件をいう。

(\*5) なお、調査対象者のうち、4人においては、裁判確定前の余罪について刑の同時言渡しの裁判がなされていたが、本調査の分析に当たっては、重複を避けるため、当該余罪を分析対象から除外することとした。

(\*6) 「 $\chi^2$ （カイ二乗）検定」とは、クロス集計表の項目（変数）間に何らかの関係があるのかどうかを判定するための検定方法であり、項目間に「関係がない」ことを仮定した上で、検定結果が有意水準を下回った場合には、その仮定（帰無仮説）が棄却され、当該項目間には「何らかの関係がある」（有意である）と解釈することができる。

もっとも、クロス集計表<sup>(\*7)</sup>において、期待度数<sup>(\*8)</sup> 5未満の枠（セル）が20%以上ある場合等においては、一般的に、 $\chi^2$  検定の漸近有意確率によることは適切でないとされているため、より正確な確率の検定（モンテカルロ法や Fisher の直接法）を実施した。

また、共通する項目（変数）について、3グループ（例えば、侵入窃盗・車両関連盗・万引きの3群）での比較分析を行う場合には、3群間の $\chi^2$  検定により有意性が確認されたことを前提として、更に2群ごとの差異を検討するため、事後検定として、多重比較（2群ごとの $\chi^2$  検定）を実施した。

統計的検定においては、特に断らない限り、有意水準を5% ( $p < 0.05$ ) としているが、3群間の比較分析を行った場合の事後検定（2群ごとの $\chi^2$  検定）においては、有意水準を1.66% ( $p < 0.0166 = (0.05/3)$ ) とした（ボンフェローニ法による調整）。

これらの検定の結果、クロス集計表について有意性が確認された場合には、どの部分（セル）が有意性に貢献しているのかを判定するため、更に残差分析<sup>(\*9)</sup>を行っており、調整済み残差の値が1.96以上であった部分（セル）について、当該項目が有意であると判断した<sup>(\*10)</sup>。

なお、本調査において、統計的分析により有意性が認められた場合には、原則として、その検定方法<sup>(\*11)</sup>と有意確率（ $p$  値）を本文中に付記している。例えば、本文中に「 $\chi^2(4) = 115.647, p < .000$ 」と表記している場合（本編第2章第1節1項（2）参照）には、 $\chi^2$  検定を実施した結果、当該クロス集計表の自由度は4、統計量（ $\chi^2$  値）は115.647であり、有意確率（ $p$  値）は0.1%未満であることを示している<sup>(\*12)</sup>。

---

(\*7) 「クロス集計表」(分割表)は、二つ以上の項目（変数）を行と列で組み合わせた表であり、質的データ間の関係を表すものである。

(\*8) 「期待度数」(期待値・理論値)とは、クロス集計表における各項目の組合せについて相互に関連がない（独立している）ことを仮定した場合において、個々の枠（セル）に入ることが期待（予測）される理論上の数値をいい、観測度数（実際に観測された数値）の対概念である。

(\*9) 「残差分析」とは、観測度数と期待度数との差（残差）について、統計的に調整した上で分析する手法である。

(\*10) 統計的分析の詳細については、B.S. エヴェリット（山内光哉監訳）「質的データの解析 カイ二乗検定とその展開」新曜社（1980）参照。

(\*11)  $\chi^2$  検定による場合には、自由度と統計量（ $\chi^2$  値）を含む。

(\*12) 残差分析における調整済み残差の値については、その記載を省略した。また、比較分析を行った場合における事後検定（2群ごとの $\chi^2$  検定）の結果については、本文の脚注に付記することとした。

## 第2章 調査対象者全体の概要

この章では、調査対象者全体について、調査対象者の属性等の実態を明らかにするとともに、調査対象事件の裁判結果についても報告する。

### 第1節 調査対象者の実態

#### 1 調査対象者の属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者の総数は、2,421人であった。そのうち、男性は1,930人(79.7%)、女性は491人であり、調査対象者における女性比は20.3%であった<sup>(\*1)</sup>。

##### (2) 年齢層<sup>(\*2)</sup>

調査対象者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、2-2-1-1図のとおりである<sup>(\*3)</sup>。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、次いで、若年者、30歳代、40歳代、高齢者の順であった。平均年齢は45.3歳(標準偏差=16.5)であり、最年少は17歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は39歳(67人)であった。

男女共に、50～64歳の割合が最も高く、特に女性は、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。男女で比較すると、男性は、若年者と30歳代の割合が有意に高く、女性は、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった( $\chi^2(4)=115.647, p<.000$ )。

男性の平均年齢は43.5歳(標準偏差=16.0)であり、最年少は17歳、最高齢は85歳、最頻値の年齢は25歳(57人)であった。他方、女性の平均年齢は52.5歳(標準偏差=16.3)であり、最年少は19歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳(20人)であった。

(\*1) 窃盗の起訴人員における女性比は、平成16年(8.5%)から上昇し続けており、23年は16.1%であった(1-2-2-4図①イ参照)。なお、裁判確定人員の女性比に関する公的な統計資料は不見当である。

(\*2) 本調査における「年齢」は、特に断らない限り、調査対象事件の犯行時の年齢による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、主たる犯行(被害額の最も多額な事件)時の年齢による。

(\*3) 窃盗の起訴人員における年齢層別構成比は、平成23年では、男性は、29歳以下29.3%、30歳代22.4%、40歳代17.7%、50～64歳21.6%、65歳以上9.0%であり、女性は、29歳以下12.3%、30歳代17.1%、40歳代18.4%、50～64歳25.6%、65歳以上26.6%であった(1-2-2-4図参照)。

2-2-1-1図 調査対象者 犯行時の年齢層別構成比（総数・男女別）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
総数 (2,421)	21.3	20.8	18.0	25.3	14.6
男性 (1,930)	23.9	22.4	18.1	24.2	11.3
女性 (491)	11.0	14.7	17.5	29.3	27.5

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

各年齢層における女性比は、高齢者（38.1%）が最も高く、次いで、50～64歳（23.5%）、40歳代（19.7%）、30歳代（14.3%）、若年者（10.5%）の順であった。年齢層が高くなるにつれて、女性比が高くなっており、50歳以上の各年齢層は、女性比が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 115.647, p < .000$ ）。

### (3) 国籍等

調査対象者のうち、日本人（日本国籍の者）は2,299人（95.0%）と圧倒的に多く、日本国籍以外の者は122人（5.0%）であった。日本国籍以外の者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が46人と最も多く、次いで、中国<sup>(\*4)</sup>35人、ベトナム17人、ブラジル9人の順であった。

日本国籍以外の者のうち、男性は90人、女性は32人であり、日本国籍以外の者における女性比は、26.2%であった。

日本国籍以外の者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者が41.0%（50人）と最も高く、次いで、30歳代24.6%（30人）、40歳代16.4%（20人）、50～64歳13.1%（16人）、高齢者4.9%（6人）の順であり、40歳未満の年齢層が6割を超えていた。日本国籍の有無で比較すると、日本人は、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高く、日本国籍以外の者は、若年者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 40.324, p < .000$ ）。

日本国籍以外の者の平均年齢は36.8歳（標準偏差＝14.1）であり、最年少は20歳、最高齢は75歳、最頻値の年齢は26歳（11人）であった。

(\*4) 本調査における「中国」は、台湾及び香港等を含む。

## 2 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

#### ア 概要

調査対象者による窃盗の事件数（主たる犯行か否かを問わない）<sup>(\*5)</sup>は、延べ4,031件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.67件（標準偏差=1.99）であった。

調査対象者における事件数別構成比を見ると、1件の割合が73.2%（1,773人）と最も高く、次いで、2件14.7%（357人）、3件4.9%（119人）、4件2.4%（59人）の順であり、5件以上は4.7%（113人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の事件数は、39件（1人）であった。

#### イ 国籍等別

調査対象者のうち、日本人による窃盗の事件数は、延べ3,684件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.60件（標準偏差=1.82）であった。他方、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は、延べ347件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、2.84件（同=3.86）であった。

日本国籍以外の者における事件数別構成比を見ると、1件の割合が61.5%（75人）と最も高く、次いで、2件11.5%（14人）、4件5.7%（7人）、3件4.9%（6人）の順であり、5件以上は16.4%（20人）であった。また、日本国籍以外の者のうち、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の事件数は、29件（1人）であった。

### (2) 窃盗の手口

#### ア 概要

調査対象者について、主たる犯行（被害額の最も多額な事件）の手口別人員を見ると、万引きが1,385人（57.2%）と最も多く、次いで、侵入窃盗302人（12.5%）、車上ねらい89人（3.7%）、自動車盗74人（3.1%）、置引き62人（2.6%）、払出盗48人（2.0%）、自転車盗47人（1.9%）、色情ねらい42人（1.7%）、職場ねらい40人（1.7%）、ひったくり31人（1.3%）、さい銭ねらい25人（1.0%）、仮睡者ねらい20人（0.8%）、すり18人（0.7%）、工事場ねらい17人（0.7%）、訪問盗14人（0.6%）、オートバイ盗と同居ねらいの各13人（各0.5%）、自動販売機ねらい12人（0.5%）、部品ねらい10人（0.4%）の順であった。

---

(\*5) 常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗として法的に一罪の評価がされた事件については、個々の窃盗の事件数による。

他方、調査対象事件について、手口別の事件数（主たる犯行であるか否かを問わない。）を見ると、万引きが1,681件（41.7%）と最も多く、次いで、侵入窃盗818件（20.3%）、払出盗271件（6.7%）、車上ねらい213件（5.3%）、自動車盗129件（3.2%）、置引き85件（2.1%）、色情ねらい75件（1.9%）、ひったくり71件（1.8%）、職場ねらい66件（1.6%）、自転車盗57件（1.4%）、自動販売機ねらい44件（1.1%）、部品ねらい37件（0.9%）、工事場ねらい33件（0.8%）、仮睡者ねらい31件（0.8%）、さい銭ねらい30件（0.7%）、すり28件（0.7%）、オートバイ盗22件（0.5%）の順であった。

主たる犯行の手口別人員（各人員が10人以上であった手口に限る。）について、一人当たりの窃盗の平均事件数<sup>(\*6)</sup>を見ると、払出盗が5.98件（標準偏差=8.40）と最も多く、次いで、自動販売機ねらい3.75件（同=4.31）、侵入窃盗2.86件（同=2.72）、部品ねらい2.50件（同=1.72）、自動車盗2.30件（同=1.91）、ひったくり2.16件（同=1.57）、車上ねらい2.00件（同=1.53）の順であった<sup>(\*7)</sup>。また、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の手口は、払出盗（39件）であった。

## イ 男女別

調査対象者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別に見ると、**2-2-1-2図**のとおりである。

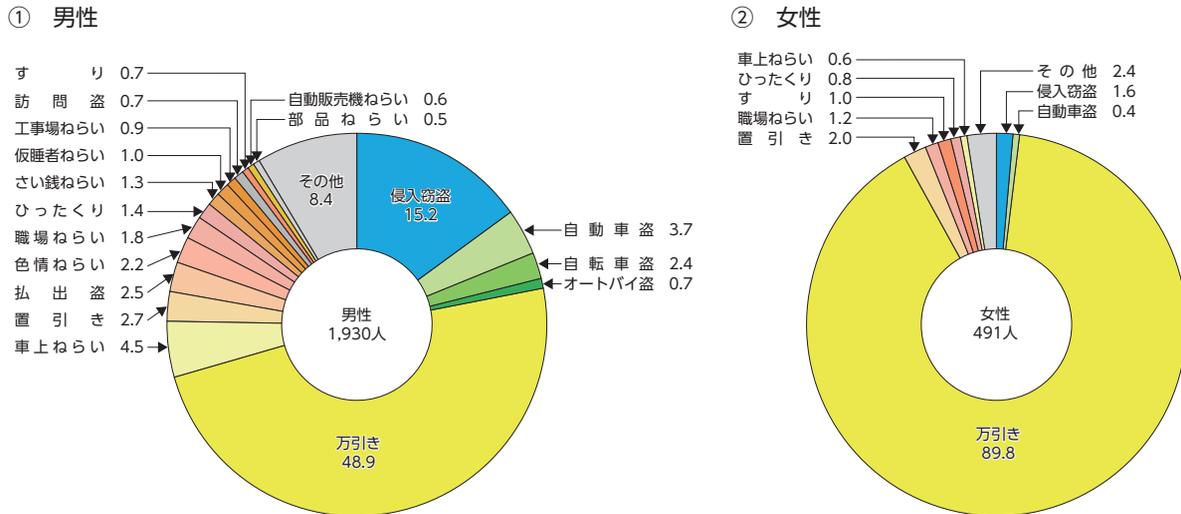
男女共に、万引きの割合が最も高かった。男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順に割合が高く、これらの手口で約7割を占めていた。他方、女性は、万引きが9割近くを占めており、男性と比べても、その割合は顕著に高かった。

主たる犯行の手口別人員（各人員が10人以上であった手口に限る。）における女性比を見ると、万引きの女性比（31.8%）が最も高く、次いで、すり（27.8%）、置引き（16.1%）、職場ねらい（15.0%）、ひったくり（12.9%）の順であった。

(\*6) 手口別の各人員について、その窃盗の事件数の合計を算出した上で、これを手口別の各人員で除した数値を示している。

(\*7) 平成23年の窃盗の検挙人員一人当たりの検挙件数は1.82件であるが、手口別の検挙人員一人当たりの検挙件数では、払出盗6.51件、自動販売機ねらい10.66件、侵入窃盗6.17件、自動車盗4.51件、ひったくり5.76件、車上ねらい11.12件であり（警察庁の統計による。）、いずれも窃盗総数で見た場合よりも多かった。

2-2-1-2図 調査対象者 主たる犯行の手口別構成比 (男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 主たる犯行の手口による。

## ウ 年齢層別

### (ア) 手口別構成比

調査対象者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-1-3図のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっていた。40歳未満の各年齢層は、侵入窃盗の割合が有意に高いのに対し、50歳以上の各年齢層は、万引きの割合が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p < .000$ )。

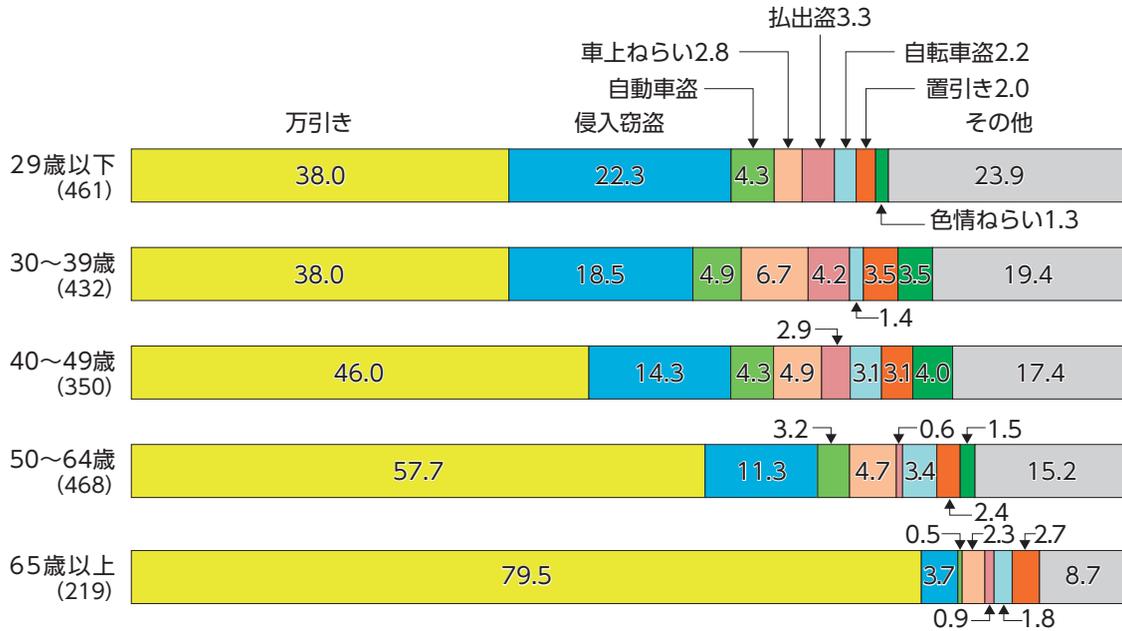
女性は、いずれの年齢層においても、万引きの割合が最も高く、40歳以上の各年齢層においては、万引きが9割を超えていた。

各年齢層における万引きの割合について、男女で比較すると、いずれの年齢層においても、女性は、万引きの割合が有意に高かった (いずれもモンテカルロ法による。若年者につき、  $p = .029$ 。30歳代・40歳代・50~64歳につき、いずれも  $p < .000$ 。高齢者につき、  $p = .001$ )。

2-2-1-3図

調査対象者 主たる犯行の手口別構成比 (男女別・年齢層別)

① 男性



② 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (イ) 年齢層別構成比

調査対象者の主な手口別の人員について、年齢層別構成比を見ると、2-2-1-4図のとおりである。

実人員の少ない手口については解釈に留意する必要があるが<sup>(\*8)</sup>、同居ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、訪問盗、仮睡者ねらい、ひったくり、職場ねらい、侵入窃盗の各手口においては、若年者の割合が有意に高かった<sup>(\*9)</sup>。また、侵入窃盗、払出盗、車上ねらいの各手口においては、30歳代の割合が有意に高く<sup>(\*10)</sup>、色情ねらいにおいては、30歳代と40歳代の割合が有意に高かった。他方、さい銭ねらいにおいては、50～64歳の割合が有意に高く、万引きにおいては、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

## エ 国籍等別

日本国籍以外の者のうち、主な国籍等別の人員について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、韓国・朝鮮は、万引きの割合（50.0%）が最も高く、次いで、侵入窃盗（15.2%）、車上ねらい（8.7%）、自動車盗（6.5%）の順であった。中国も、万引きの割合（54.3%）が最も高く、次いで、侵入窃盗（37.1%）であり、ベトナムは、万引き（88.2%）が圧倒的に多かった。他方、ブラジルは、自動車盗（33.3%）の割合が最も高く、次いで、車上ねらい（22.2%）であった<sup>(\*11)</sup>。

---

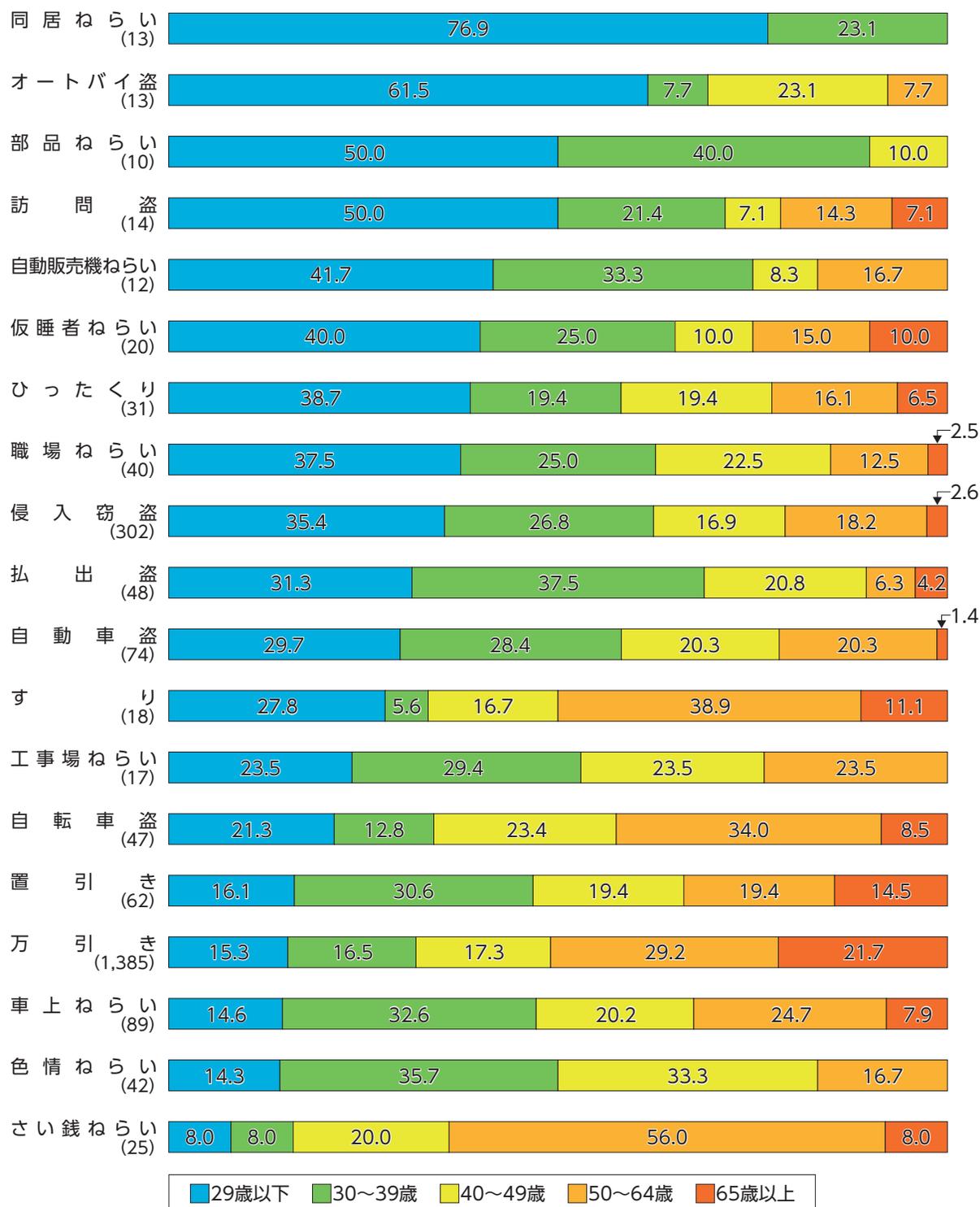
(\* 8) 例えば、自転車盗は、検挙人員の年齢層別構成比では、29歳以下の年齢層が約7割を占めている（1-1-2-7図④ア参照）のに対し、調査対象者の年齢層別構成比では、若年者は約3割にとどまり、むしろ40歳以上の年齢層が6割を超えており、一見すると、年齢層別構成比が大きく乖離しているようにも思われる。しかしながら、自転車盗の検挙人員は、少年の占める割合が最も高く、刑事裁判の対象とならない可能性のある者が相当数を占めているのに対し、本調査は有罪裁判の確定した者のみを対象としており、自転車盗で検挙されたとしても、その後の処分（家庭裁判所送致のほか、微罪処分や起訴猶予処分等）により起訴されなかった者は含まれていないことにも留意する必要がある。

(\* 9) 自動販売機ねらいにおいては、残差分析の結果、若年者の割合につき有意な差までは認められなかった。

(\* 10) 部品ねらいと自動販売機ねらいにおいては、残差分析の結果、30歳代の割合につき有意な差までは認められなかった。

(\* 11) なお、来日外国人による窃盗の手口別検挙件数の国籍等別構成比については、平成25年版犯罪白書237頁参照。

2-2-1-4図 調査対象者 犯行時の年齢層別構成比 (主な手口別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 共犯関係

#### ア 男女別・年齢層別

犯罪内容の組織性を見極めるためには、共犯関係の存在を把握することが重要である。そこで、調査対象者のうち、主たる犯行について共犯者<sup>(\*12)</sup>がいた者の人員を男女別に見ると、男性では259人(13.4%)、女性で26人(5.3%)であり、男性は、女性と比べて、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=24.875, p<.000$ )。

また、共犯者がいた者の割合について、年齢層別に見ると、若年者が31.3%(161人)、30歳代が14.7%(74人)、40歳代が6.2%(27人)、50~64歳が2.9%(18人)、高齢者が1.4%(5人)であり、若年者と30歳代は、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(4)=288.065, p<.000$ )。

#### イ 国籍等別

調査対象者のうち、主たる犯行について共犯者がいた者の人員は、日本人では238人(10.4%)、日本国籍以外の者では47人(38.5%)であり、日本国籍以外の者は、日本人と比べると、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=88.530, p<.000$ )。

共犯者のいる者の割合について、国籍等別(合計人員が10人以上の国籍等に限る。)に見ると、中国が51.4%(18人)と最も高く、次いで、ベトナム35.3%(6人)、韓国・朝鮮19.6%(9人)の順であった。

#### ウ 主な手口別

主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者の人数(当該調査対象者を含まない。)別構成比を総数と主な手口別に見ると、**2-2-1-5図**のとおりである。

総数では、「共犯者あり」の割合は、11.8%(285人)であった。

手口別に見ると、いずれの手口においても、「単独犯」が過半数を占めており、特に、自転車盗、色情ねらい、職場ねらい、すり、訪問盗の各手口は、調査対象者の「単独犯」による犯行のみであった。他方、自動販売機ねらい、部品ねらい、払出盗、オートバイ盗、自動車盗、ひったくりの各手口は、「共犯者あり」が3割を超え、侵入窃盗も「共犯者あり」が約3割を占めており、各割合は有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

(\*12) 本調査における「共犯者」とは、調査対象事件の裁判結果において、犯罪事実として共犯関係が認定された者に限る。

共犯者の人数について見ると、3人以上の共犯者がいた者の割合は、オートバイ盗が最も高く、次いで、自動車盗、侵入窃盗、工事場ねらい、払出盗の順であった。また、払出盗は、「共犯者の人数不詳」<sup>(\*13)</sup>の割合が有意に高く（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）、組織的な背景の存在をうかがわせる手口であることが示唆された。

「共犯者あり」の調査対象者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数について見ると、総数では1.65人（標準偏差=0.96）であり、主な手口別では、オートバイ盗が2.80人（同=0.45）と最も多く、次いで、払出盗2.00人（同=1.41）、工事場荒し2.00人（同=1.73）、侵入窃盗1.99人（同=1.13）、自動車盗1.78人（同=0.93）、ひったくり1.50人（同=0.53）、自動販売機ねらい1.40人（同=0.55）の順であった。

なお、共犯者の人数が最も多かった調査対象者の手口は、侵入窃盗（共犯者6人）であった。

#### （4）被害状況

調査対象者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を総数と主な手口別に見ると、**2-2-1-6図**のとおりである。

総数では、1万円未満の被害額が過半数を占めていた。

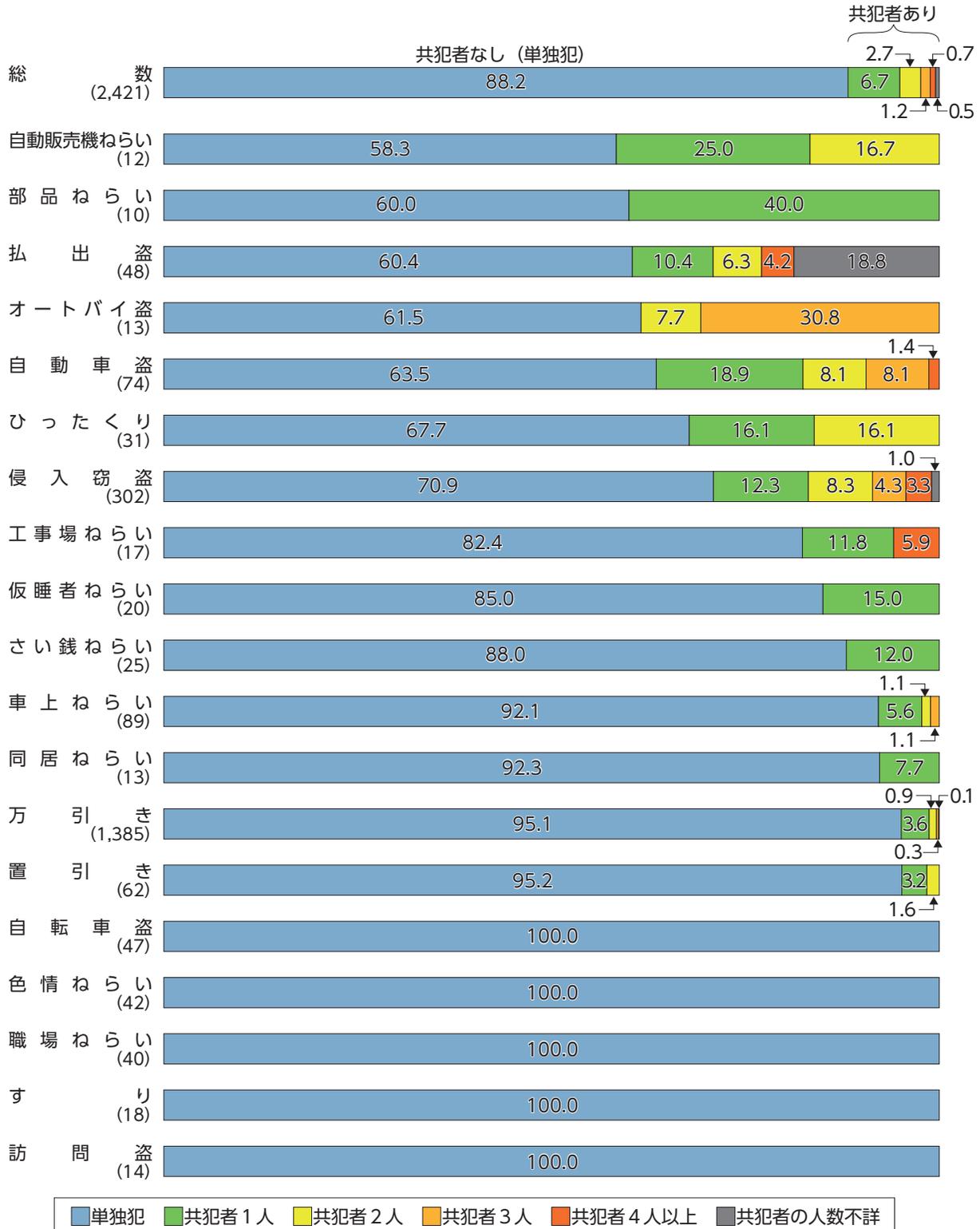
実人員の少ない手口については解釈に留意する必要もあるが、自動車盗、払出盗、侵入窃盗、工事場ねらいの各手口においては、50万円以上の被害額の割合が有意に高かった。他方、さい銭ねらいや万引きにおいては、1,000円未満の被害額の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

なお、調査対象事件のうち最も多額な被害額は、侵入窃盗による3,102万1,500円であった。

---

(\*13) 本調査における「共犯者の人数不詳」とは、調査対象事件の裁判結果において、犯罪事実として「氏名不詳者と共謀の上」と認定されている場合など、共犯関係が認められるものの、共犯者の人定や人数が必ずしも明確でない場合をいう。

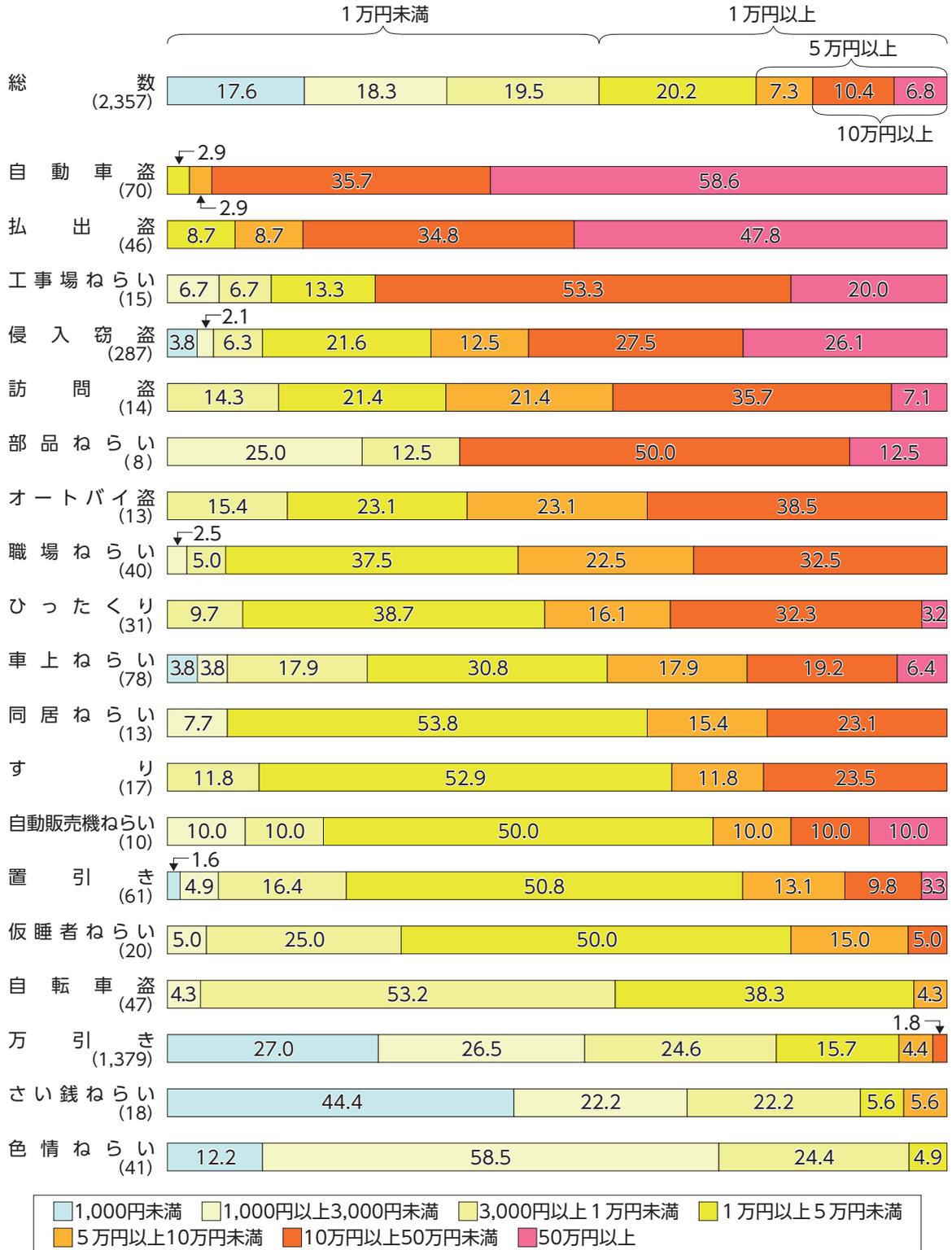
2-2-1-5図 調査対象者 共犯者の有無・人数別構成比（総数・主な手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・人数による。  
 3 「共犯者の人数不詳」は、共犯者がいるものの、その人数が不詳の場合をいう。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

2-2-1-6図

調査対象者 主たる犯行の被害額別構成比（総数・主な手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### 3 前科の有無・内容

#### (1) 前科一般

調査対象者のうち、前科<sup>(\*14)</sup>のない者は913人(37.7%)であり、前科のある者は1,508人(62.3%)であった。

また、調査対象者のうち、窃盗による前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は320人(13.2%)であり、その回数別人員は、1回が215人、2回が42人、3回が24人、4回以上が39人であった。なお、前科が最も多かった者の回数は、28回(1人)であった。

#### (2) 窃盗の前科

##### ア 総数

調査対象者のうち、窃盗前科<sup>(\*15)</sup>のない者は1,233人(50.9%)であり、窃盗前科のある者は1,188人(49.1%)であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、1回が557人(23.0%)、2回が262人(10.8%)、3回が136人(5.6%)、4回以上が233人(9.6%)であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

##### イ 窃盗の罰金前科

調査対象者のうち、窃盗による罰金前科のある者は331人(13.7%)であり、その回数別人員は、1回が301人、2回が30人であり、3回以上はいなかった。

なお、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は228人であり、窃盗による懲役前科もある者は103人であった。

##### ウ 窃盗の懲役前科

調査対象者のうち、窃盗による懲役前科のある者は960人(39.7%)であり、その回数別人員は、1回が419人、2回が200人、3回が114人、4回以上が227人であった。また、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

---

(\*14) 本調査における「前科」とは、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通関係違反のみによる前科を除く。

(\*15) 本調査における「窃盗前科」とは、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。

なお、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は857人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

調査対象者について、前科の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、2-2-1-7図①のとおりである<sup>(\*16)</sup>。

総数では、「前科あり」が約6割を、「窃盗前科あり」も約5割を占めているが、前科の有無・内容について、男女で比較すると、男性は、「窃盗前科なし・その他前科あり」や「窃盗前科（懲役）1回」、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高く、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金）のみ」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(6)=160.312, p<.000$ ）。

#### イ 年齢層別

調査対象者について、前科の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-1-7図②のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「前科なし」の割合が低くなるとともに、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が高くなっていった。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科あり」の割合が高くなっており、40歳以上の各年齢層においては、「前科あり」が7割を超えており、「窃盗前科（懲役）あり」も約5割を占めていた。他方、女性は、40歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も高くなっていった。

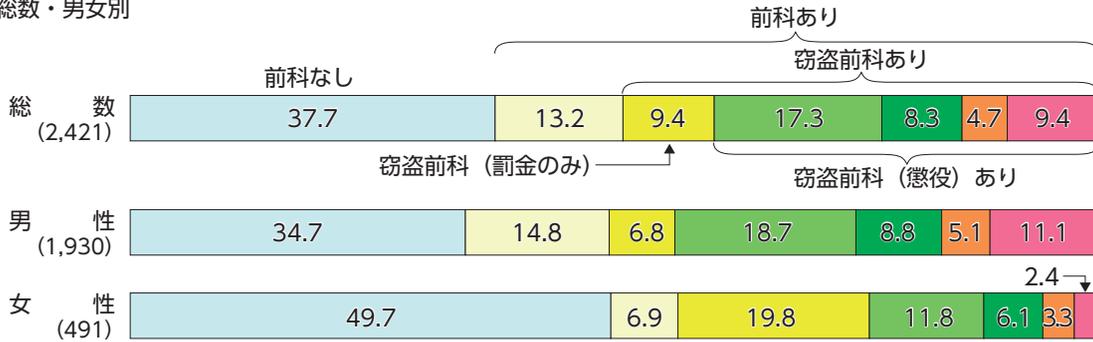
各年齢層における前科の有無・内容について、男女で比較すると、若年者では男女に有意な差は認められなかったが、男性は、女性と比べて、40歳以上の各年齢層において、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高く、30歳代と高齢者では「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合が、30歳代と40歳代では「窃盗前科（懲役）1回」の割合が、50～64歳では「窃盗前科（懲役）2回」の割合が、それぞれ有意に高かった。他方、女性は、30歳以上の各年齢層において、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった<sup>(\*17)</sup>。

(\*16) 平成23年の窃盗の起訴人員における有前科者率は、男性では60.4%、女性では46.2%であった（1-2-2-5図参照）。

(\*17) 各検定結果は、若年者と30歳代については、いずれもモンテカルロ法により、若年者が $p=.533$ 、30歳代が $p<.000$ であった。また、40歳代は、 $\chi^2(6)=50.737, p<.000$ 、50～64歳は、 $\chi^2(6)=66.797, p<.000$ 、高齢者は、 $\chi^2(6)=51.701, p<.000$ であった。

2-2-1-7図 調査対象者 前科の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( )内は、実人員である。

#### (4) 手口別

主な手口別人員について、前科の有無・内容別構成比を見ると、**2-2-1-8図**のとおりである。

実人員の少ない手口については解釈に留意する必要もあるが、各手口における前科の有無について見ると、さい銭ねらい、車上ねらい、万引きの各手口では、「前科あり」の割合が有意に高い<sup>(\*18)</sup>のに対し、職場ねらい、工事場ねらい、払出盗、同居ねらいの各手口では、「前科なし」の割合が有意に高かった。また、さい銭ねらい、仮睡者ねらい、車上ねらい、自転車盗、自動車盗、侵入窃盗の各手口では、「窃盗前科（懲役）あり」の割合が有意に高く、万引きでは、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（いずれもモンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

なお、自転車盗は、本調査では、「窃盗前科あり」が約6割を占め、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も高いが、自転車盗の成人検挙人員における同一罪名有前科者率は1割前後で推移しており<sup>(\*19)</sup>、自転車盗の微罪処分率も高いこと（**1-2-1-1図**参照）も考慮すると、自転車盗で検挙された者の中には、微罪処分や起訴猶予処分等により刑事裁判の対象とならない者が相当数を占めており、主として窃盗前科の多い者が起訴され、刑事裁判の対象となっている可能性があるものと考えられる。

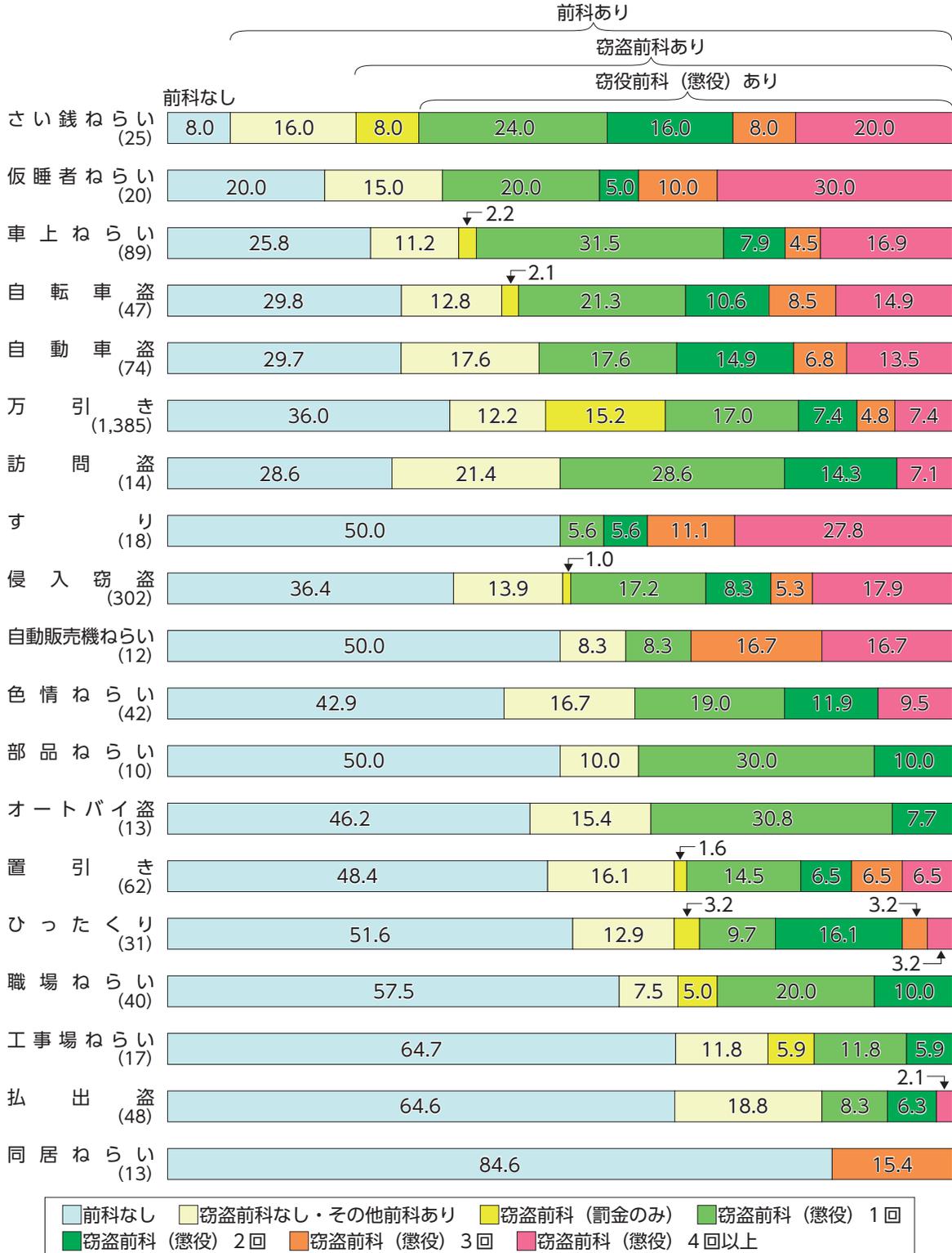
---

(\*18) 仮睡者ねらい、自転車盗、自動車盗においては、残差分析の結果、前科の有無につき有意な差までは認められなかった。

(\*19) 警察庁の統計による。なお、平成27年における成人検挙人員の同一罪名有前科者率については、1-1-2-9図参照。

2-2-1-8図

調査対象者 前科の有無・内容別構成比（主な手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科(罰金のみ)」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科(懲役)」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

調査対象者の主たる犯行について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が2,212人(91.4%)と最も多く、次いで、常習累犯窃盗155人(6.4%)、窃盗未遂50人(2.1%)、窃盗幫助と常習特殊窃盗の各2人(各0.1%)の順であった。

なお、調査対象者のうち、窃盗以外の罪についても認定された者は562人(23.2%)であり、その主な罪名(重複計上による。)は、住居侵入<sup>(\*20)</sup>が358人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反65人、詐欺48人、道路交通法違反37人、傷害32人の順であった。

### 2 処断刑

#### (1) 概要

調査対象者について、処断刑別の人員を見ると、罰金刑が766人(31.6%)であり、懲役刑が1,655人(68.4%)であった<sup>(\*21)</sup>。

また、懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予が付された者(以下「執行猶予者」という。)は、795人であり、執行猶予率は48.0%であった<sup>(\*22)</sup>。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は、117人であり、執行猶予者の保護観察率は14.7%であった<sup>(\*23)</sup>。

#### (2) 男女別・年齢層別

##### ア 男女別

調査対象者について、処断刑別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-1図①**のとおりである。

(\*20) 本調査における「住居侵入」は、建造物侵入及び邸宅侵入を含む。

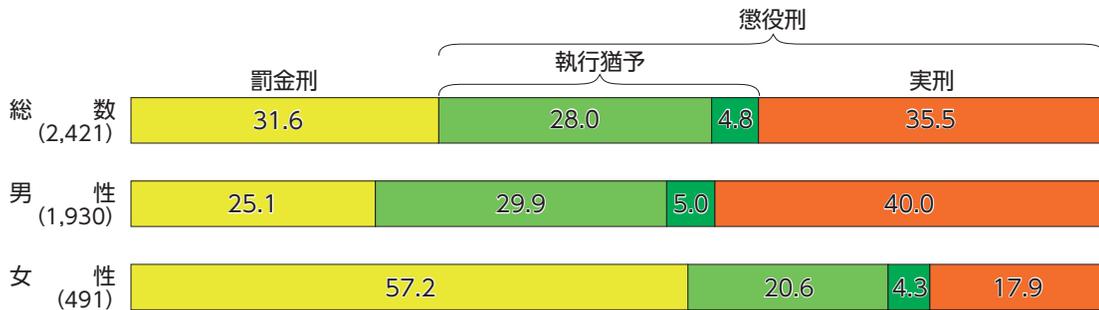
(\*21) 平成23年の第一審における窃盗の有罪人員は2万7,050人であり、そのうち、罰金刑は8,522人(31.5%)、懲役刑は1万8,528人(68.5%)であった(平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM・2-3-2-4表 CD-ROM・CD-ROM資料2-4参照)。

(\*22) 平成23年の通常第一審における窃盗の懲役刑言渡人員のうち、執行猶予者は9,224人であり、窃盗の執行猶予率は49.8%であった(平成28年版犯罪白書2-3-2-1表 CD-ROM参照)。

(\*23) 平成23年の窃盗の懲役刑確定人員のうち、執行猶予者は9,339人、そのうち保護観察付執行猶予者は1,223人であり、執行猶予者の保護観察率は13.1%であった(1-2-5-7図参照)。

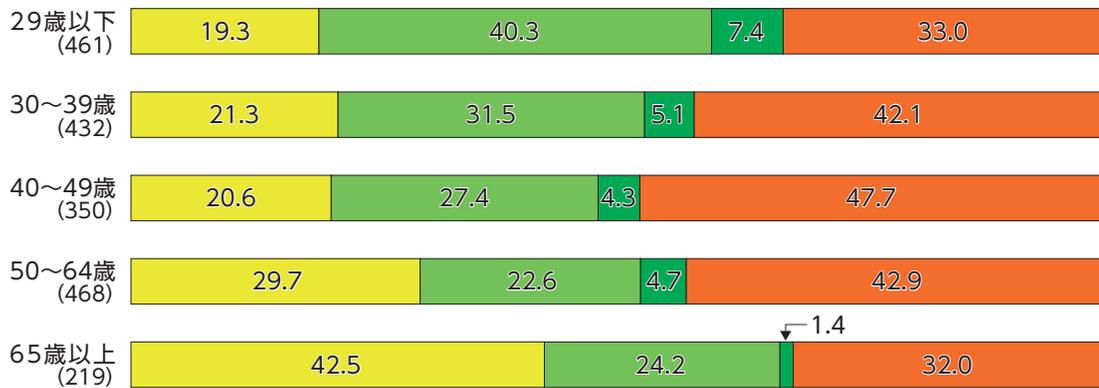
2-2-2-1図 調査対象者 処断刑別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

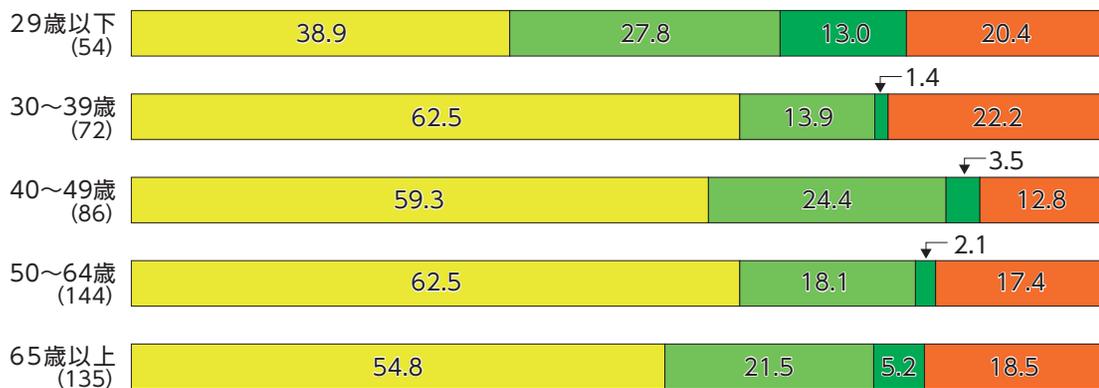


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

総数では、「懲役刑」が約7割を占めており、「実刑（懲役）」の割合が最も高かった。

また、男性では、「懲役刑」が7割を超えており、「実刑（懲役）」も4割を占めているのに対し、女性では、「罰金刑」が過半数を占めていた。

## イ 年齢層別

調査対象者の処断刑別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-2-1図②のとおりである。

男性は、若年者と高齢者を除き、「実刑（懲役）」の割合が最も高かった。また、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「罰金刑」の割合も高くなっており、高齢者では、「罰金刑」の割合が最も高かった。他方、女性は、30歳以上の各年齢層において、「罰金刑」が過半数を占めていた。

各年齢層における処断刑について、男女で比較すると、いずれの年齢層においても、女性は、「罰金刑」の割合が有意に高く、30歳以上の各年齢層においては、男性は、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった。また、30歳代の男性は、「単純執行猶予（懲役）」の割合が有意に高く、女性高齢者は、「保護観察付執行猶予（懲役）」の割合が有意に高かった<sup>(\*24)</sup>。

## (3) 手口別

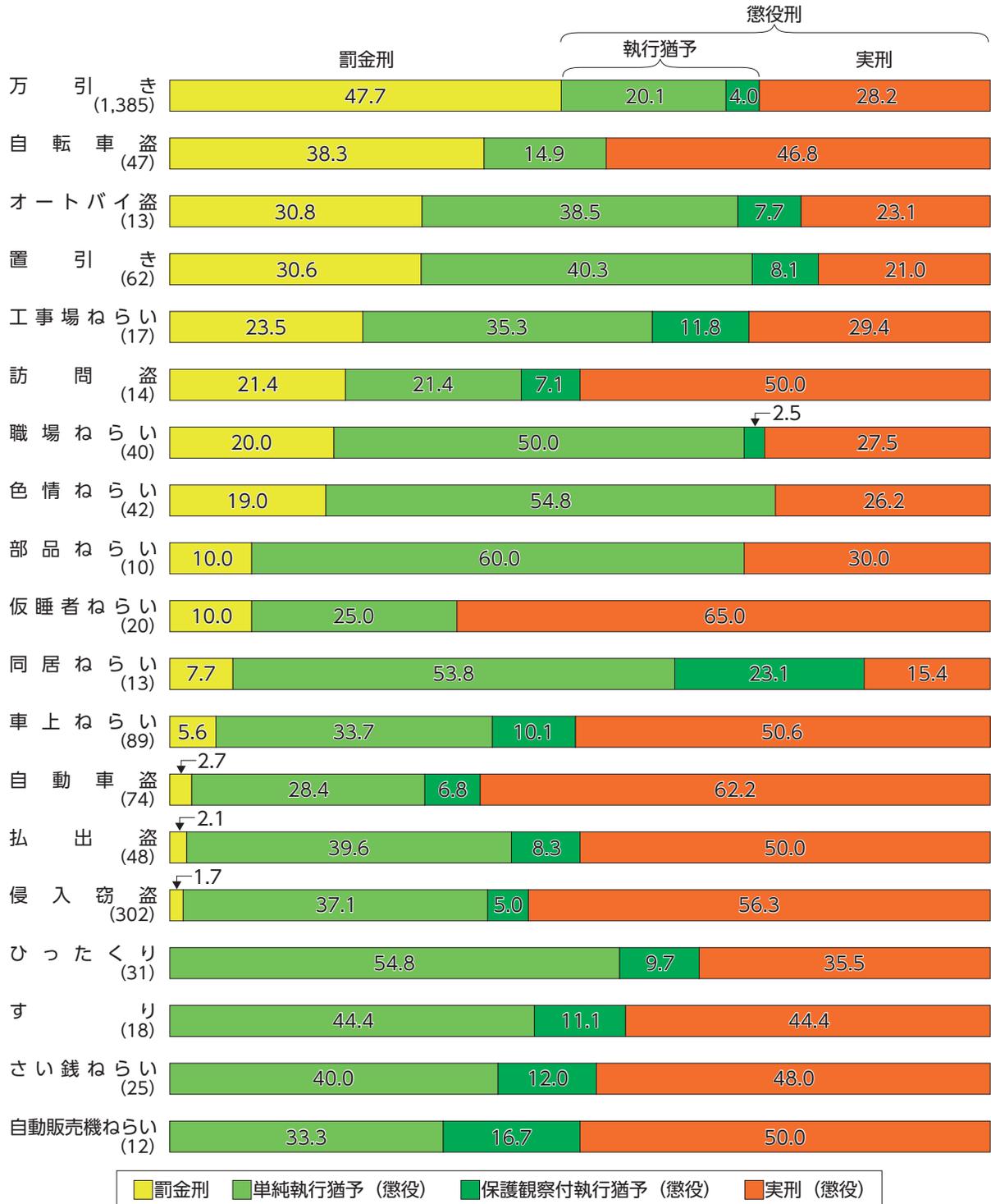
主な手口別人員について、処断刑別構成比を見ると、2-2-2-2図のとおりである。

なお、量刑に当たっては、当該事件の内容だけでなく、前科の有無・内容（2-2-1-8図参照）等も考慮されている可能性がある（2-2-2-3図参照）<sup>(\*25)</sup>。そこで、調査対象者のうち、前科のない者に限定した上で、各手口の処断刑について見ると、万引きと自転車盗では、「罰金刑」の割合が有意に高いのに対し、自動車盗、払出盗、侵入窃盗の各手口では、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p < .000$ ）。

(\*24) 各検定結果は、若年者が $\chi^2(3) = 14.956$ ,  $p = .002$ , 30歳代が $\chi^2(3) = 53.219$ ,  $p < .000$ 。40歳代が $\chi^2(3) = 57.673$ ,  $p < .000$ , 50~64歳が $\chi^2(3) = 54.107$ ,  $p < .000$ , 高齢者が $\chi^2(3) = 12.896$ ,  $p = .005$ であった。

(\*25) 例えば、本調査における自転車盗では、「実刑（懲役）」の割合が最も高いが、「実刑（懲役）」に処せられた者（22人）には、いずれも窃盗による懲役前科があった。

2-2-2-2図 調査対象者 処断刑別構成比（主な手口別）

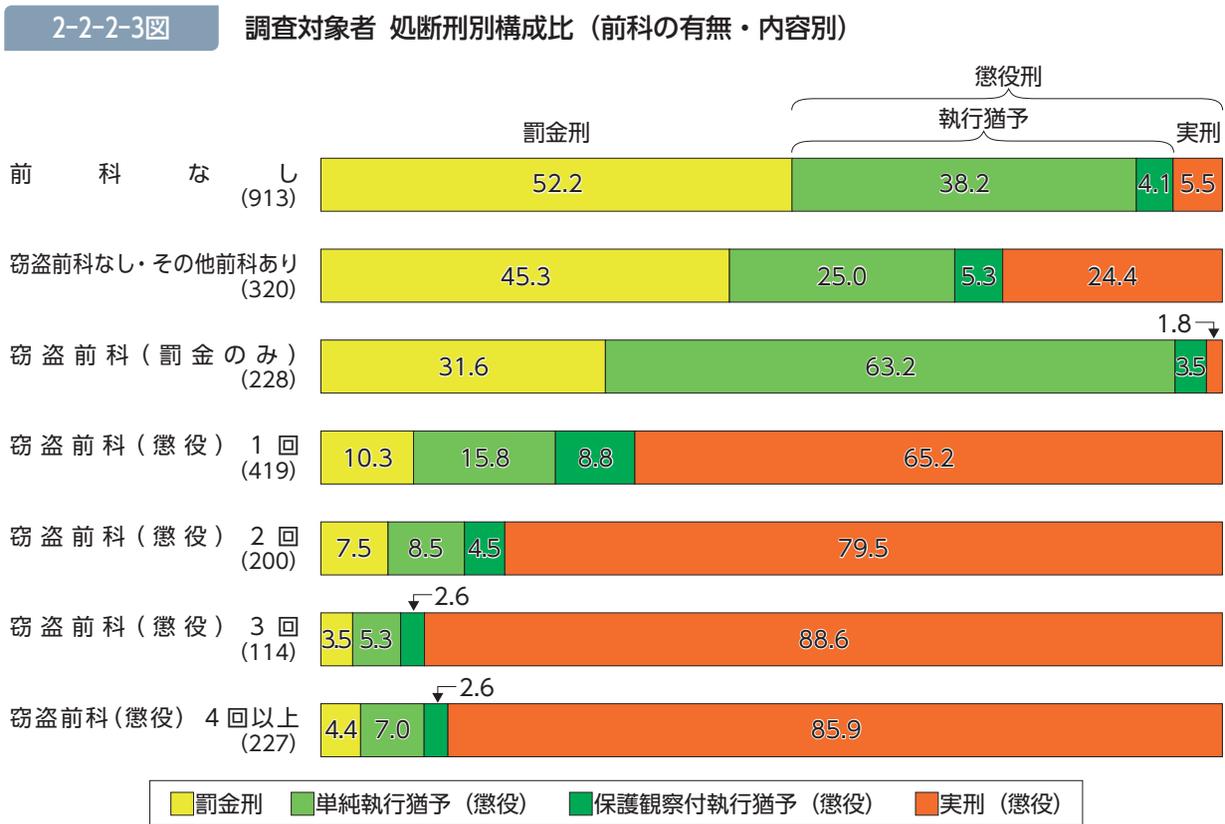


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

(4) 前科の有無・内容

調査対象者について、処断刑別構成比を前科の有無・内容別人員に見ると、2-2-2-3図のとおりである。

「前科なし」や「窃盗前科なし・その他前科あり」の者は、「罰金刑」の割合が有意に高く、また、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の者は、「単純執行猶予（懲役）」の割合が有意に高かった。他方、窃盗による懲役前科のある者は、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(18) = 1363.387, p < .000$ )。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 5 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 6 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 7 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

### 3 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

執行猶予者について、懲役刑の科刑状況別の構成比を見ると、1年未満が10.9% (87人)、1年以上1年6月以下が65.4% (520人)、1年6月を超えて2年以下の者が15.2% (121人)、2年を超えて3年以下が8.4% (67人) であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった<sup>(\*26)</sup>。

また、執行猶予者について、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年間で2.6% (21人)、3年間で67.2% (534人)、4年間で23.3% (185人)、5年間で6.9% (55人) であり、3年間の割合が最も高かった。

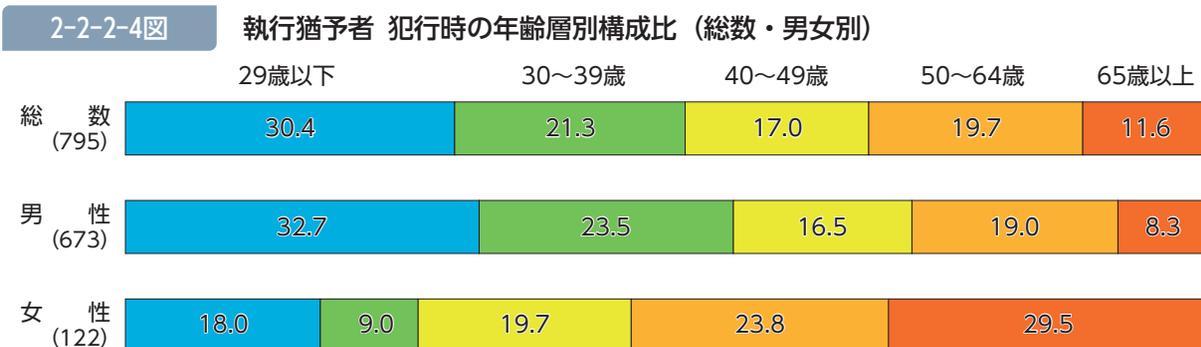
#### (2) 男女別・年齢層別

執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、2-2-2-4図のとおりである。

総数では、若年者の割合が最も高く、次いで、30歳代、50～64歳、40歳代、高齢者の順であった。

男女別に見ると、男性は、若年者の割合が最も高く、40歳未満の年齢層が過半数を占めているのに対し、女性は、高齢者の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。

犯行時の平均年齢は、男性が39.8歳 (標準偏差=15.7)、女性が51.2歳 (同=17.7) であり、最年少は男性が17歳、女性が19歳であり、最高齢は男性が81歳、女性が83歳であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

(\*26) 平成23年の通常第一審における科刑状況では、窃盗の執行猶予者は9,224人であり、そのうち、1年未満が986人 (10.7%)、1年以上2年未満が6,197人 (67.2%)、2年以上3年以下が2,041人 (22.1%) であり、1年以上2年未満の懲役刑に処せられた者が最も多かった (平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM 及び CD-ROM 資料2-4参照)。

### (3) 手口別

#### ア 男女別

執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-5図①**のとおりである。

男女共に、万引きの割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗、払出盗、色情ねらいの割合が有意に高く、女性は、万引きの割合が有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

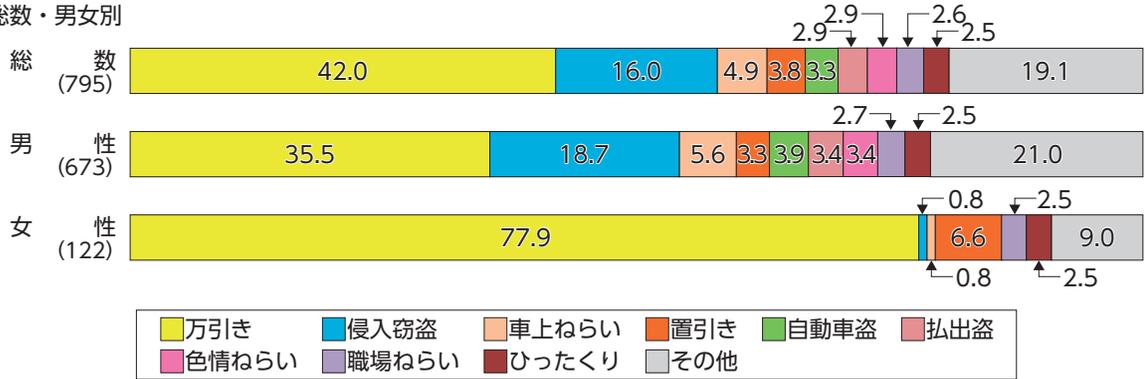
#### イ 年齢層別

執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-2-5図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっており、30歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっていった。他方、女性は、40歳以上の各年齢層において、万引きが8割を超えていた。

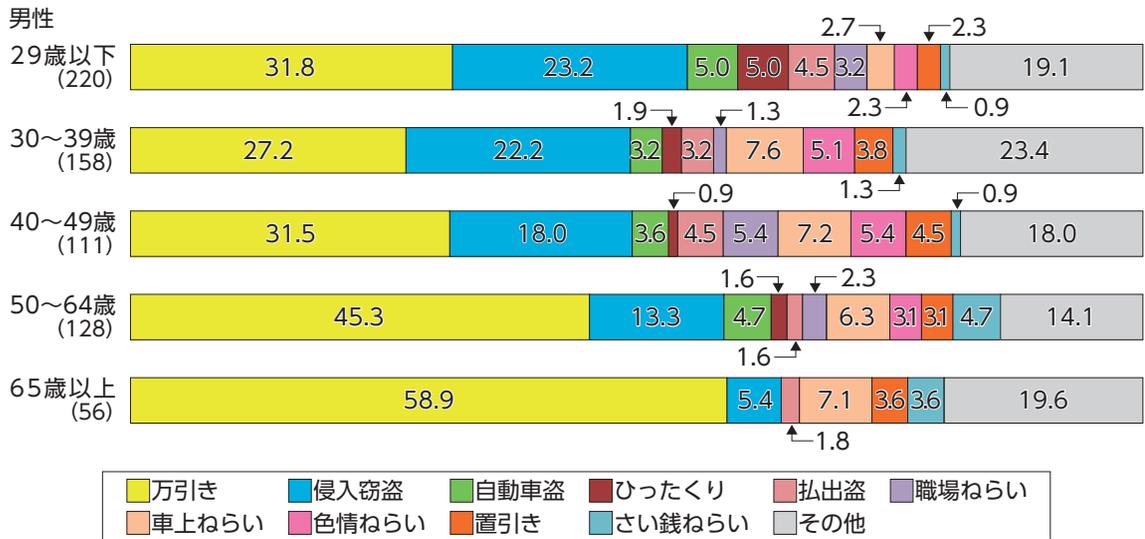
2-2-2-5図 執行猶予者 主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

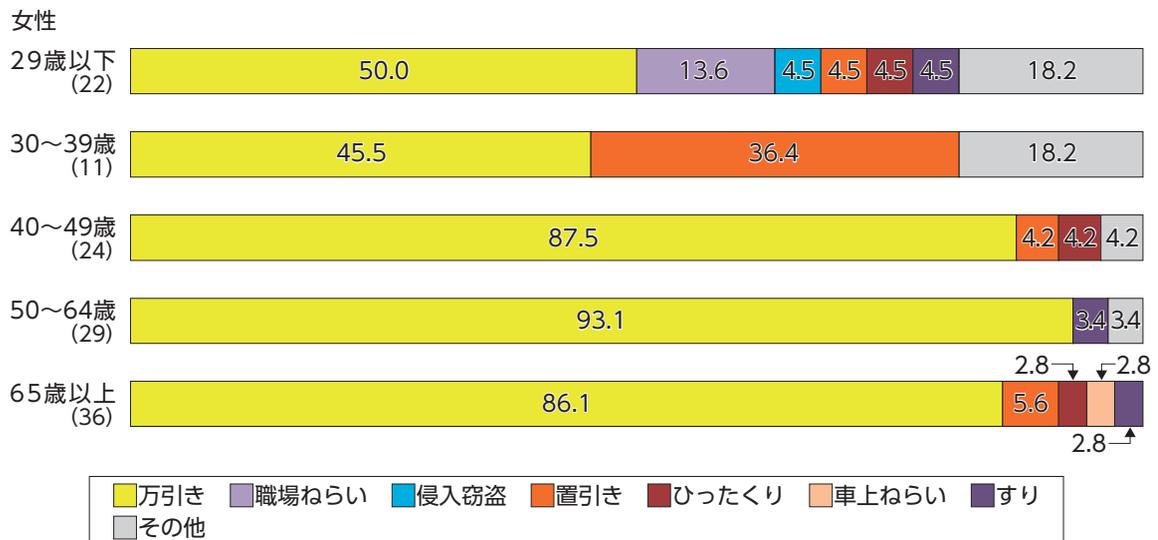


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科の有無・内容

執行猶予者のうち、前科のない者は386人(48.6%)であり、前科のある者は409人(51.4%)であった。

また、執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は312人(39.2%)であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は152人(19.1%)であった。窃盗による懲役前科のある者は160人(20.1%)であり、その回数別人員は、1回が103人、2回が26人、3回が9人、4回以上が22人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、11回(1人)であった。

#### (5) 保護観察付執行猶予者

##### ア 科刑状況

保護観察付執行猶予者(117人)に限定して、懲役刑の科刑状況別の構成比を見ると、1年未満が7.7%(9人)、1年以上1年6月以下が59.0%(69人)、1年6月を超えて2年以下の者が19.7%(23人)、2年を超えて3年以下が13.7%(16人)であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、保護観察付執行猶予者について、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年未満が0.9%(1人)、3年未満が44.4%(52人)、4年未満が38.5%(45人)、5年未満が16.2%(19人)であり、3年未満の割合が最も高かった。執行猶予の期間について、保護観察の有無で比較すると、保護観察付執行猶予者は、4年未満と5年未満の割合が有意に高かった( $\chi^2(3)=43.040, p < .000$ )。

##### イ 男女別・年齢層別

保護観察付執行猶予者のうち、男性は96人(82.1%)、女性は21人(17.9%)であった<sup>(\*27)</sup>。

男性は、若年者の割合が35.4%(34人)と最も高く、次いで、30歳代と50~64歳の各22.9%(各22人)、40歳代15.6%(15人)、高齢者3.1%(3人)の順であった。他方、女性は、実人員が少なく、若年者と高齢者がそれぞれ7人であり、次いで、40歳代と50~64歳が各3人、30歳代が1人であった。

(\*27) 平成23年の窃盗の保護観察付執行猶予者における女性比は、15.9%であった(1-2-5-7図参照)。

## ウ 手口別

保護観察付執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、万引きの割合が47.9% (56人) と最も高く、次いで、侵入窃盗12.8% (15人)、車上ねらい7.7% (9人)、自動車盗と置引きの各4.3% (各5人) の順であった。

## エ 前科の有無・内容

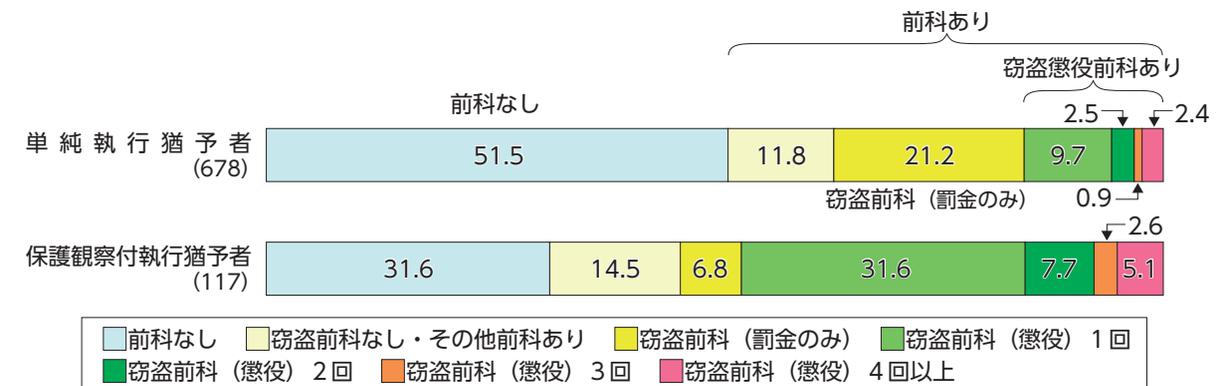
保護観察付執行猶予者のうち、前科のない者は37人 (31.6%) であり、前科のある者は80人 (68.4%) であった。

また、窃盗前科のある者は63人 (53.8%) であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は8人であった。窃盗による懲役前科がある者は55人 (47.0%) であり、その回数別人員は、1回が37人、2回が9人、3回が3人、4回以上が6人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回 (1人) であった。

執行猶予者について、前科の有無・内容別構成比を保護観察の有無別に見ると、2-2-2-6図のとおりである。

保護観察の有無で比較すると、単純執行猶予者は、「前科なし」や「窃盗前科 (罰金のみ)」の割合が有意に高いのに対し、保護観察付執行猶予者は、「窃盗前科 (懲役) 1回」や「窃盗前科 (懲役) 2回」の割合が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p < .000$ )。

2-2-2-6図 執行猶予者 前科の有無・内容別構成比 (保護観察の有無別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科 (罰金のみ)」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科 (懲役)」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 懲役刑の実刑に処せられた者

### (1) 科刑状況

調査対象者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、860人（35.5%）であった。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況の構成比を見ると、1年未満が20.2%（174人）、1年以上1年6月以下が33.1%（285人）、1年6月を超えて2年以下が11.6%（100人）、2年を超えて3年以下が23.4%（201人）、3年を超えて4年以下が8.0%（69人）、4年を超えて5年以下が2.6%（22人）、5年超が1.0%（9人）であった。1年以上1年6月以下の割合が最も高く、最短は4月（1人）、最長は7年（4人）であった<sup>(\*28)</sup>。

### (2) 男女別・年齢層別

実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-7図**のとおりである<sup>(\*29)</sup>。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、次いで、30歳代、40歳代、若年者、高齢者の順であった。

男性は、50～64歳の割合が最も高いが、50歳未満の年齢層が6割を超えていた。他方、女性は、50～64歳と高齢者の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。

犯行時の平均年齢は、男性が43.9歳（標準偏差＝14.7）、女性が52.0歳（同＝15.7）であり、最年少は男性が18歳、女性が23歳であり、最高齢は男性が83歳、女性が73歳であった。

(\*28) 平成23年の通常第一審における科刑状況では、窃盗により懲役の実刑に処せられた者は9,304人であり、そのうち、1年未満が1,906人（20.5%）、1年以上2年未満が3,935人（42.3%）、2年以上3年以下が2,507人（26.9%）、3年を超えて5年以下が884人（9.5%）、5年超が72人（0.8%）であり、1年以上2年未満の懲役刑に処せられた者が最も多かった（平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM 及び CD-ROM 資料2-4参照）。

(\*29) 平成23年の窃盗の入所受刑者における女性比は、10.1%であった（1-2-4-1図①イ参照）。また、同年の窃盗の入所受刑者の年齢層別構成比では、男性は、29歳以下16.0%、30歳代22.6%、40歳代21.3%、50～64歳28.9%、65歳以上11.2%であり、女性は、29歳以下7.1%、30歳代18.0%、40歳代19.7%、50～64歳30.1%、65歳以上25.0%であった（1-2-4-1図②参照）。

2-2-2-7図 実刑（懲役）犯行時の年齢層別構成比（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 手口別

#### ア 総数・男女別

実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-8図①**のとおりである。

男女共に、万引きの割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、侵入窃盗の割合が有意に高く、女性は、万引きの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .002$ ）。

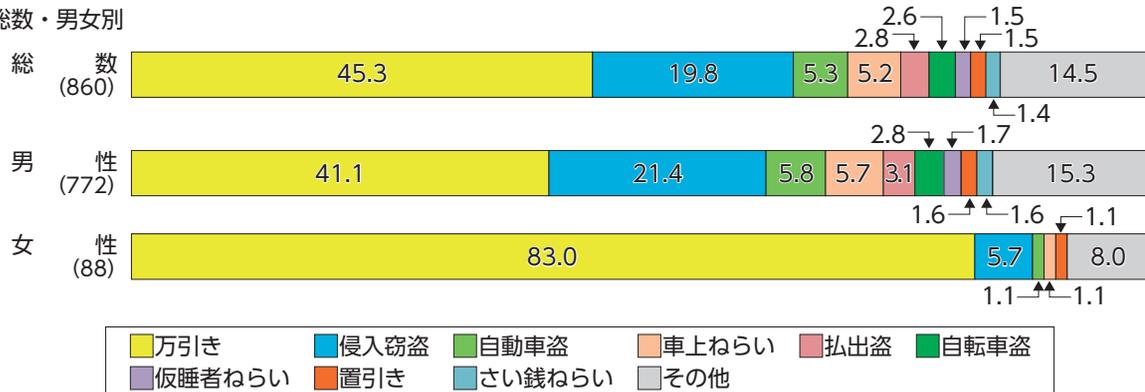
#### イ 男女別・年齢層別

実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-2-8図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっており、30歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっていった。他方、女性は、いずれの年齢層においても、万引きが7割を超えており、高齢者では万引きが9割を超えていた。

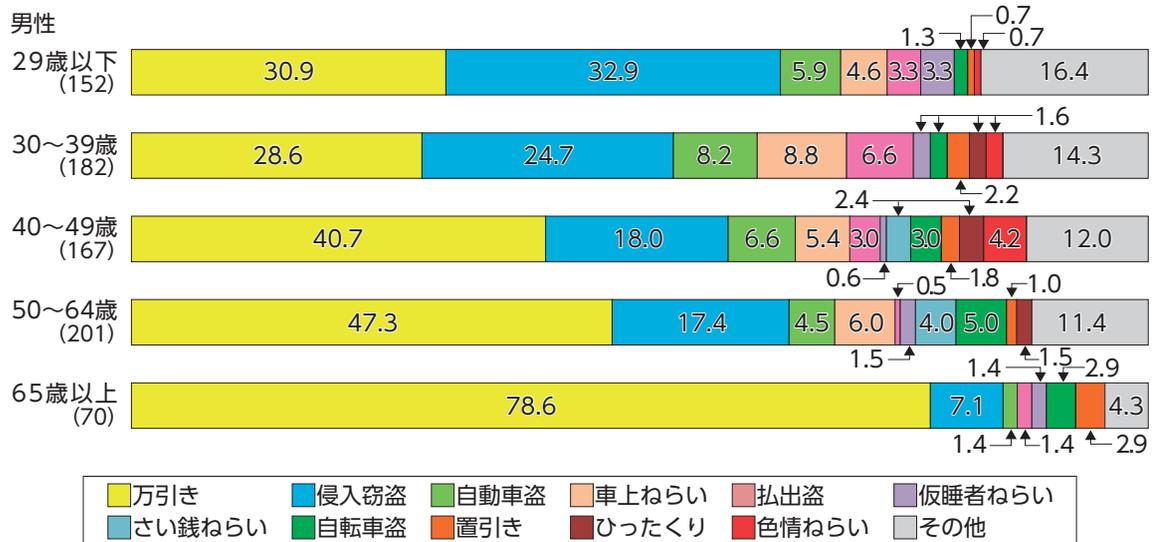
2-2-2-8図 実刑（懲役）主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

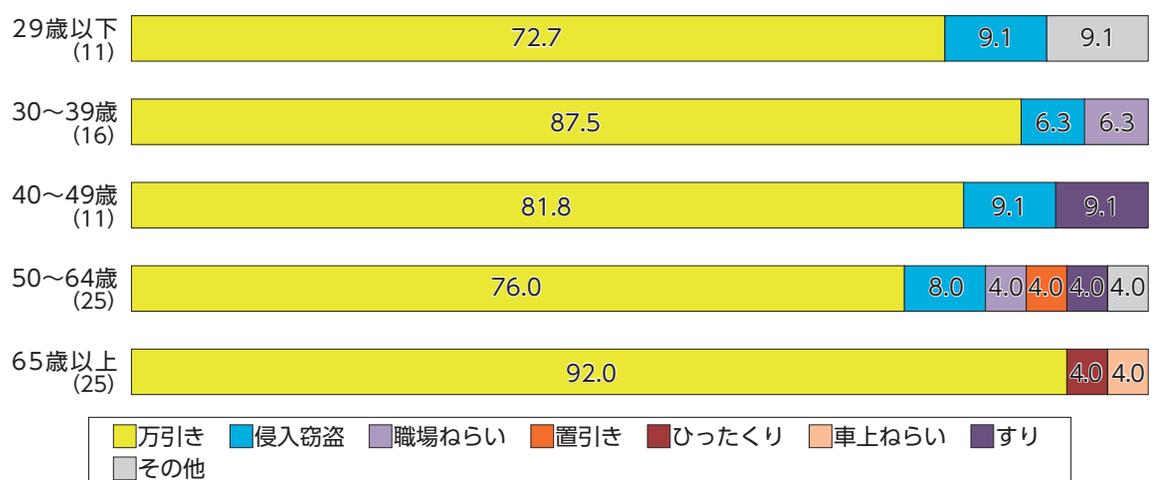


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科関係

実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は50人（5.8%）であり、前科のある者は810人（94.2%）であった。

また、窃盗前科のある者は732人（85.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は4人（0.5%）であった。窃盗による懲役前科がある者は728人（84.7%）であり、その回数別人員は、1回が273人、2回が159人、3回が101人、4回以上が195人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多い者の回数は、22回（1人）であった。

#### (5) 常習特殊窃盗・常習累犯窃盗

##### ア 科刑状況

調査対象者のうち、常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗の罪名が認定された者は157人（常習特殊窃盗2人、常習累犯窃盗155人）であり、いずれも実刑（懲役）に処せられていた。

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年6月以上2年以下が16.6%（26人）、2年を超えて3年以下が63.7%（100人）、3年を超えて4年以下が15.9%（25人）、4年を超えて5年以下が3.2%（5人）、5年超が0.6%（1人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は1年6月（1人）、最長は5年6月（1人）であった<sup>(\*30)</sup>。

##### イ 男女別・年齢層別

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者のうち、男性は145人（92.4%）であり、女性は12人（7.6%）であった。

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、男性は、50～64歳の割合が40.7%（59人）と最も高く、次いで、40歳代27.6%（40人）、高齢者13.8%（20人）、30歳代12.4%（18人）、若年者5.5%（8人）の順であった。他方、女性は、実人員が少なく、高齢者が6人と最も多く、若年者、40歳代及び50～64歳が各2人であり、30歳代はいなかった。

---

(\*30) 常習特殊窃盗及び常習累犯窃盗の法定刑は、3年以上の懲役であるが（盗犯等の防止及び処分に関する法律2条・3条）、酌量減刑により懲役刑の下限を1年6月まで減ずることも可能である（刑法66条・71条）。

## ウ 手口別

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、男性は、万引きの割合が47.6%（69人）と最も高く、次いで、侵入窃盗19.3%（28人）、車上ねらい8.3%（12人）、自転車4.1%（6人）、さい銭ねらい3.4（5人）の順であった。これに対し、女性は、万引きが11人（91.7%）と圧倒的に多く、その余の1人（40歳代）はすりであった。

なお、常習特殊窃盗が認定された者は、いずれも、男性であり、主たる犯行の手口は、侵入窃盗であった。

## エ 前科関係

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者は、いずれも窃盗による懲役前科が3回以上ある者であり、その回数別人員は、3回が45人（28.7%）、4回が33人（21.0%）、5回が19人（12.1%）、6回が13人（8.3%）であり、7回以上が47人（29.9%）であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回（1人）であった。

## 第3章 罰金処分者

この章では、罰金処分者の特性や犯行の内容等の実態を明らかにする（なお、罰金処分者の再犯状況については、本編第6章において検討する。）。

### 第1節 概要

#### 1 罰金処分者の属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、罰金処分者の実人員は766人（31.6%）であった（調査対象者の処断刑別構成比については、2-2-2-1図参照）。

また、罰金処分者のうち、男性は485人（63.3%）、女性は281人（36.7%）であり、罰金処分者における女性比は有意に高かった（ $\chi^2(2)=193.161, p<.000$ ）。

##### (2) 年齢層

罰金処分者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-1-1図のとおりである。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。罰金処分者は、執行猶予者（2-2-2-4図参照）や実刑（懲役）に処せられた者（2-2-2-7図参照）と比べると、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(8)=117.573, p<.000$ ）<sup>(\*1)</sup>。

また、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、若年者の割合が有意に高く、女性は、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=21.595, p<.000$ ）。

---

(\*1) 執行猶予者との比較につき、 $\chi^2(4)=88.044, p<.000$ 。実刑（懲役）に処せられた者との比較につき、 $\chi^2(4)=45.972, p<.000$ 。

2-3-1-1図 罰金処分者 犯行時の年齢層別構成比（総数・男女別）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
総数 (766)	14.4	17.9	16.1	29.9	21.8
男性 (485)	18.4	19.0	14.8	28.7	19.2
女性 (281)	7.5	16.0	18.1	32.0	26.3

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 国籍等

罰金処分者の国籍等別人員は、日本人が732人（95.6%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は34人（4.4%）であった。

日本国籍以外の罰金処分者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が15人と最も多く、次いで、中国13人、ベトナム3人の順であった。

## 2 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

調査対象事件のうち、罰金処分者による窃盗の事件数は、延べ849件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.11件（標準偏差=0.37）であった。

罰金処分者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が91.1%（698人）と圧倒的多数を占めており、次いで、2件7.0%（54人）、3件1.7%（13人）、4件0.1%（1人）の順であった。

### (2) 窃盗の手口

罰金処分者について、主たる犯行の手口別構成比を総数・男女別・年齢層別に見ると、2-3-1-2図のとおりである。

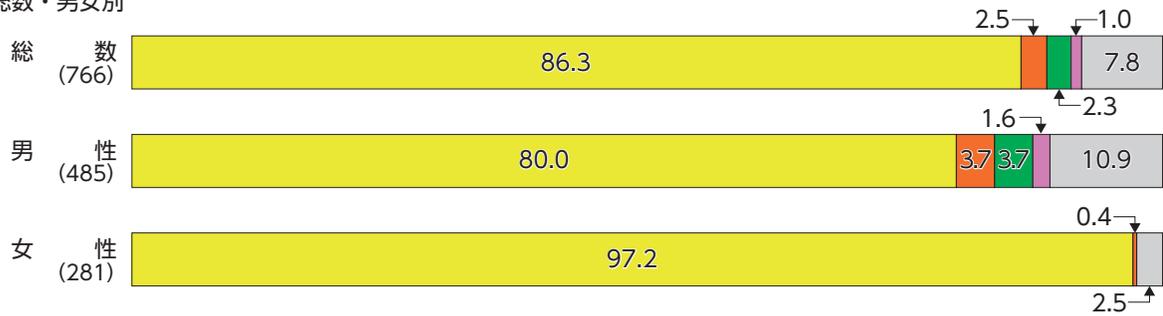
総数では、万引きが8割を超えていた。男女共に、万引きの割合が極めて高いが、男性では、万引き以外の手口も2割を占めていた。

年齢層別に見ると、男性は、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっており、特に、高齢者は、万引きの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .002$ ）<sup>(\*)</sup>。他方、女性は、いずれの年齢層においても、万引きが8割を超えていた。

(\*) なお、30歳代の男性は、色情ねらいの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .002$ ）

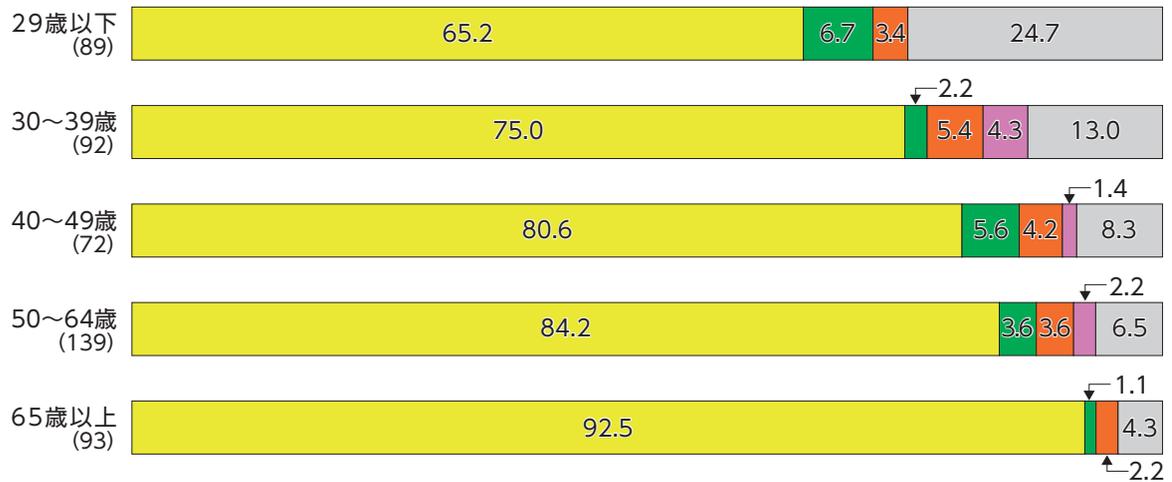
2-3-1-2図 罰金処分者 主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

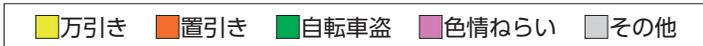
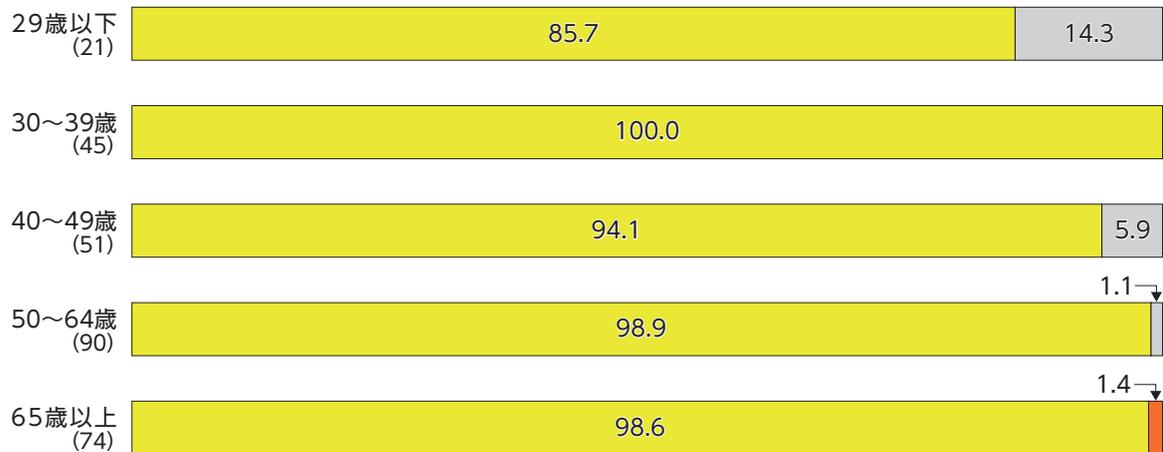


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 共犯関係

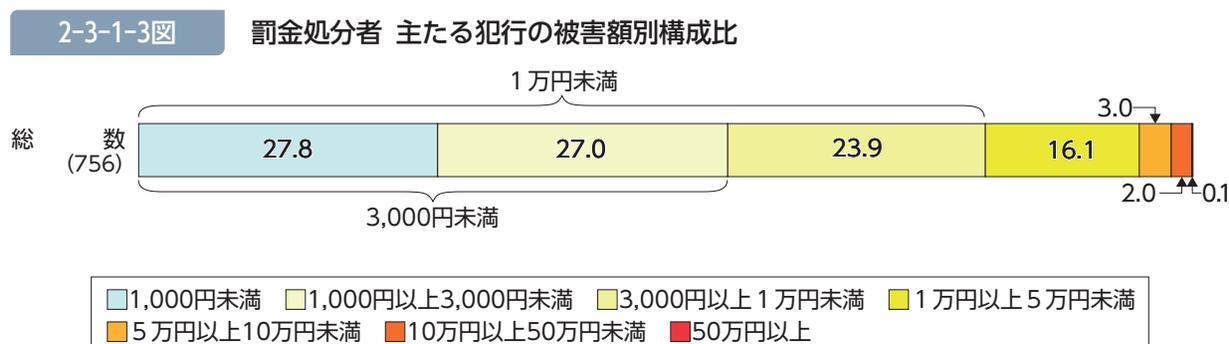
罰金処分者のうち、主たる犯行について、共犯者がいた者の人員は28人（3.7%）であり、単独犯が圧倒的多数を占めていた（調査対象者総数における共犯者の有無別構成比については、2-2-1-5図参照）。

### (4) 被害状況

罰金処分者の主たる犯行について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が758人（99.0%）であり、窃盗未遂は8人であった。

窃盗既遂の罰金処分者について、主たる犯行（被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、2-3-1-3図のとおりである。

3,000円未満の被害額が過半数を占めており、約8割は1万円未満の被害額であった（調査対象者総数における被害額別構成比については、2-2-1-6図参照）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

なお、罰金処分者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（押収により還付予定のものを含む。）によって、被害の全部が回復されている者は675人（88.1%）であり、被害金品の一部のみが還付されている者（28人）も含めると、ほとんどの場合が被害回復されていた。また、罰金処分者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的弁償措置（弁償済みのものに限る。）を行った者は、298人（38.9%）であった。

### 3 科刑状況

罰金処分者について、罰金額の科刑状況を見ると、20万円の割合が47.8%（366人）と最も高く、次いで、30万円34.7%（266人）、40万円5.6%（43人）、10万円5.2%（40人）、50万円5.1%（39人）の順であり、最高額は60万円（1人）であった。

なお、罰金処分者のうち、略式命令により罰金に処せられた者は671人（87.6%）であり、通常裁判により罰金に処せられた者は95人（12.4%）であった。

また、罰金刑の執行状況について見ると、罰金額を完納した者が583人（76.1%）と大半を占めており、労役場留置により刑の執行を終えた者は93人（12.1%）であった。

## 第2節 罰金処分者の生活環境

### 1 婚姻状況

罰金処分者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-1図のとおりである<sup>(※3)</sup>。

総数では、「婚姻歴あり」が6割以上を占めているが、「婚姻継続中」は3割台にとどまっていた。

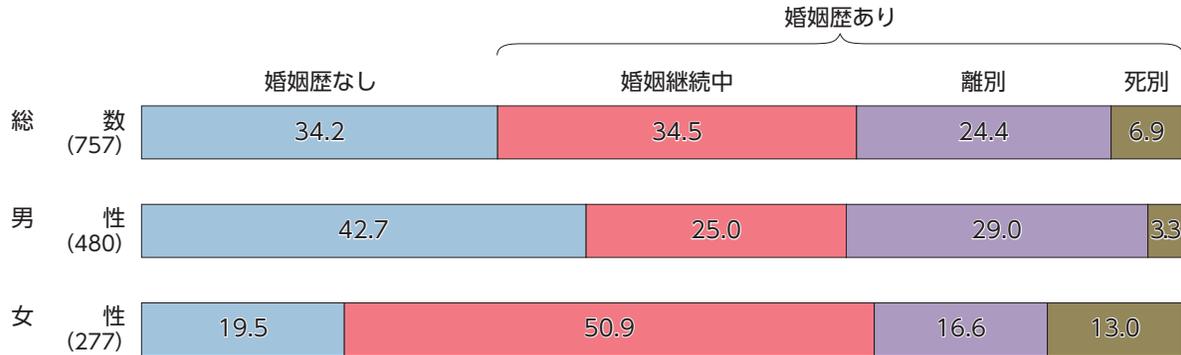
男性は、「婚姻歴なし」が4割以上を占めており、「婚姻歴あり」の者であっても、その過半数を、配偶者と「離別」又は「死別」した者で占めていた。他方、女性は、「婚姻継続中」の者が過半数を占めていた。

婚姻状況について男女で比較すると、男性は、「婚姻歴なし」や「離別」の割合が有意に高く、女性は、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3)=96.683$ 。  $p<.000$ ）。

---

(※3) 本調査における「婚姻歴」は、原則として、犯行時における法律婚の有無で集計しているが、「離別」は、犯行時に離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合も含めている。

2-3-2-1図 罰金処分者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離婚」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## 2 居住状況

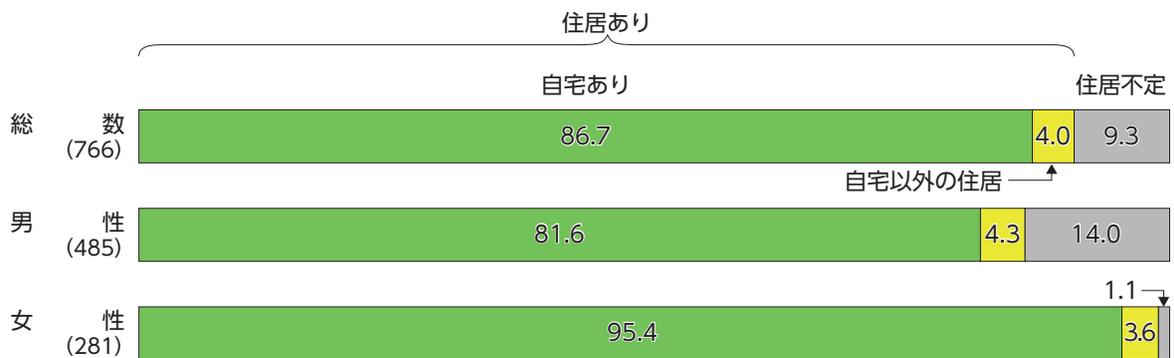
### (1) 住居の有無

罰金処分者について、犯行時における住居の有無別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-2図のとおりである。

総数では、「住居あり」が約9割を占めており、「自宅あり」が圧倒的に多かった。

男女共に、「住居あり」が大半を占めているが、男女で比較すると、女性は、「自宅あり」の割合が有意に高く、男性は、「住居不定」の割合が有意に高かった( $\chi^2(2) = 36.333, p < .000$ )。

2-3-2-2図 罰金処分者 犯行時の住居の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 「自宅」は、賃貸を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

「住居不定」の罰金処分者（71人）について、その年齢層別の人員を見ると、50～64歳が31人（43.7%）と最も多く、次いで、40歳代12人（16.9%）、若年者と30歳代の各11人（各15.5%）、高齢者6人（8.5%）の順であった。

なお、「住居不定」の罰金処分者のうち、略式命令により罰金刑に処せられた者は10人であり、大半が通常裁判により罰金刑に処せられていた。

## （2）同居人等の有無

罰金処分者のうち、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-3-2-3図**のとおりである。

総数では、「同居人あり」が約7割を占めていた。

男女共に、「同居人あり」が過半数を占めているが、男女で比較すると、女性は、「同居人あり」の割合が有意に高いのに対し、男性は、「単身居住者」のうち「交流のある近親者なし」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(2)=24.317, p<.000$ ）。

**2-3-2-3図** 罰金処分者 犯行時の同居人等の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者及び住居不定の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

## 3 就労状況

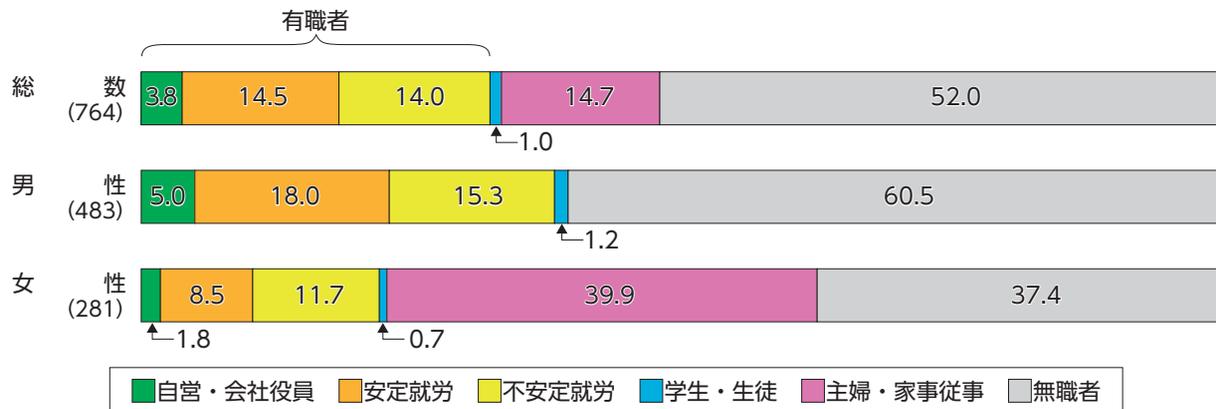
罰金処分者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と男女別で見ると、**2-3-2-4図**のとおりである。

総数では、「無職者」（学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。）が過半数を占めていた。

犯行時の就労状況について、男女で比較すると、男性は、「無職者」の割合が有意に高いのに

対し、女性は、「主婦・家事従事」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(5)=228.568, p<.000$ )<sup>(\*4)</sup>。

2-3-2-4図 罰金処分者 犯行時の就労状況別構成比 (総数・男女別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不明の者を除く。  
 4 「安定就労」は、会社員等の正規被雇用者をいう。  
 5 「不安定就労」は、不定期派遣、アルバイト等をいう。  
 6 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

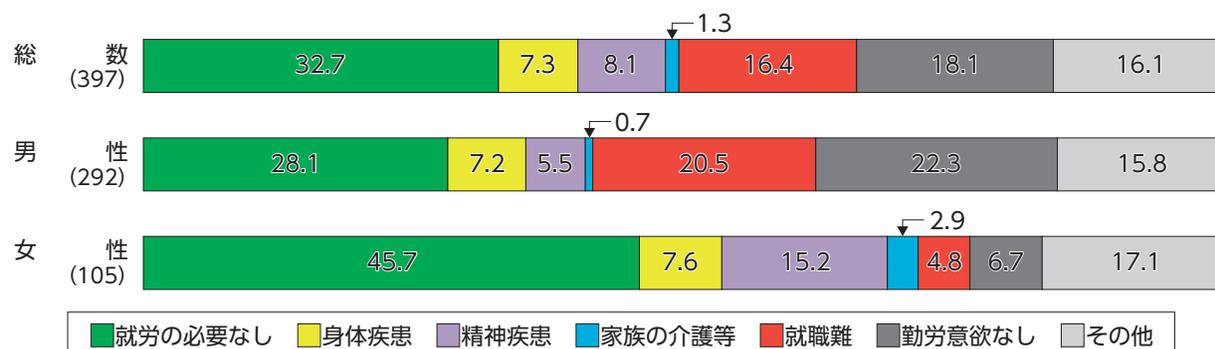
さらに、罰金処分者のうち、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-5図のとおりである。

男女共に、「就労の必要なし」<sup>(\*5)</sup>の割合が最も高かったが、男女で比較すると、男性は、「就職難」や「勤労意欲なし」の割合が有意に高く、女性は、「就労の必要なし」や「精神疾患」(精神疾患の疑いがある旨の診断を含む。)の割合が有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

(\*4) なお、男性は、女性と比べて、有職者のうち、「自営・会社役員」や「安定就労」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(5)=228.568, p<.000$ )。

(\*5) 本調査における「就労の必要なし」とは、高齢により年金を受給している場合等、一般的な観点からも、就労の必要性が認められない場合をいう。

2-3-2-5図 罰金処分者 無職者の無職理由別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「無職者」に限る。  
 3 犯行時の無職理由による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の無職理由による。  
 4 「就労の必要なし」は、年金を受給している場合等をいう。  
 5 「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 6 「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 経済状況

### (1) 収入状況

罰金処分者について、犯行時における収入<sup>(\*6)</sup>の有無を見ると、総数（収入の有無が不詳の者を除く。685人）では、収入のある者が77.2%（529人）を占めていた。

男女で比較すると、収入のある者の割合は、女性（91.8%）の方が、男性（69.2%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1)=45.791, p<.000$ ）。

また、収入がある者について、犯行時における収入額（1か月間の手取額）別の人員を見ると、10万円を超え20万円以下の者が232人と最も多く、次いで、10万円以下164人、20万円超133人の順であった。

### (2) 資産・負債の状況

#### ア 資産の状況

罰金処分者について、犯行時における資産の有無・状況を見ると、総数（資産の有無が不詳の者を除く。726人）では、何らかの資産のある者が50.7%（368人）を占めており、100万円以上の預貯金がある者も15.0%（109人）を占めていた。

男女で比較すると、資産のある者の割合は、女性（63.7%）の方が、男性（43.6%）と比べ

(\*6) 本調査における「収入」は、生計を維持することのできる状況にあったかを見るため、職場からの給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等も含めている。

て、有意に高かった ( $\chi^2(1)=26.668, p<.000$ )。また、100万円以上の預貯金がある者の割合（預貯金が不詳の者を除く。）は、女性（25.9%）の方が、男性（11.3%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=23.681, p<.000$ )。

## イ 負債の状況

罰金処分者について、犯行時における負債の有無を見ると、総数（負債の有無が不詳の者を除く。643人）では、借金や債務のない者が73.4%（472人）を占めていた。

男女で比較すると、負債のない者の割合は、女性（78.2%）の方が、男性（70.8%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=4.113, p=.043$ )。

## 5 精神疾患の既往歴

罰金処分者のうち、精神疾患の既往歴がある者は105人（13.7%）であり、そのうち、男性は49人、女性は56人であった。

男女で比較すると、精神疾患の既往歴がある者の割合は、女性（19.9%）の方が、男性（10.1%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=14.345, p<.000$ )。

また、精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が52人と最も多く、次いで、アルコール依存症13人、統合失調症12人、摂食障害12人、パニック障害7人の順であった。男女共に、気分障害の人員が最も多いが、男性は、気分障害（22人）に次いで、アルコール依存症（11人）、統合失調症（8人）が多いのに対し、女性は、気分障害（30人）に次いで、摂食障害（11人）が多かった。

## 第3節 罰金処分者の前科・前歴関係

### 1 前科の有無・内容

#### (1) 前科一般

罰金処分者のうち、前科のない者は477人（62.3%）であり、前科のある者は289人（37.7%）であった。

また、罰金処分者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は145人（18.9%）であった。その回数別人員は、1回が109人、2回が15人、3回が8人であり、4回以上が13人であった。なお、前科が最も多い者の回数は、28回（1人）であった。

## (2) 窃盗前科

### ア 総数

罰金処分者のうち、窃盗前科のない者は622人(81.2%)であり、窃盗前科のある者は144人(18.8%)であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、罰金処分者のうち、窃盗前科1回が112人(14.6%)、2回が17人(2.2%)、3回が5人(0.7%)であり、4回以上が10人(1.3%)であった。なお、窃盗前科が最も多い者の回数は、9回(1人)であった。

### イ 窃盗の罰金前科

罰金処分者のうち、窃盗による罰金前科のある者は76人(9.9%)であり、その回数別人員は、1回が75人、2回が1人であった。

なお、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は72人であり、窃盗による懲役前科もある者は4人であった。

### ウ 窃盗の懲役前科

罰金処分者のうち、窃盗による懲役前科のある者は72人(9.4%)であった。その回数別人員は、1回が43人、2回が15人、3回が4人であり、4回以上が10人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回(1人)であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は68人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

罰金処分者について、前科の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-3-1図①のとおりである。

男女共に、「前科なし」が過半数を占めているが、男女で比較すると、男性は、「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合のほか、「窃盗前科（懲役）1回」や「窃盗前科（懲役）2回」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

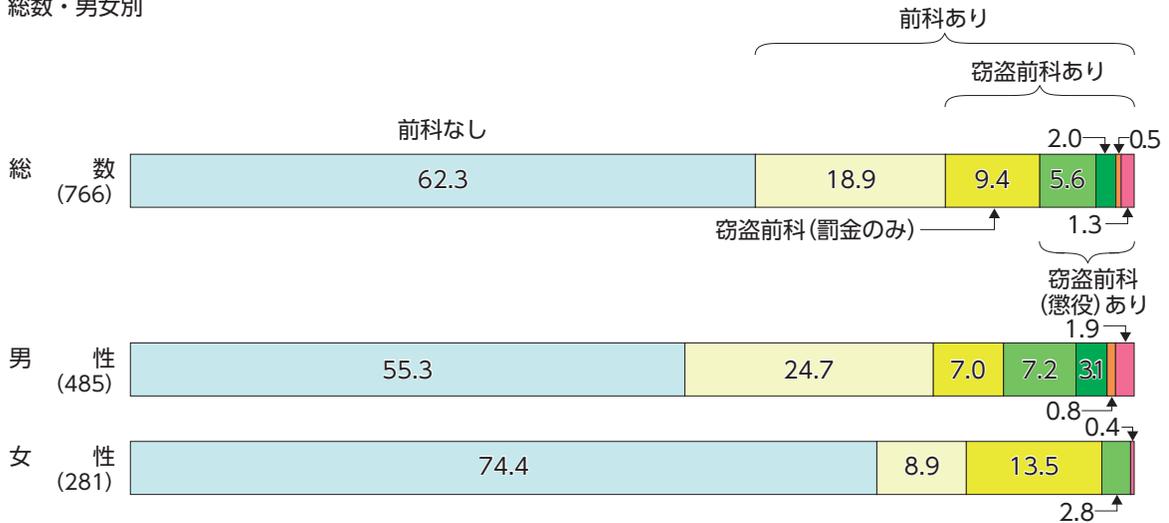
#### イ 年齢層別

罰金処分者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-3-3-1図②のとおりである。

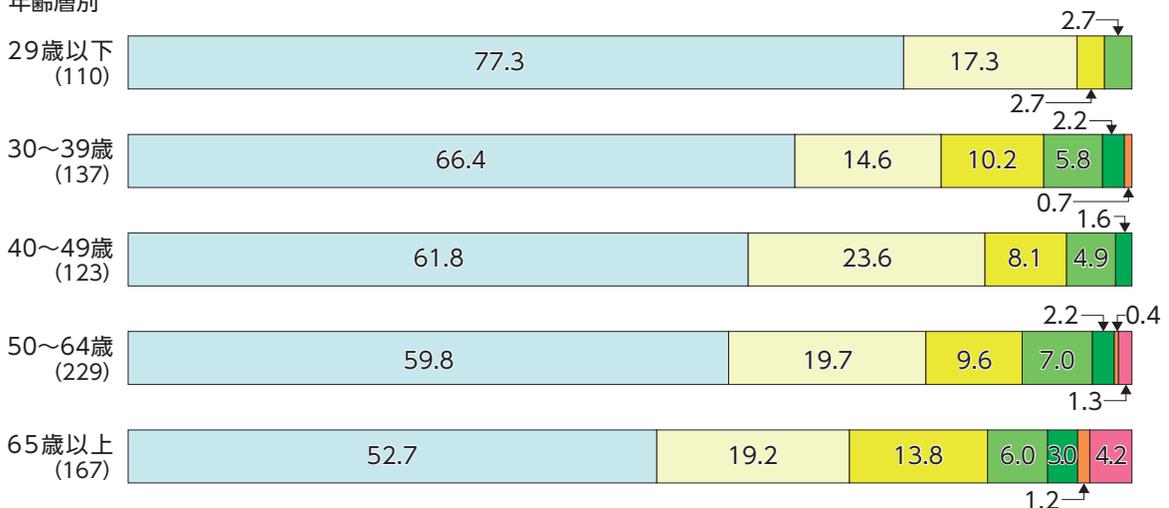
いずれの年齢層においても、「前科なし」が過半数を占めているが、年齢層が高くなるにつれて、その割合は低くなっていた。また、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科あり」の割合も高くなっていた。年齢層で比較すると、若年者は、「前科なし」の割合が有意に高いのに対し、高齢者は、「窃盗前科（罰金のみ）」や「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.004$ ）。

2-3-3-1図 罰金処分者 前科の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



■ 前科なし   
 ■ 窃盗前科なし・その他前科あり   
 ■ 窃盗前科(罰金のみ)   
 ■ 窃盗前科(懲役)1回  
■ 窃盗前科(懲役)2回   
■ 窃盗前科(懲役)3回   
■ 窃盗前科(懲役)4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科(罰金のみ)」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科(懲役)」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( )内は、実人員である。

## 2 前歴の有無・内容

### (1) 前歴一般

罰金処分者のうち、前歴<sup>(\*7)</sup>のない者は81人(10.6%)であり、そのうち、前科もない者は57人であった。他方、罰金処分者のうち、前歴のある者は685人(89.4%)であり、前科があり、かつ、前歴もある者は265人(34.6%)であった。

また、罰金処分者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は44人(5.7%)であった。その回数別人員は、1回が27人、2回が12人、3回以上が5人であり、前歴が最も多い者の回数は5回(1人)であった。

### (2) 窃盗前歴

罰金処分者のうち、窃盗前歴のない者は122人(15.9%)であり、そのうち、前科もない者は80人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は24人であった。

他方、罰金処分者のうち、窃盗前歴のある者は644人(84.1%)であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は126人(16.4%)であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が220人、2回が214人、3回が121人であり、4回以上が89人であった。なお、窃盗前歴が最も多い者の回数は、15回(1人)であった。

なお、窃盗前歴がある者のうち、前科のない者は397人であり、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は121人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、**2-3-3-2図**①のとおりである。

男女共に、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が7割近くを占めており、「窃盗前歴2回」や「窃盗前歴3回以上」の割合が有意に高かった

(\*7) 本調査における「前歴」は、前科関係との重複を避けるため、刑事確定記録から把握することのできる犯罪・非行の検挙歴のうち、起訴猶予処分や微罪処分等により、起訴されていないものに限定して集計しており、前科と同内容の前歴は除外されるが、少年院送致等により保護処分となった非行歴のほか、審判不開始となった非行歴は含まれる。なお、交通法令違反や自動車運転過失致死傷等の前歴については、刑事確定記録から統一的に把握することが困難であるため、本調査における「前歴」からは除外している。

$\chi^2(6)=60.725, p<.000$ 。

また、前科のない罰金処分者に限定した上で、男女で比較すると、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=14.495, p<.000$ )、「窃盗前歴2回」や「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(4)=24.217, p<.000$ )。

## イ 年齢層別

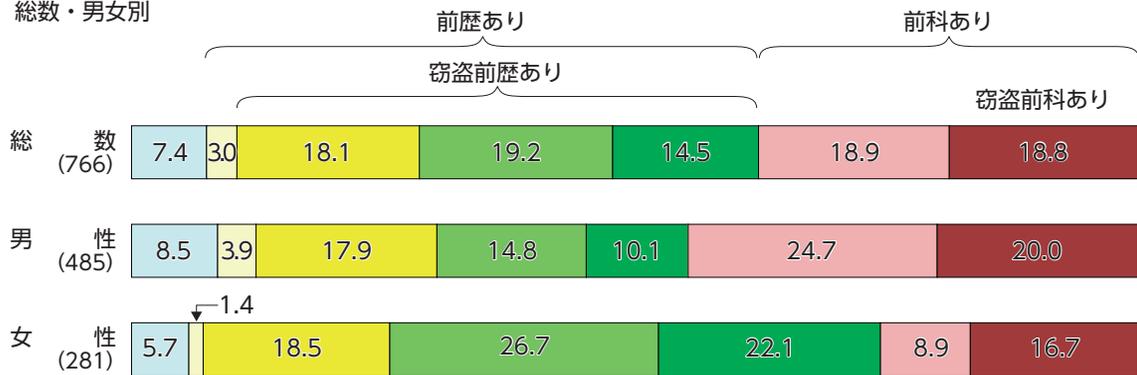
罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、**2-3-3-2図②**のとおりである。

40歳以上の各年齢層においては、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に高齢者においては、「前科・前歴なし」がおらず、前科のない高齢者の全員が「窃盗前歴あり」であった。

前科のない罰金処分者に限定した上で、年齢層で比較すると、50歳以上の各年齢層は、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=54.310, p<.000$ )。また、50歳以上の各年齢層は、「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高く、高齢者は、「窃盗前歴2回」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(16)=97.596, p<.000$ )。

2-3-3-2図 罰金処分者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



■ 前科・前歴なし   
 ■ 窃盗前歴なし・その他前歴あり (前科なし)   
 ■ 窃盗前歴1回 (前科なし)  
■ 窃盗前歴2回 (前科なし)   
 ■ 窃盗前歴3回以上 (前科なし)   
 ■ 窃盗前科なし・その他前科あり  
■ 窃盗前科あり

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。  
 5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。  
 6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( )内は、実人員である。

(4) 初回検挙時の年齢

前科のない罰金処分者に限定した上で、窃盗前歴のある者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、男性は、初回検挙時の平均年齢が41.1歳（標準偏差＝17.1）であり、最年少は15歳，最高齢は80歳，最頻値の年齢は20歳（9人）であった。他方，女性は，初回検挙時の平均年齢が44.8歳（標準偏差＝16.9）であり，最年少は14歳，最高齢は86歳，最頻値の年齢は

62歳（9人）であった。

#### （5）微罪処分歴

前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は315人（66.0%）であった。その回数別人員は、1回が240人（50.3%）、2回が59人（12.4%）、3回以上が16人（3.4%）であり、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、6回（1人）であった。

また、前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を男女別に見ると、男性が56.3%（151人）、女性が78.5%（164人）であり、女性は、男性と比べて、窃盗の微罪処分歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=25.631, p<.000$ ）。

さらに、前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を年齢層別に見ると、若年者が38.8%（33人）、30歳代が52.7%（48人）、40歳代が68.4%（52人）、50～64歳が75.9%（104人）、高齢者が88.6%（78人）であり、50歳以上の各年齢層は、窃盗の微罪処分歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=61.423, p<.000$ ）。

## 第4章 侵入窃盗事犯者

この章では、侵入窃盗事犯者について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する。

### 第1節 侵入窃盗事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が侵入窃盗である者（侵入窃盗事犯者）の総数は、302人（12.5%）であった。

また、侵入窃盗事犯者のうち、男性は294人（97.4%）、女性は8人（2.6%）であった。

なお、侵入窃盗事犯者は、女性の実人員が極めて少ないため、以下、この章では、特に断らない限り、男女総数で検討する<sup>(\*1)</sup>。

##### (2) 年齢層

侵入窃盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者（107人）の割合が最も高く、次いで、30歳代（81人）、50～64歳（55人）、40歳代（51人）、高齢者（8人）の順であり、40歳未満の年齢層が約6割を占めていた（2-2-1-4図参照）。

犯行時の平均年齢は、37.2歳（標準偏差＝13.7）であり、最年少は17歳、最高齢は78歳、最頻値の年齢は21歳と23歳（各15人）であった。

以上のとおり、侵入窃盗事犯者については、高齢者の実人員が極めて少ないため<sup>(\*2)</sup>、以下、この章において、年齢層別の検討をする場合には、特に断らない限り、若年者、30歳代、40歳代、50歳以上（高齢者を含む。）の四区分で検討する。

---

(\*1) 侵入窃盗は、検挙人員の女性比においても、1割未満で推移している（1-1-2-5図①参照）。

(\*2) 侵入窃盗は、検挙人員の年齢層別構成比においても、高齢者の割合が1割未満で推移している（1-1-2-7図①③参照）。なお、同検挙人員には、保護処分の対象となる少年も含まれていることに留意する必要がある。

### (3) 国籍等

侵入窃盗事犯者の国籍等別人員は、日本人が275人(91.1%)と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は27人(8.9%)であった。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、国籍等別の人員を見ると、中国が13人と最も多く、次いで、韓国・朝鮮7人、ベトナムとコロンビアの各2人の順であった<sup>(\*3)</sup>。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が63.0%(17人)と最も高く、次いで、30歳代18.5%(5人)、50歳以上11.1%(3人)、40歳代7.4%(2人)の順であり、日本人と比べて、若年者の割合が有意に高かった( $\chi^2(3)=10.035, p=.018$ )。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者は、犯行時の平均年齢が31.5歳(標準偏差=13.4)であり、最年少は20歳、最高齢は64歳、最頻値の年齢は22歳(4人)であった。

### (4) 成育歴・教育歴

侵入窃盗事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親<sup>(\*4)</sup>により養育された者の割合が76.8%(232人)と最も高く、次いで、母親のみ10.6%(32人)、父親のみ5.6%(17人)、児童養護施設3.6%(11人)、両親以外の親族1.0%(3人)の順であった。

また、侵入窃盗事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が40.7%(123人)と最も高く、次いで、高校卒業23.5%(71人)、高校中退21.2%(64人)、大学進学8.9%(27人)、専門学校卒業3.0%(9人)の順であった<sup>(\*5)</sup>。

## 2 犯行時の生活環境

### (1) 婚姻状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-1図**のとおりである。

総数では、「婚姻歴なし」が約6割を占めており、「婚姻継続中」は約1割にとどまっていた。

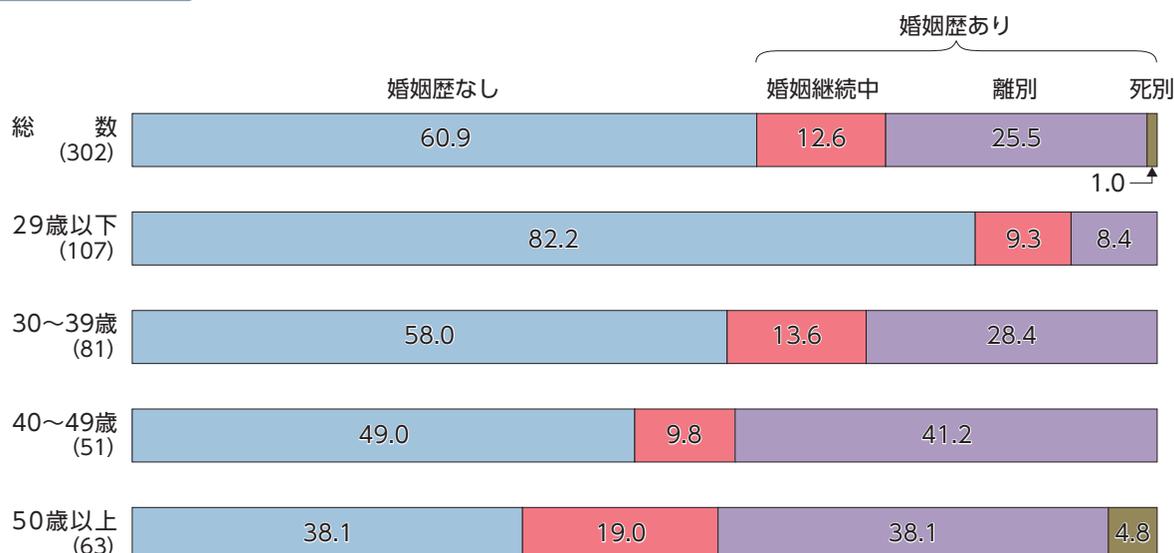
(\*3) 以上の国籍等のほか、侵入窃盗事犯者には、「南米その他」(南アメリカのうち、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ペルー及びベネズエラ以外の国をいう。)として集計された者が3人いた。

(\*4) 本調査における「親」は、実親のほか、養親を含む。

(\*5) 本調査における「中学卒業」は、高校中退を含まない。また、「大学進学」は、大学中退・卒業のほか、大学院進学・修了を含む。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合が高くなっていったが、いずれの年齢層においても、「婚姻継続中」の割合は2割に満たなかった。

2-4-1-1図 侵入窃盗事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行日の婚姻状況による。  
 3 「離別」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 居住状況

侵入窃盗事犯者の犯行時における居住状況について、住居の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-2図①のとおりである。

総数では、「自宅あり」が約7割を占めているが、「住居不定」も2割を超えていた。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自宅あり」が過半数を占めているが、その一方において、「住居不定」も2割を超えていた。

さらに、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-2図②のとおりである。

総数では、「同居人あり」の者が約6割を占めていた。特に、若年者においては、「同居人あり」が約7割を占めているが、30歳以上の各年齢層では、「同居人あり」が5割台にとどまっていた。また、50歳以上では、「単身居住者」であり、かつ、「交流のある近親者なし」が約3割を占めていた。

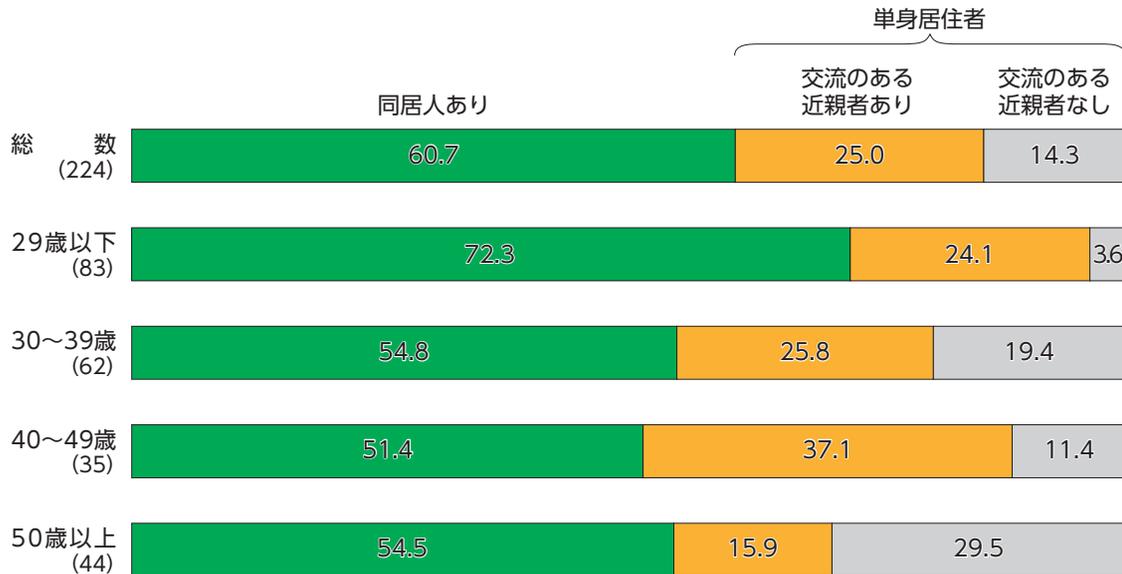
2-4-1-2図

侵入窃盗事犯者 犯行時の居住状況別構成比（総数・年齢層別）

① 住居の有無



② 同居人等の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ②において、犯行時に住居（自宅以外の住居を含む。）があった者に限る。  
 6 ( )内は、実人員である。

### (3) 就労状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-3図①**のとおりである。

総数では、「有職者」が3割台にとどまっており、「無職者」が6割を超えていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「無職者」の割合も高くなっていった。

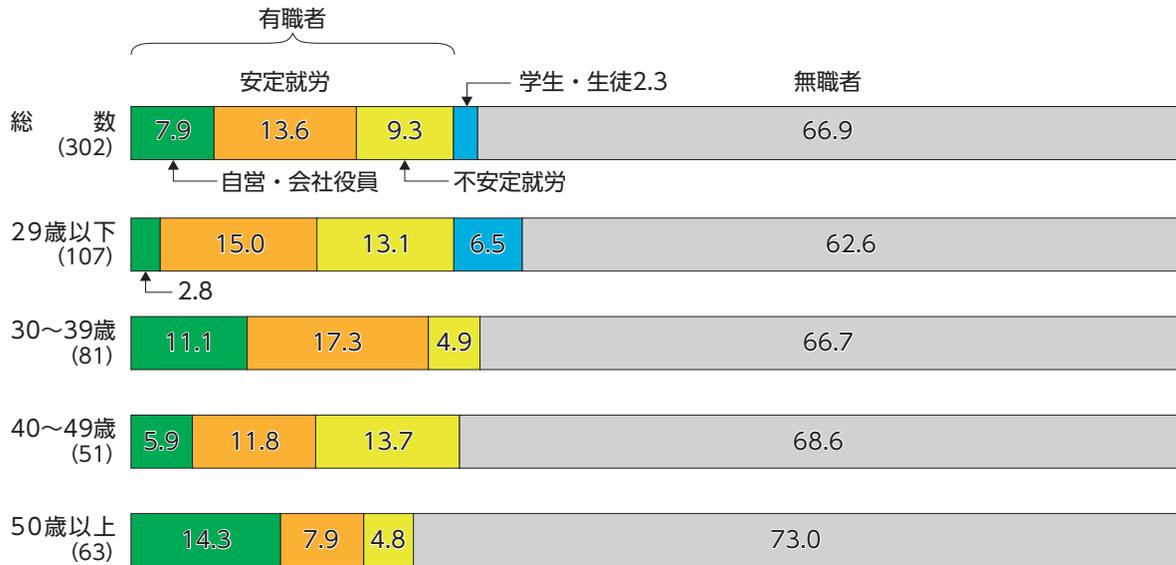
さらに、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-3図②**のとおりである。

総数では、「勤労意欲なし」が約6割を占めていた。いずれの年齢層においても、「勤労意欲なし」の割合が最も高く、特に40歳未満の各年齢層では、「勤労意欲なし」が7割を超えていた。

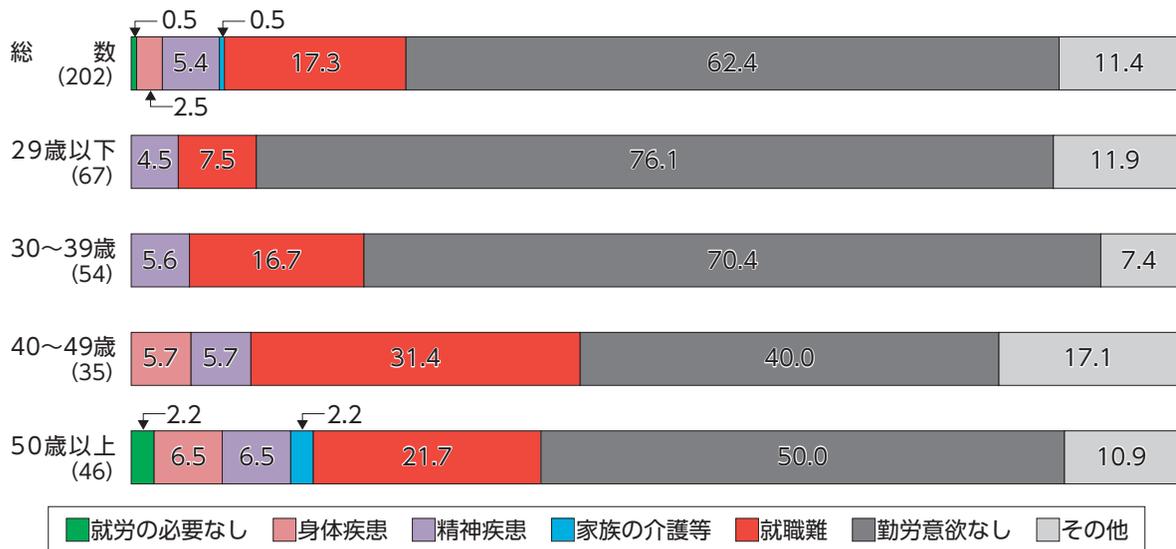
他方、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。84人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が17.9%（15人）、3月以上6月未満が13.1%（11人）、6月以上1年未満が13.1%（11人）、1年以上3年未満が26.2%（22人）、3年以上5年未満が8.3%（7人）、5年以上10年未満が14.3%（12人）、10年以上が7.1%（6人）であり、勤続期間が1年に満たない者が4割を超えていた。

2-4-1-3図 侵入窃盗事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・年齢層別）

① 就労の有無・内容



② 無職者の無職理由



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 4 ①において、「安定就労」は会社員等の正規被雇用者を、「不安定就労」は不定期派遣やアルバイト等をいう。  
 5 ②において、「就労の必要なし」は年金を受給している場合等を、「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 6 ②において、「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 7 ②において、「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 8 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( )内は、実人員である。

## (4) 経済状況

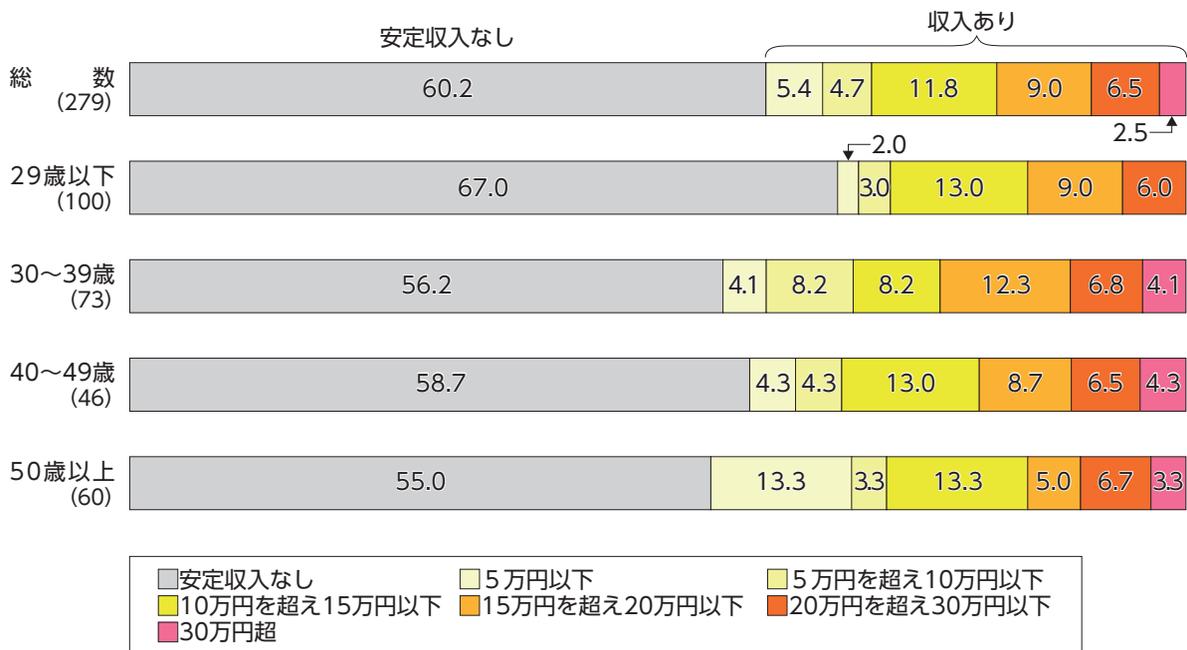
### ア 収入状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-4図のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が約6割を占めており、収入額が月額20万円を超える者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「安定収入なし」が過半数を占めていた。

なお、「収入あり」の者(111人)について、主な収入源別の人員を見ると、職場からの給与が72人と最も多く、次いで、生活保護25人、家族の収入6人の順であった。

2-4-1-4図 侵入窃盗事犯者 犯行時の収入状況別構成比 (総数・年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産の状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の資産の有無及び預貯金額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-5図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が6割を超えており、預貯金額が10万円以上の者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「資産なし」が6割を超えていた。

### (イ) 負債の状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の負債の有無及び負債額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-5図②のとおりである。

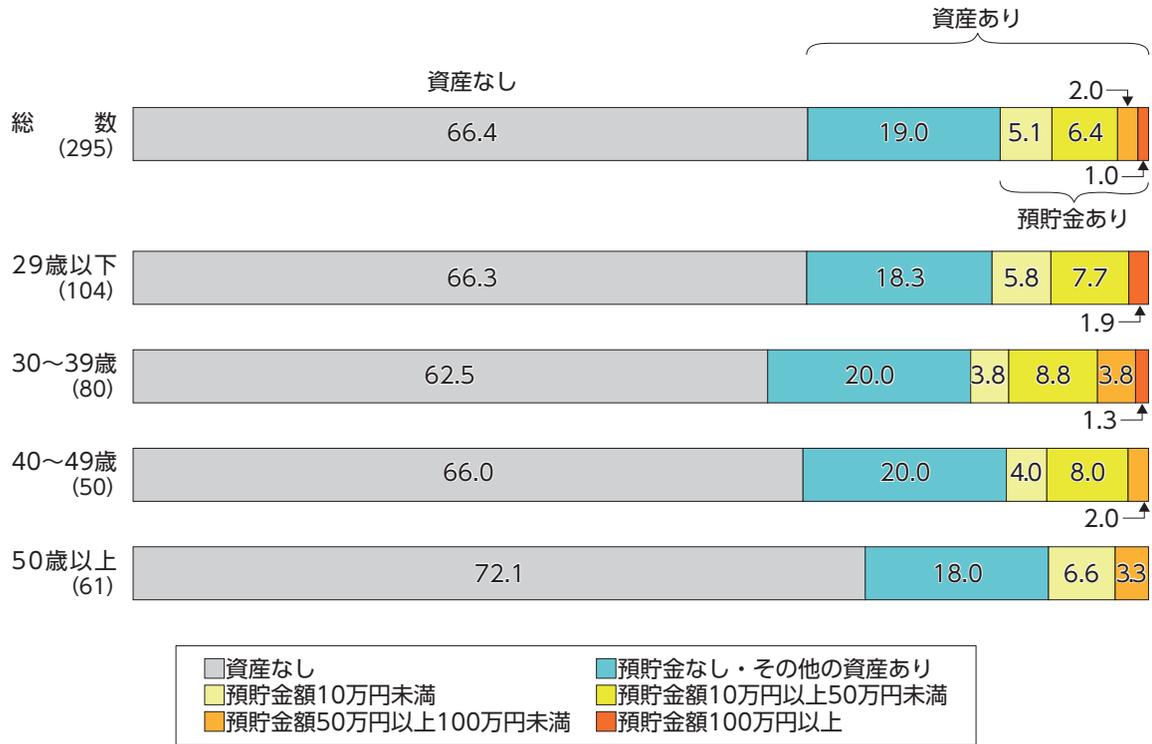
総数では、「負債あり」が過半数を占めており、負債額が100万円以上の者も2割を超えていた。年齢層別に見ると、若年者は、「負債あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=16.136, p=.001$ )。

なお、「負債あり」の者(155人)について、借入先別の人員(重複計上による。)を見ると、消費者金融が65人と最も多く、次いで、カードローン27人、車両関係ローン24人、友人・知人23人の順であった。

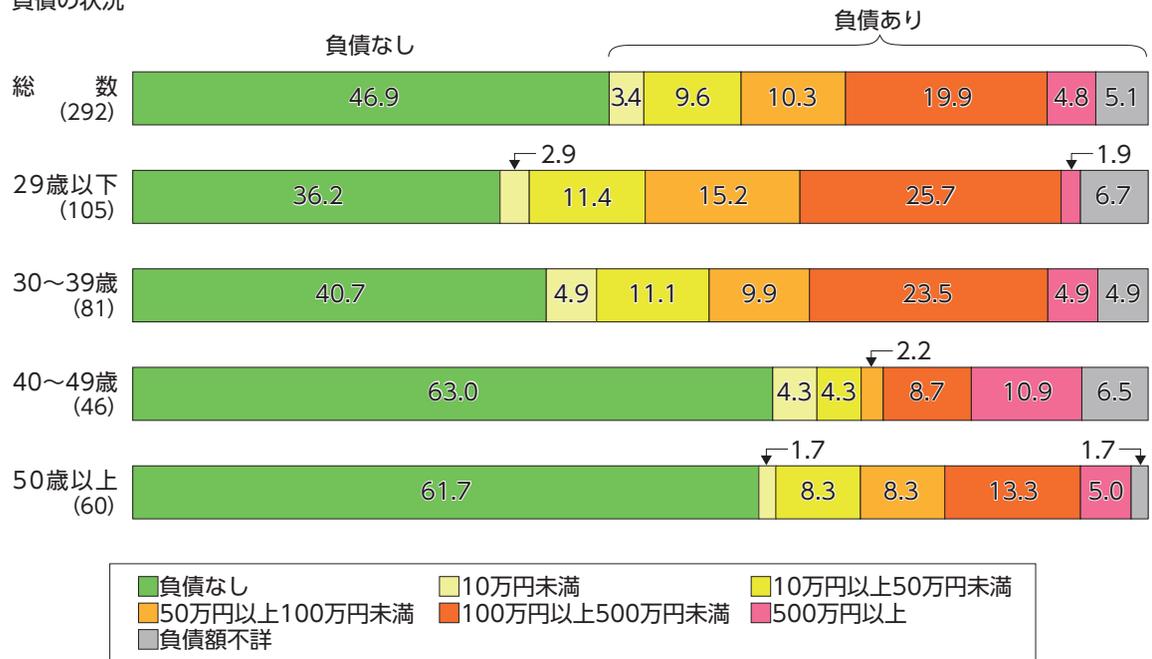
2-4-1-5図

侵入窃盗事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・年齢層別）

① 資産の状況



② 負債の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の有無が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (5) 精神疾患の既往歴

侵入窃盗事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴がある者は、34人（11.3%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、4人であり、いずれも任意入院によるものであった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が12人と最も多く、次いで、精神遅滞（知的障害）、てんかん、アルコール依存症、覚せい剤依存症の各4人、統合失調症が3人の順であった。

### (6) 暴力団歴

侵入窃盗事犯者のうち、暴力団関係<sup>(\*6)</sup>の経歴がある者は37人（12.3%）であり、万引き事犯者（本編第6章第1節2項（6）参照）と比べると、暴力団関係の経歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=31.194, p<.000$ ）。

また、侵入窃盗事犯者のうち、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は4人、準構成員又は周辺者であった9人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

#### ア 概要

侵入窃盗事犯者による窃盗の事件数は、延べ865件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.86件（標準偏差=2.72）であった<sup>(\*7)</sup>。

侵入窃盗事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が41.7%（126人）と最も高く、次いで、2件20.5%（62人）、3件13.2%（40人）、5件6.6%（20人）、4件6.3%（19人）の順であり、6件以上は11.6%（35人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の事件数は、14件（4人）であった。

---

(\*6) 本調査における「暴力団関係」とは、暴力団の構成員として加入した者のほか、準構成員又は周辺者であった者を含む。

(\*7) 平成23年の侵入窃盗の検挙人員一人当たりの検挙件数は、6.17件であり、窃盗総数の検挙人員一人当たりの検挙件数（1.82件）よりも多かった（警察庁の統計による。）。

## イ 国籍等別

侵入窃盗事犯者のうち、日本人による窃盗の事件数は、延べ688件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.50件（標準偏差=2.25）であった。他方、侵入窃盗事犯者のうち、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は、延べ177件であり、一人当たりの窃盗の事件数は6.56件（同=4.12）であった。侵入窃盗事犯者に占める日本国籍以外の者の割合は、人員では8.9%に過ぎないが、窃盗の事件数では20.5%を占めていた。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、一人当たりの事件数別構成比を見ると、4件が22.2%（6人）と最も高く、次いで、10件14.8%（4人）の順であった。また、窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の事件数は、14件（2人）であった。

## (2) 侵入窃盗の手口

### ア 概要

#### (ア) 人員

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員を更に詳細に見ると、空き巣が89人（29.5%）と最も多く、次いで、出店荒し61人（20.2%）、忍込み29人（9.6%）、事務所荒し27人（8.9%）、倉庫荒し24人（7.9%）、金庫破り11人（3.6%）、学校荒し8人（2.6%）、工場荒し5人（1.7%）の順であった。また、「住宅を対象とする侵入窃盗」（空き巣・忍込み・居空き）<sup>(\*8)</sup>を主たる犯行の手口とする人員は、148人（49.0%）であった。

#### (イ) 事件数

侵入窃盗を手口とする調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）の事件数は、延べ818件であった。このうち、更に詳細な手口別の事件数を見ると、空き巣が314件（38.4%）と最も多く、次いで、出店荒し155件（18.9%）、忍込み84件（10.3%）、事務所荒し74件（9.0%）、倉庫荒し52件（6.4%）、金庫破り24件（2.9%）の順であった。

#### (ウ) 手口別人員の平均事件数

主たる犯行の手口別人員（合計人員が10人以上であった手口に限る。）について、一人当たりの平均事件数<sup>(\*9)</sup>を見ると、空き巣が3.58件（標準偏差=3.25）と最も多く、次いで、忍込み

(\*8) 本調査における「住宅を対象とする侵入窃盗」とは、調査対象者のうち、主たる犯行の手口が空き巣、忍込み又は居空きのいずれかであるものの、その区別が困難であるものを含む。

(\*9) 手口別の各人員について、その窃盗の事件数の合計を算出した上で、これを手口別の各人員で除した数値を示している。

3.03件 (同=2.31), 出店荒し2.84件 (同=3.17), 事務所荒し2.59件 (同=2.27), 金庫破り2.55件 (同=1.92), 倉庫荒し2.17件 (同=2.50) の順であった。また, 窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の主たる犯行の手口は, 空き巣と出店荒し (各14件・各2人) であった。

## イ 年齢層別

### (ア) 手口別構成比

侵入窃盗事犯者について, 主たる犯行の手口別構成比を総数と年齢層別に見ると, **2-4-1-6図①**のとおりである。

いずれの年齢層においても, 「住宅を対象とする侵入窃盗」の割合が最も高かった。また, 40歳未満の各年齢層では, 出店荒しが2割を超えていた。

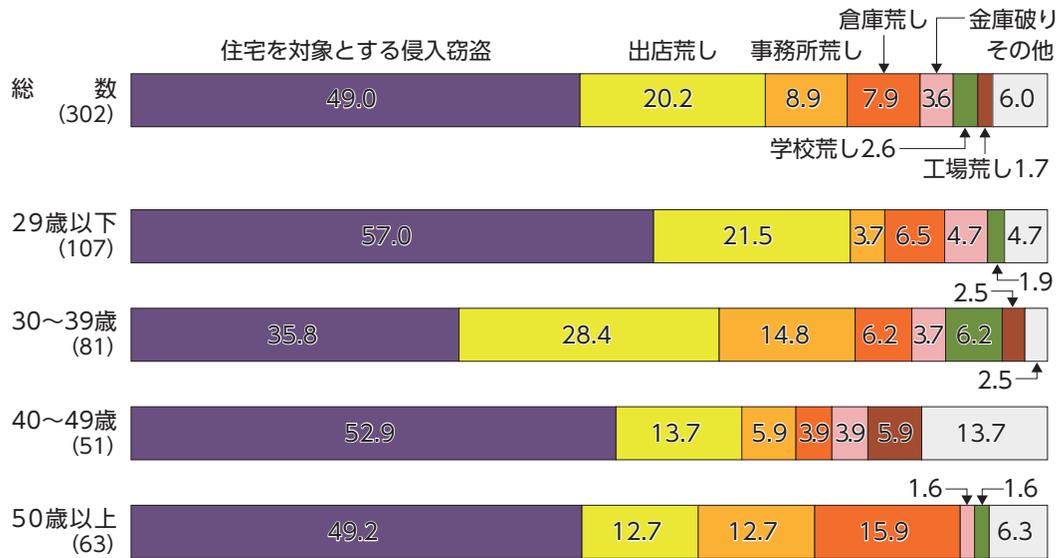
### (イ) 年齢層別構成比

侵入窃盗事犯者の主な手口別の人員 (合計人員が10人以上であった手口に限る。) について, 年齢層別構成比を見ると, **2-4-1-6図②**のとおりである。

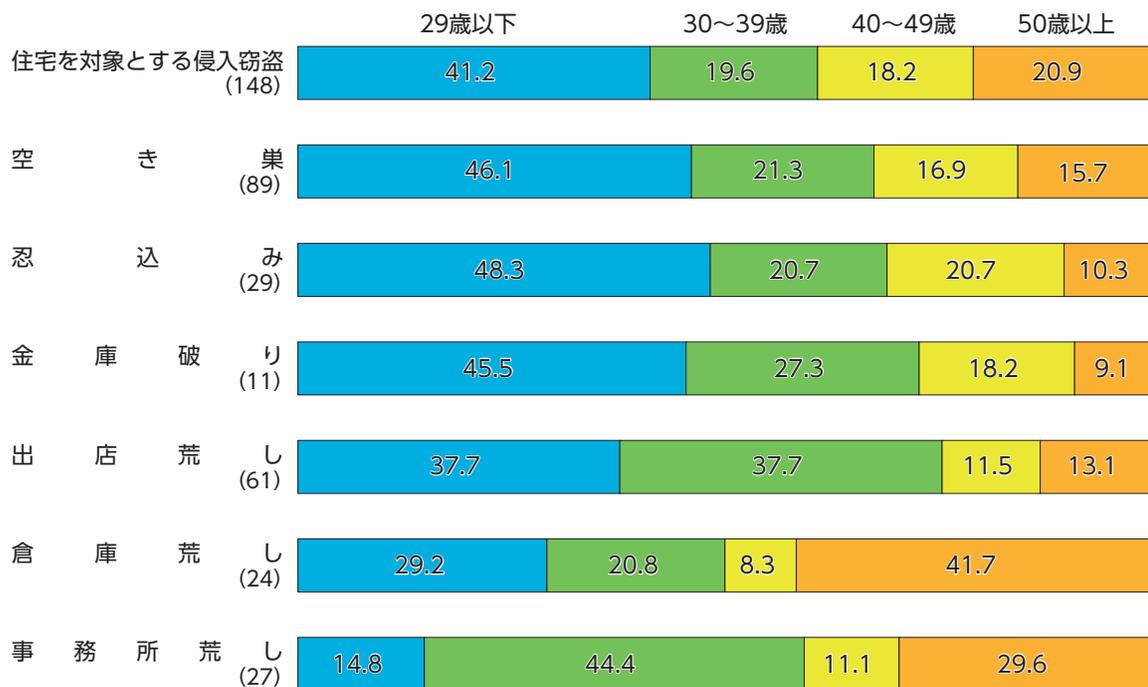
実人員の少ない手口については, 解釈に留意する必要もあるが, 「住宅を対象とする侵入窃盗」は, 若年者の割合が最も高く, 次いで, 30歳代であり, 40歳未満の年齢層が約6割を占めており, 空き巣, 忍込みの各手口においても, 40歳未満の年齢層が6割を超えていた。他方, 事務所荒しでは, 30歳代の割合が最も高く, 次いで, 50歳以上であり, 倉庫荒しでは, 50歳以上の割合が最も高かった。

2-4-1-6図 侵入窃盗事犯者 手口別・年齢層別構成比

① 手口別構成比（総数・年齢層別）



② 主な手口別人員の年齢層別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各手口は、主たる犯行の手口による。  
 3 各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 「住宅を対象とする侵入窃盗」は、空き巣、忍込み及び居空きの総称であり、各手口の区別が困難なものを含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 国籍等別

日本人の侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員は、「住宅を対象とする侵入窃盗」が126人（45.8%）と最も多く、次いで、出店荒し58人（21.1%）、事務所荒し27人（9.8%）、倉庫荒し24人（8.7%）の順であった。

他方、日本国籍以外の侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員は、「住宅を対象とする侵入窃盗」が22人（81.5%）と圧倒的多数を占めており、そのうち空き巣が21人であった。また、侵入窃盗事犯者のうち、中国とコロンビアの各人員は、いずれも空き巣を主たる犯行の手口とするものであった<sup>(\*10)</sup>。

### (3) 共犯関係

#### ア 概要

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、88人（29.1%）であった。侵入窃盗事犯者は、共犯者のいる者の割合が有意に高かった（本編第2章第1節2項(3)ウ参照）。

主たる犯行について共犯者のいた侵入窃盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、1.99人（標準偏差=1.13）であった。共犯者のいた侵入窃盗事犯者について、共犯者の人数（当該調査対象者を含まない。）別構成比を見ると、共犯者1人であった者の割合が42.0%（37人）と最も高く、次いで、共犯者2人28.4%（25人）、共犯者3人14.8%（13人）、共犯者4人9.1%（8人）、共犯者5人以上2.3%（2人）の順であり、共犯者の人数不詳の者は3人であった。また、共犯者の最も多かった侵入窃盗事犯者の共犯者人数は、6人であった。

## イ 年齢層別

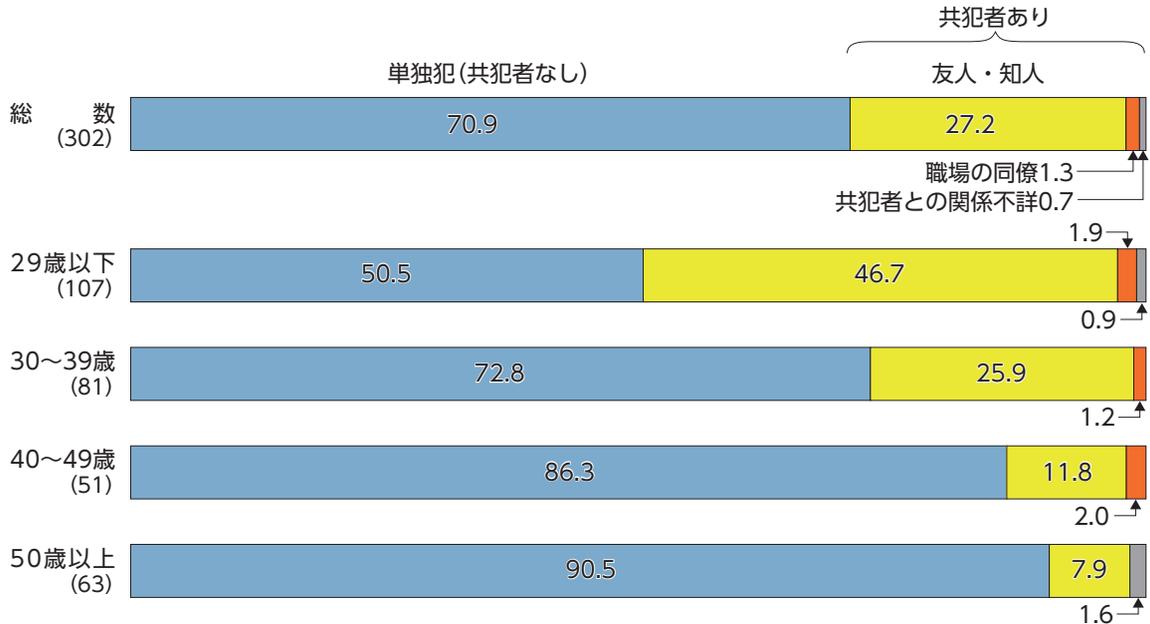
侵入窃盗事犯者の主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者との関係別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-7図のとおりである。

総数では、「単独犯」が約7割を占めており、「共犯者あり」の中では、「友人・知人」の割合が最も高かった。年齢層別に見ると、若年者は、「共犯者あり」の割合が有意に高く（ $\chi^2(3) = 39.313, p < .000$ ）、年齢層が高くなるにつれて、「共犯者あり」の割合が低くなっていた。

(\*10) 「南米その他」として集計された3人についても、いずれも空き巣を主たる犯行の手口とする者であった。

2-4-1-7図

侵入窃盗事犯者 共犯者の有無・関係別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・関係による。  
 3 「共犯者との関係不詳」は、共犯者がいるものの、調査対象者との関係が不詳の場合をいう。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 手口別

侵入窃盗事犯者の主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者の人数別構成比を主な手口別に見ると、2-4-1-8図のとおりである（侵入窃盗総数については、2-2-1-5図参照）。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「共犯者あり」の割合は、金庫破りが63.6%（7人）と最も高く、次いで、空き巣39.3%（35人）、出店荒し34.4%（21人）の順であった。3人以上の共犯者がいた者の割合も、金庫破りが最も高く、次いで、空き巣、出店荒しの順であった。また、金庫破りは、「共犯者の人数不詳」の割合が1割近くを占めており、組織的な背景の存在をうかがわせた。

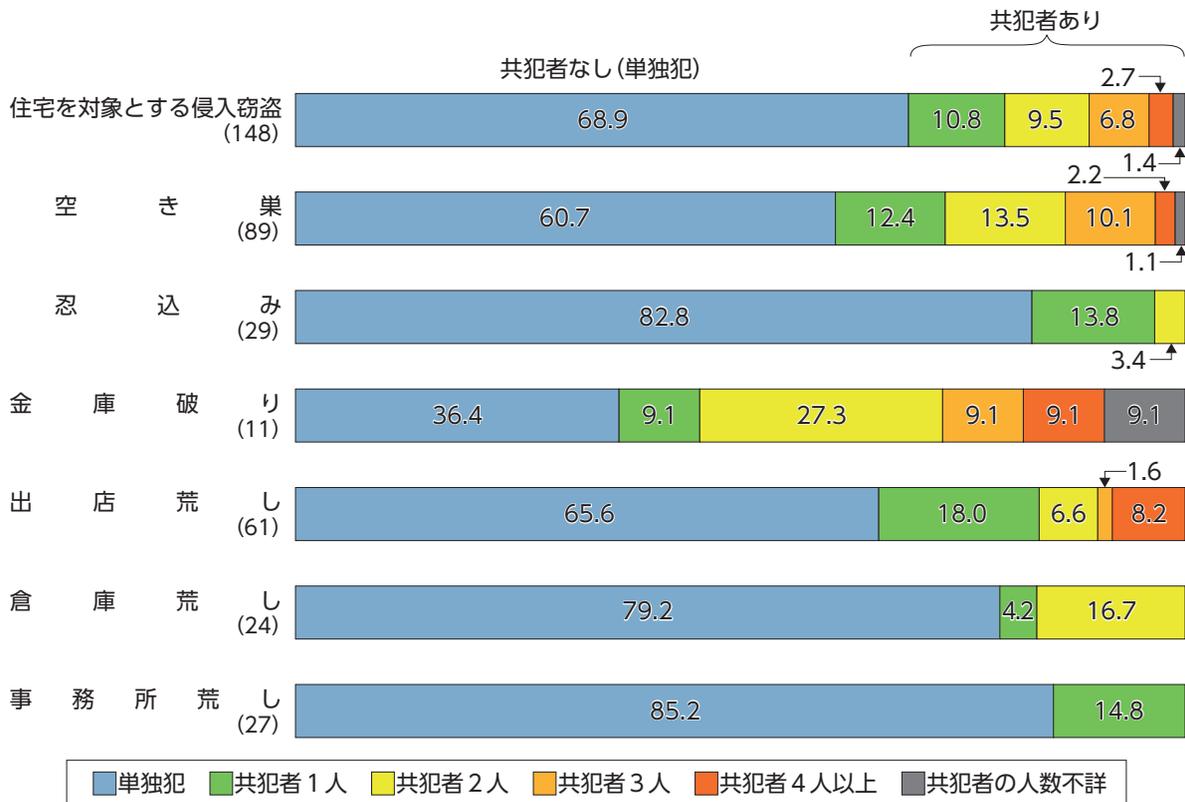
さらに、「共犯者あり」の侵入窃盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数を主な手口別に見ると、金庫破りが2.33人（標準偏差=1.03）と最も多く、次いで、空き巣2.06人（同=0.92）、出店荒し2.05（同=1.36）、倉庫荒し1.80人（同=0.45）、忍込み1.20人（同=0.45）の順であった<sup>(\*)11)</sup>。また、共犯者の人数が最も多かった侵入窃盗事犯者の主たる犯行の手口は「住宅を対象とする侵入窃盗」<sup>(\*)12)</sup>（共犯者の人数は6人）で

(\*)11) 事務所荒しは、「共犯者あり」の者が4人であり、いずれも共犯者の人数は1人であった。

(\*)12) 「住宅を対象とする侵入窃盗」の共犯者の平均人数は、2.09人（標準偏差=1.12）であった。

あった。

2-4-1-8図 侵入窃盗事犯者 共犯者の有無・人数別構成比（主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・人数による。  
 3 「共犯者の人数不詳」は、共犯者がいるものの、その人数が不詳の場合をいう。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( )内は、実人員である。

## 工 国籍等別

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、日本人では24.0% (66人)であるのに対し、日本国籍以外の者では81.5% (22人)と圧倒的多数を占めていた。また、侵入窃盗事犯者のうち、中国とコロンビアの各人員は、いずれも共犯者がいた者であった<sup>(\*)13)</sup>。

また、共犯者のいた侵入窃盗事犯者(共犯者の人数不詳の者を除く。)のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、日本人では1.91人(標準偏差=1.22)であり、日本国籍以外の者では2.25人(同=0.72)であった。

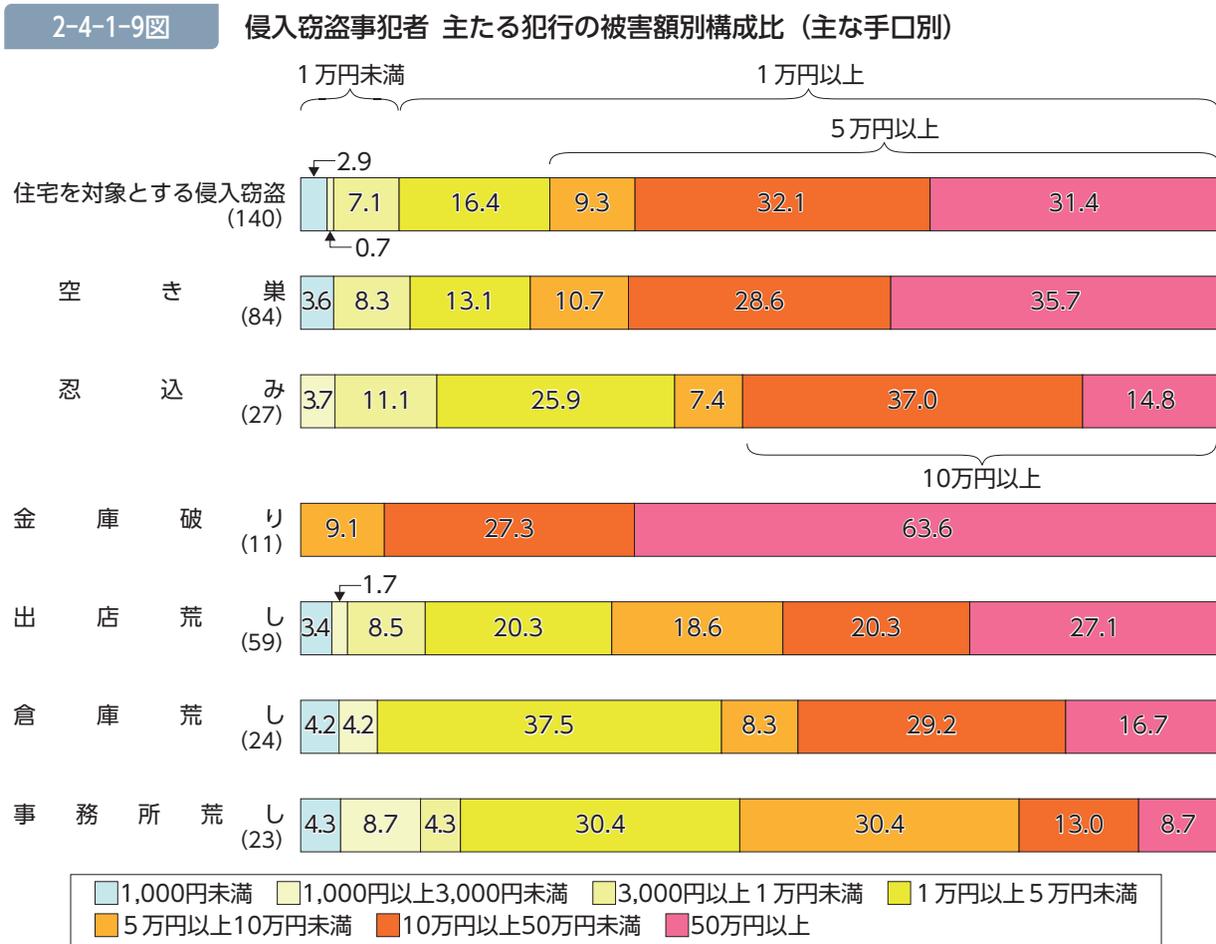
(\*)13) 「南米その他」として集計された3人についても、いずれも共犯者がいた者であった。

(4) 被害状況

侵入窃盗事犯者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、被害額が5万円以上の割合が6割以上を占めており、10万円以上の割合も5割を超えていた（2-2-1-6図参照）。

主たる犯行の被害額別構成比を更に詳細な手口別に見ると、2-4-1-9図のとおりである。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、被害額が50万円以上の割合は、金庫破りが最も高く、次いで、空き巣、出店荒しの順であった。また、金庫破りは、被害額が10万円以上の割合が9割を超えていた。なお、調査対象事件のうち、最も多額な被害額は、空き巣による3,102万1,500円（うち現金被害額3,090万円）であった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

他方，侵入窃盗事犯者のうち，調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について，被害金品の還付（還付予定のものを含む。）によって，被害の全部が回復されている者は69人であり，被害金品の一部のみが還付されている者は136人であった。

また，侵入窃盗事犯者のうち，被害金品の還付とは別に，金銭賠償による積極的な弁償措置（弁償予定のものを含まない。）を行った者は113人であるが，そのうち，被害額の全部を弁償した者は66人であった。

## (5) 動機・背景事情

本調査のうち、刑事確定記録を用いた調査においては、窃盗事犯に至る動機・理由又は目的（以下、単に「動機」という。）及び背景事情・原因（以下、単に「背景事情」という。）として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として各項目に該当するものを選別して集計（重複計上による。）する調査を行った。

### ア 犯行の動機

侵入窃盗事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-10図①**のとおりである。

総数では、「生活困窮」や「自己使用・費消目的」、「換金目的」、「職業的」、「その他の遊興費欲しさ」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「生活困窮」、「職業的」が上位にあり、30歳代と50歳以上では、「ギャンブル代欲しさ」も上位にあった。また、若年者では「その他の遊興費欲しさ」が、40歳代では「盗み癖」が、それぞれ上位にあった。

### イ 犯行の背景事情

侵入窃盗事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-10図②**のとおりである。

総数では、「無為徒食・怠け癖」や「ギャンブル耽溺」、「不良交友」、「住居不安定」、「家族と疎遠・身寄りなし」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「無為徒食・怠け癖」や「ギャンブル耽溺」、「住居不安定」が上位にあり、30歳以上の各年齢層では、「家族と疎遠・身寄りなし」も上位にあった。若年者と30歳代では「不良交友」が、30歳代を除く各年齢層では「収入減」も、それぞれ上位にあった。また、40歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」も上位にあった。

2-4-1-10図

侵入窃盗事犯者 犯行の動機・背景事情（総数・年齢層別）

① 犯行の動機

総数 (301)	生活困窮 43.9%	自己使用・ 費消目的 43.5%	換金目的 38.5%	職業的 32.6%	その他の遊 興費欲しさ 17.6%
29歳以下 (107)	自己使用・ 費消目的 50.5%	換金目的 47.7%	生活困窮 42.1%	職業的 33.6%	その他の遊 興費欲しさ 23.4%
30～39歳 (81)	換金目的 40.7%	自己使用・ 費消目的 38.3%	生活困窮 34.6%	職業的 30.9%	ギャンブル 代欲しさ 19.8%
40～49歳 (51)	生活困窮 52.9%	自己使用・ 費消目的 39.2%	職業的 33.3%	換金目的 27.5%	盗み癖 17.6%
50歳以上 (62)	生活困窮 51.6%	自己使用・ 費消目的 41.9%	職業的 32.3%	換金目的 29.0%	ギャンブル 代欲しさ 22.6%

② 犯行の背景事情

総数 (296)	無為徒食・ 怠け癖 44.6%	ギャンブル 耽溺 29.7%	不良交友 23.0%	住居不安定 22.6%	家族と疎遠・ 身寄りなし 20.9%	
29歳以下 (103)	無為徒食・ 怠け癖 48.5%	不良交友 35.0%	ギャンブル 耽溺 21.4%	住居不安定 17.5%	収入減 12.6%	
30～39歳 (80)	無為徒食・ 怠け癖 45.0%	ギャンブル 耽溺 32.5%	不良交友 25.0%	住居不安定 22.5%	家族と疎遠・ 身寄りなし 20.0%	
40～49歳 (50)	無為徒食・ 怠け癖 36.0%	ギャンブル 耽溺 34.0%	住居不安定 26.0%	収入減 24.0%	家族と疎遠・ 身寄りなし 18.0%	習慣飲酒・ アルコール 依存 18.0%
50歳以上 (63)	無為徒食・ 怠け癖 44.4%	家族と疎遠・ 身寄りなし 39.7%	ギャンブル 耽溺 36.5%	住居不安定 28.6%	収入減 23.8%	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
 3 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
 4 動機・背景事情が不詳の者を除く。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ①において、「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
 7 ①において、「その他の遊興費欲しさ」は、ギャンブル代、酒代又は違法薬物代以外の遊興費欲しさをいう。  
 8 ( )内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

#### ア 前科一般

侵入窃盗事犯者のうち、前科のない者は110人(36.4%)であり、前科のある者は192人(63.6%)であった(2-2-1-8図参照)。

また、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は42人(13.9%)であり、その回数別人員は、1回が25人、2回が4人、3回が6人、4回以上が7人であった。なお、前科が最も多かった者の回数は、13回(1人)であった。

#### イ 窃盗前科

##### (ア) 総数

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科のない者は152人(50.3%)であり、窃盗前科のある者は150人(49.7%)であった(2-2-1-8図参照)。

窃盗前科の回数別人員について見ると、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科1回が54人(17.9%)、2回が26人(8.6%)、3回が16人(5.3%)であり、4回以上が54人(17.9%)であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、16回(1人)であった。

##### (イ) 窃盗の罰金前科

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、4人(1.3%)であり、その回数は、いずれも1回であった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は3人であり、窃盗による懲役前科もある者は1人であった。

##### (ウ) 窃盗の懲役前科

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、147人(48.7%)であった。その回数別人員は、1回が52人、2回が25人、3回が16人であり、4回以上が54人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、16回(1人)であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は146人であった。

#### ウ 年齢層別

侵入窃盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-4-1-11図①のとおりである(侵入窃盗総数については、2-2-1-8図参照)。

若年者では、「前科なし」が6割以上を占めているが、年齢層が高くなるにつれて、その割合が低くなるとともに、「窃盗前科（懲役）あり」の割合が高くなっていった。特に、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合は、年齢層が高くなるにつれて、その割合が高くなっており、50歳以上では5割を超えていた。

## エ 手口別

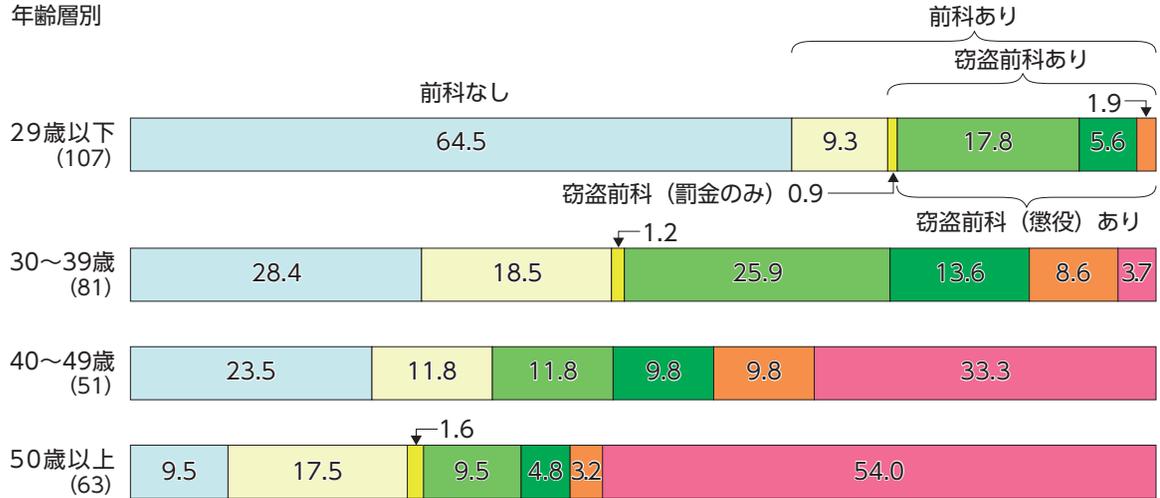
主な手口別人員について、前科の有無・内容別構成比を見ると、**2-4-1-11図②**のとおりである。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「窃盗前科あり」の割合は、事務所荒しが最も高く、次いで、「住宅を対象とする侵入窃盗」、出店荒しの順であり、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も同様であった。他方、金庫破りは、「前科なし」が5割を超えているが、3回以上の窃盗前科（懲役）のある者も3割近くを占めていた。また、倉庫荒しは、「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合が他の手口よりも高かった。

なお、窃盗前科のある侵入窃盗事犯者のうち、前科の内容も侵入窃盗であった者の割合は、75.3%（113人）であり、いずれも懲役前科であった。また、調査対象事件の主たる犯行の手口について、窃盗前科の手口との一致率を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が65.3%（72人中47人）と最も高く、次いで、事務所荒し25.0%（20人中5人）、金庫破り25.0%（4人中1人）、出店荒し21.4%（28人中6人）の順であった。

2-4-1-11図 侵入窃盗事犯者 前科の有無・内容別構成比（年齢層別，主な手口別）

① 年齢層別



② 主な手口別



■ 前科なし ■ 窃盗前科なし・その他前科あり ■ 窃盗前科（罰金のみ） ■ 窃盗前科（懲役）1回  
■ 窃盗前科（懲役）2回 ■ 窃盗前科（懲役）3回 ■ 窃盗前科（懲役）4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ①において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ②において、各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 前歴の有無・内容

### ア 前歴一般

侵入窃盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-4-1-12図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者のうち、前歴のない者は121人（40.1%）であり、そのうち、「前科・前歴なし」の者は、64人であった。

他方、侵入窃盗事犯者のうち、前歴のある者は181人（59.9%）であり、前科があり、かつ、前歴もある者は135人（44.7%）であった。

また、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は30人（9.9%）であった。その回数別人員は、1回が20人、2回が7人、3回が2人であり、前歴が最も多かった者の回数は4回（1人）であった。

以上のとおり、侵入窃盗事犯者は、前科又は前歴のある者が8割近くを占めているが、「前科なし」の者に限定すると、侵入窃盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、前歴のない者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=114.696, p<.000$ ）。

### イ 窃盗前歴

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴のない者は151人（50.0%）であり、そのうち、前科もない者は72人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は24人であった。

他方、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴のある者は151人（50.0%）であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は95人（31.5%）であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が60人、2回が39人、3回が22人であり、4回以上が30人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、11回（1人）であった。

「前科なし」の者に限定すると、侵入窃盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、窃盗前歴のない者の割合が有意に高く（ $\chi^2(1)=115.762, p<.000$ ）、前科がなく、窃盗前歴がない者であっても、起訴猶予処分を受けることなく、起訴されている者が相当数を占めていることが示唆された。

### ウ 年齢層別

侵入窃盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-4-1-12図①のとおりである。

年齢層が高くなるにつれて、「前科・前歴なし」の割合が低くなっていた。なお、50歳以上で

は、「窃盗前歴あり」の者はいなかったが、その一方で、「窃盗前科あり」が7割を超えていた。

## エ 手口別

侵入窃盗事犯者のうち、主な手口別人員について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-4-1-12図②のとおりである。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「窃盗前歴あり」の割合は、金庫破りが最も高く、次いで、出店荒し、「住宅を対象とする侵入窃盗」の順であった<sup>(\*14)</sup>。また、事務所荒しは、前科又は前歴のある者が圧倒的に多く、その割合は9割を超えていた。他方、「前科・前歴なし」の割合は、空き巣や忍込みを含め「住宅を対象とする侵入窃盗」が最も高く、次いで、倉庫荒し、金庫破りの順であった。

なお、窃盗前歴のある侵入窃盗事犯者（窃盗前科のない者に限る。）のうち、前歴の内容も侵入窃盗であった者の割合は、26.8%（15人）であった。また、調査対象事件の主たる犯行の手口について、窃盗前歴の手口との一致率を見ると、金庫破りが25.0%（4人中1人）と最も高く、次いで、出店荒し20.0%（15中3人）、「住宅を対象とする侵入窃盗」12.0%（25人中3人）の順であった。

## オ 初回検挙時の年齢

前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある侵入窃盗事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、平均年齢は19.5歳（標準偏差=7.64）であり、最年少は14歳、最高齢は47歳、最頻値の年齢は14歳（8人）であった。

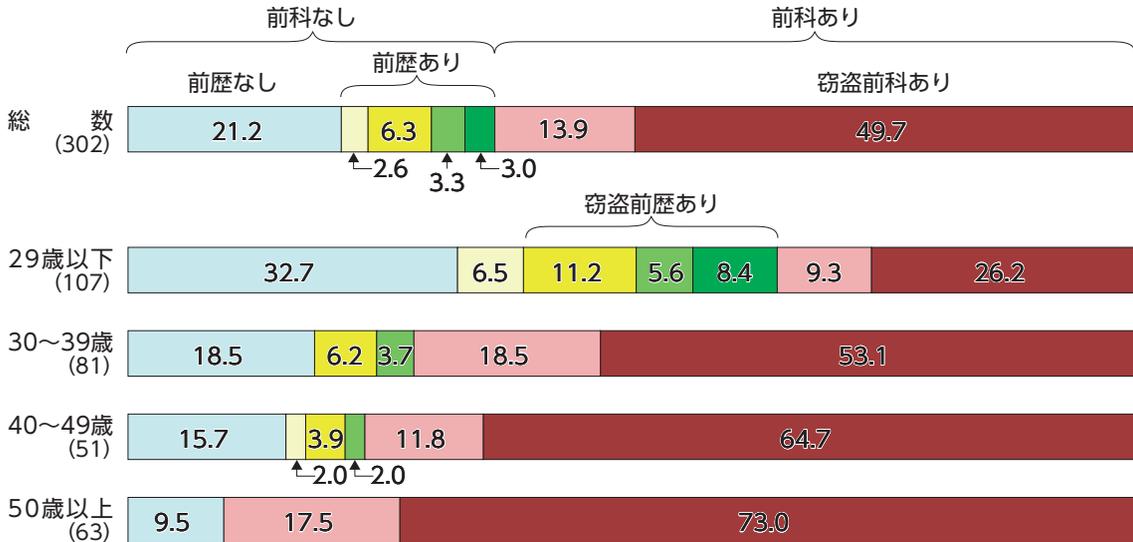
## カ 微罪処分歴

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は26人（8.6%）であり、その回数別人員は、1回が17人、2回が8人であった。また、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、3回（1人）であった。

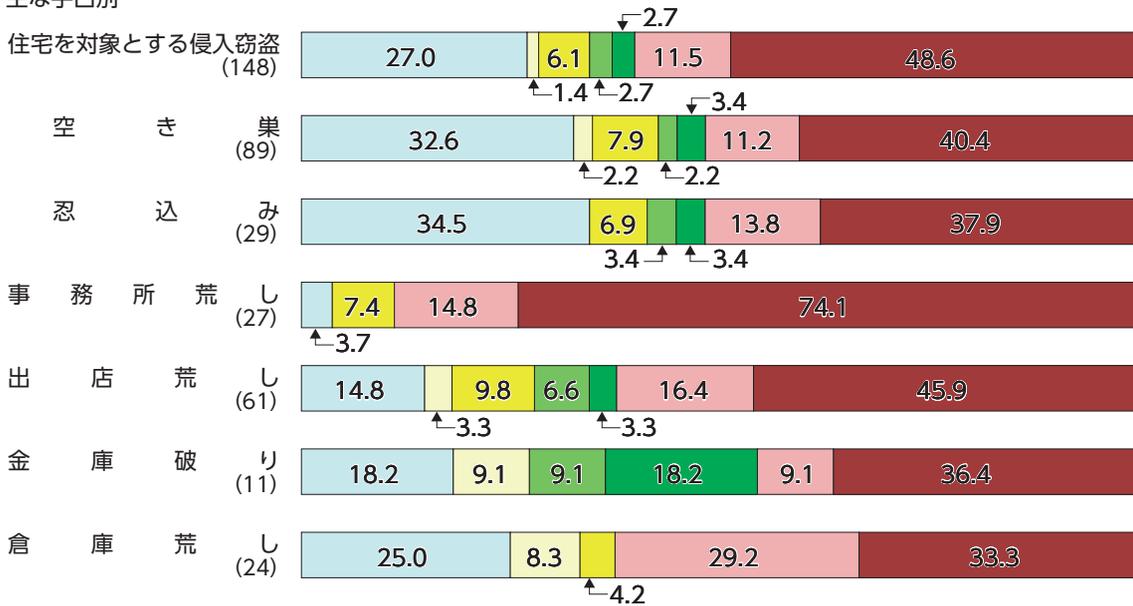
(\*14) 実人員が少ないものの、金庫破りは、「窃盗前歴3回以上」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.006$ ）。

2-4-1-12図 侵入窃盗事犯者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・年齢層別，主な手口別）

① 総数・年齢層別



② 主な手口別



■ 前科・前歴なし ■ 窃盗前歴なし・その他前歴あり (前科なし) ■ 窃盗前歴1回 (前科なし)  
■ 窃盗前歴2回 (前科なし) ■ 窃盗前歴3回以上 (前科なし) ■ 窃盗前科なし・その他前科あり  
■ 窃盗前科あり

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。  
 5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。  
 6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 8 ①において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ②において、各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 10 ( ) 内は、実人員である。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

侵入窃盗事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が260人（86.1%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗26人（8.6%）、窃盗未遂12人（4.0%）、窃盗幫助と常習特殊窃盗の各2人（各0.7%）の順であった。

なお、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は284人（94.0%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、住居侵入が280人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反23人、入管法違反10人、道路交通法違反9人、詐欺8人の順であった。

### 2 処断刑

#### (1) 概要

侵入窃盗事犯者について、処断刑別構成比を見ると、懲役刑が98.3%（297人）と圧倒的多数を占めており、罰金刑は1.7%（5人）であった（2-2-2-2図参照）。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は127人であり、執行猶予率は42.8%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は15人であり、執行猶予者の保護観察率は11.8%であった。

#### (2) 年齢層別

侵入窃盗事犯者について、処断刑別構成比を年齢層別に見ると、2-4-2-1図①のとおりである。

年齢層が高くなるにつれて、「実刑（懲役）」の割合が高くなっていった。なお、侵入窃盗事犯者のうち、「罰金刑」に処せられた者は、若年者（4人）と50歳以上の年齢層（1人）のみであった。

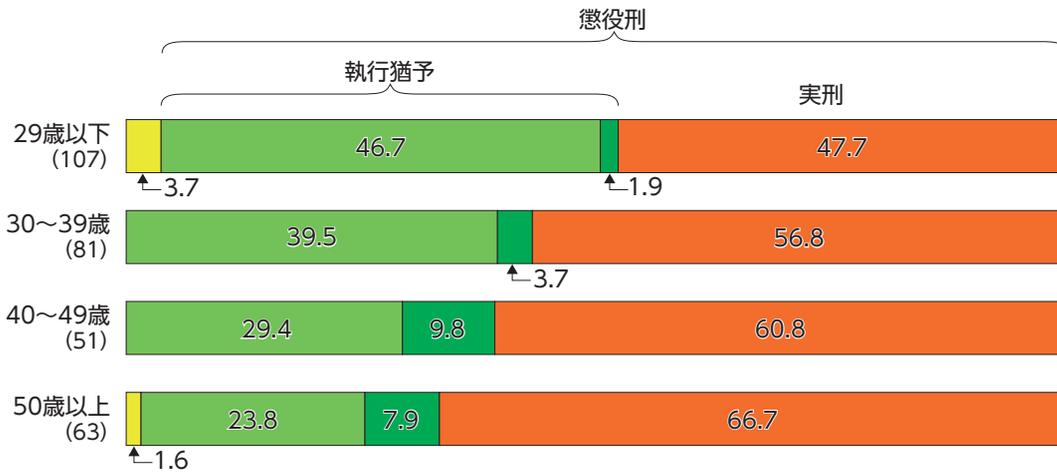
#### (3) 手口別

侵入窃盗事犯者について、主な手口別人員の処断刑別構成比を見ると、2-4-2-1図②のとおりである。

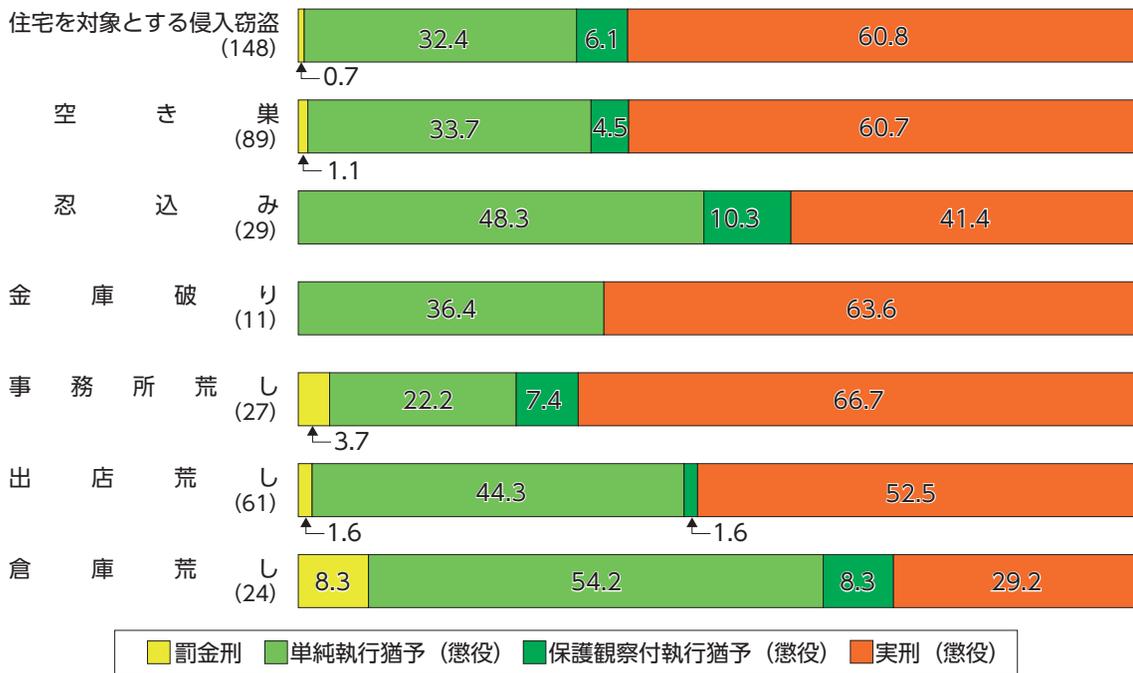
事務所荒しや金庫破り、空き巣においては、「実刑（懲役）」が6割を超えていた。

2-4-2-1図 侵入窃盗事犯者 処断刑別構成比（年齢層別，主な手口別）

① 年齢層別



② 主な手口別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ①において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ②において、各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

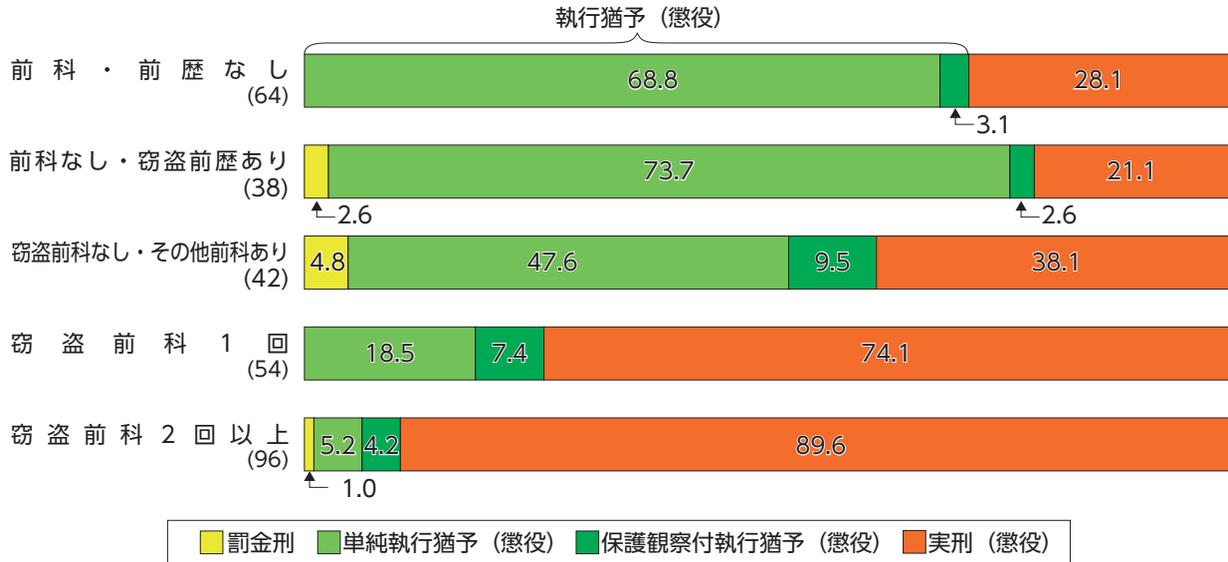
(4) 前科・前歴関係

侵入窃盗事犯者について、処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると、2-4-2-2図のとおりである。

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科のない者は、「執行猶予（懲役）」が過半数を占めているの

に対し、窃盗前科のある者の大半は、「実刑（懲役）」であった。

2-4-2-2図 侵入窃盗事犯者 処断刑別構成比（前科・前歴の有無・内容別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科があるものをいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

### 3 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者（以下「侵入窃盗の執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が0.8%（1人）、1年以上1年6月以下が52.8%（67人）、1年6月を超えて2年以下の者が29.9%（38人）、2年を超えて3年以下が16.5%（21人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、3年間が67.7%（86人）、4年間が24.4%（31人）、5年間が7.9%（10人）であり、3年間の割合が最も高かった。

#### (2) 年齢層

侵入窃盗の執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が40.9%（52人）と最も高く、次いで、30歳代27.6%（35人）、40歳代と50歳以上の各15.7%（各20人）の順であった。

犯行時の平均年齢は、34.9歳（標準偏差＝12.9）であり、最年少は17歳、最高齢は74歳、最頻値の年齢は23歳と24歳（各8人）であった。

#### (3) 手口

侵入窃盗事犯者の執行猶予者について、主たる犯行の手口別人員を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が57人（44.9%）と最も多く、次いで、出店荒し28人（22.0%）、倉庫荒し15人（11.8%）の順であった。

#### (4) 前科・前歴関係

##### ア 前科の有無・内容

侵入窃盗の執行猶予者のうち、前科のない者は80人（63.0%）であり、前科のある者は47人（37.0%）であった。

また、侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は23人（18.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は3人であった。窃盗による懲役前科がある者は20人（15.7%）であり、その回数別人員は、1回が11人、2回が1人、3回が2人、4回が4人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、5回（2人）であった。

## イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、侵入窃盗の執行猶予者のうち、前歴のない者は46人（57.5%）であり、前歴のある者は34人（42.5%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は5人（6.3%）であり、窃盗前歴のある者は29人（36.3%）であった。窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が16人、2回が7人、3回が3人、4回が2人であり、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、5回（1人）であった。

### （5）監督者の有無・帰住予定先

侵入窃盗の執行猶予者のうち、今後の指導監督を誓約した者（以下「監督者」という。）がいた者は、87人（68.5%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は73人であった。

また、侵入窃盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が80人と最も多く、次いで、「単身の自宅」15人、「雇用主・上司方」4人の順であった。他方、帰住先が未定の者は、18人であった。

## 4 懲役刑の実刑に処せられた者

### （1）科刑状況

侵入窃盗事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、170人（56.3%）であり、侵入窃盗事犯者の過半数を占めていた。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が2.9%（5人）、1年以上1年6月以下が16.5%（28人）、1年6月を超えて2年以下が13.5%（23人）、2年を超えて3年以下が40.6%（69人）、3年を超えて4年以下が18.2%（31人）、4年を超えて5年以下が6.5%（11人）、5年超が1.8%（3人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は4月（1人）、最長は7年（1人）であった。

### （2）年齢層

侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が30.0%（51人）と最も高く、次いで、30歳代27.1%（46人）、50歳以上24.7%（42人）、40歳代18.2%（31人）の順であった。

犯行時の平均年齢は39.1歳（標準偏差＝13.9）であり、最年少は18歳、最高齢は78歳、最頻

値の年齢は21歳（9人）であった。

### （3）手口

侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別人員を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が90人（52.9%）と最も多く、次いで、出店荒し32人（18.8%）、事務所荒し18人（10.6%）の順であった。

### （4）前科・前歴関係

#### ア 前科の有無・内容

侵入窃盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は28人（16.5%）であり、前科のある者は142人（83.5%）であった。

また、侵入窃盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は126人（74.1%）であり、いずれも窃盗による懲役前科がある者であった。その回数別人員は、1回が41人、2回が24人、3回が14人、4回が10人であり、5回以上は37人であった。また、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、16回（1人）であった。

さらに、侵入窃盗事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は21人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中の者は4人）、前刑の仮釈放期間中であった者は5人であった。

#### イ 前歴の有無・内容

前科のない侵入窃盗事犯者に限定すると、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前歴のない者は18人（64.3%）であり、前歴のある者は10人（35.7%）であった。

なお、前科のない侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、調査対象事件（主たる犯行以外の事件を含む。）の被害総額を見ると、最少でも45万4,954円、最高は2,693万5,143円であり、いずれも被害総額が高額であった。

## 第3節 侵入窃盗事犯者の再犯状況

### 1 総数

侵入窃盗事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間において、再犯が認められた者の実人員は、31人であり、そのうち、窃盗再犯（窃盗による再犯が認められた場合をいい、窃盗に加えて窃盗以外の罪名による再犯が認められた場合を含む。以下同じ。）が認められた者は27人、窃盗以外の再犯（窃盗以外の再犯のみが認められた場合をいう。以下同じ。）が認められた者は4人であった。

再犯が認められた者の人員を犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、若年者では9人（窃盗再犯6人、窃盗以外の再犯3人）、30歳代では10人（窃盗再犯9人、窃盗以外の再犯1人）、40歳代では5人（いずれも窃盗再犯）、50歳代では7人（いずれも窃盗再犯）であった。

また、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者の人員は、罰金刑では1人（窃盗以外の再犯）であり、懲役刑では30人（窃盗再犯27人、窃盗以外の再犯3人）であった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた者は、2人（いずれも窃盗再犯）に過ぎなかったが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

そこで、以下、この節においては、侵入窃盗の執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析し、特徴が認められた点を中心に報告する。

### 2 執行猶予者の再犯状況

#### (1) 前科の有無

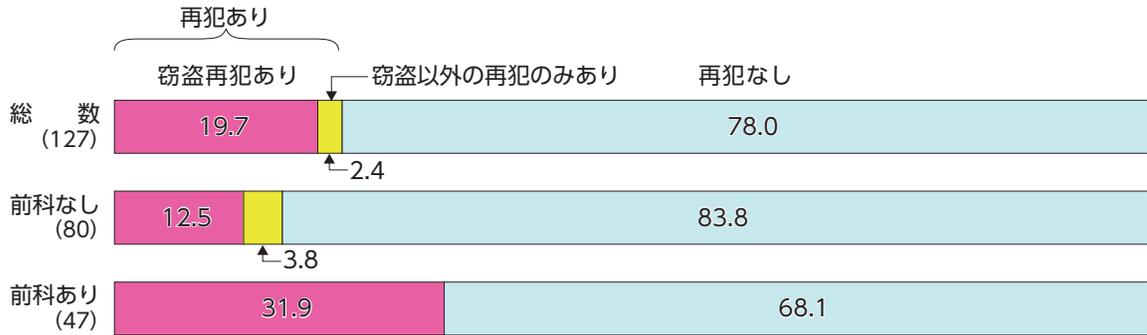
侵入窃盗の執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と前科の有無別に見ると、**2-4-3-1図**のとおりである。

総数では、侵入窃盗の執行猶予者のうち、罪名を問わず、再犯が認められた者の人員の占める比率（以下「再犯率」という。）は22.0%（27人）であり、窃盗再犯が認められた者の人員の占める比率（以下「窃盗再犯率」という。）は19.7%（25人）であった。

また、前科の有無で見ると、前科のある者は、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .012$ ）<sup>(\*15)</sup>。

(\*15) 前科のある者においては、「窃盗以外の再犯のみあり」がいなかったものの、再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(1) = 4.227$ ,  $p = .040$ ）。

2-4-3-1図 侵入窃盗の執行猶予者 総数・前科の有無別の再犯状況



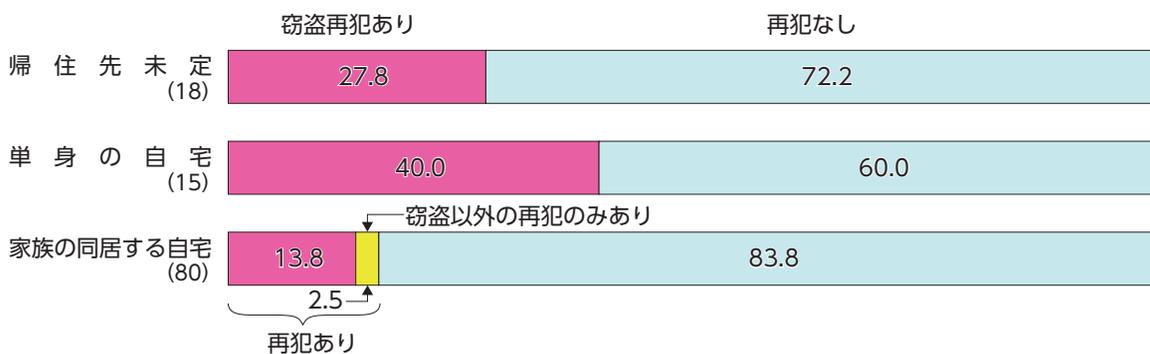
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

(2) 帰住予定先別

侵入窃盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先別の再犯状況を見ると、2-4-3-2図のとおりである。

「帰住先未定」や「単身の自宅」の実人員が多くはないことに留意する必要があるが、再犯率・窃盗再犯率共に、帰住予定先別で有意な差までは認められなかったものの、「家族の同居する自宅」であった者は、再犯率が有意に低い傾向が認められた（モンテカルロ法による。p=.089）。

2-4-3-2図 侵入窃盗事犯者（執行猶予者） 帰住予定先別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

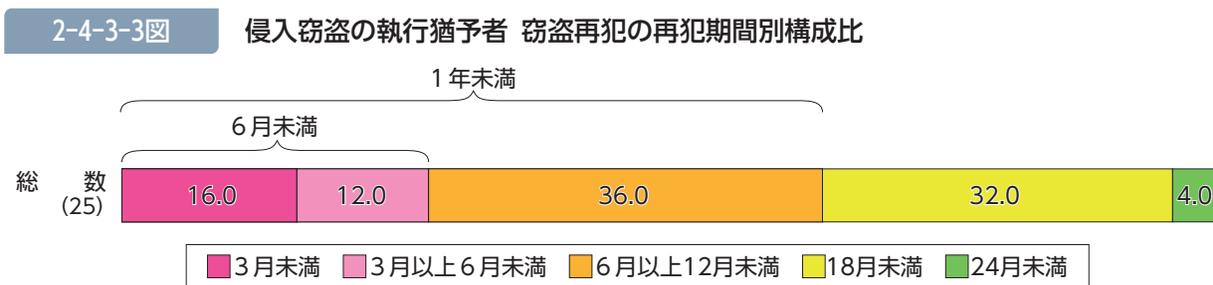
### (3) 窃盗再犯の内容と裁判結果

#### ア 窃盗再犯の内容

##### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を見ると、2-4-3-3図のとおりである。

窃盗再犯が認められた者の実人員が多くはないため、解釈には留意する必要があるものの、1年未満のうちに窃盗再犯に及んでいた者が6割を超えていた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には、最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては、1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については、3月未満として計上している。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

##### (イ) 窃盗再犯の手口

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、万引きが8人と最も多く、次いで、空き巣と工事場ねらいの各3人の順であった。

#### イ 窃盗再犯の裁判結果

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、懲役刑の実刑に処せられていた者が24人（96.0%）と圧倒的に多く、再度の執行猶予に付された者はいなかった。なお、窃盗再犯が認められた者のうち、罰金刑に処せられた者（1人）は、窃盗再犯の手口が自転車盗によるものであった。

## 第5章 車両関連盗事犯者

車両を対象とする窃盗の手口としては、乗り物盗として分類される自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗のほか、非侵入窃盗として分類される車上ねらいと部品ねらいがある。これらの手口のうち、この章においては、自動車盗と車上ねらいを主たる犯行の手口とする者（以下「車両関連盗事犯者」という。）について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する<sup>(\*1)</sup>。

### 第1節 車両関連盗事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が自動車盗又は車上ねらいである者（車両関連盗事犯者）の総数は、163人（6.7%）であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、男性は158人（96.9%）、女性は5人（3.1%）であった<sup>(\*2)</sup>。

なお、車両関連盗事犯者は、女性の実人員が極めて少ないため、以下、この章では、特に断らない限り、男女総数で検討する。

##### (2) 年齢層

車両関連盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、30歳代の割合が30.7%（50人）と最も高く、次いで、50～64歳22.7%（37人）、若年者21.5%（35人）、40歳代20.2%（33人）、高齢者4.9%（8人）の順であった（自動車盗と車上ねらいの年齢層別構成比については、2-2-1-4図参照）。

犯行時の平均年齢は、41.1歳（標準偏差=13.8）であり、最年少は19歳、最高齢は79歳、最頻値の年齢は39歳（8人）であった。

---

(\*1) オートバイ盗や自転車盗、部品ねらいの各手口については、本調査における実人員が多くはないことに加え、これらの手口は、自動車盗や車上ねらいと比べると、その属性等も大きく異なっているため（2-2-1-4図・2-2-1-5図・2-2-1-6図・2-2-1-8図・2-2-2-2図参照）、この章における分析の対象から除外することとした。

(\*2) 検挙人員における自動車盗や車上ねらいの女性比の推移については、1-1-2-5図②⑤参照。

以上のとおり、車両関連盗事犯者については、高齢者の実人員が極めて少ないため<sup>(※3)</sup>、以下、この章において、年齢層別に検討をする場合には、特に断らない限り、若年者、30歳代、40歳代、50歳以上（高齢者を含む。）の四区分で検討する。

### (3) 国籍等

車両関連盗事犯者の国籍等別人員は、日本人が150人（92.0%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は13人（8.0%）であった。

日本国籍以外の車両関連盗事犯者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が7人と最も多く、次いで、ブラジル5人、フランス1人の順であった。

日本国籍以外の車両関連盗事犯者は、犯行時の平均年齢が32.3歳（標準偏差=6.3）であり<sup>(※4)</sup>、最年少は22歳、最高齢は40歳、最頻値の年齢は26歳と39歳（各2人）であった。

### (4) 成育歴・教育歴

車両関連盗事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親により養育された者の割合が79.8%（130人）と最も高く、次いで、母親のみ9.2%（15人）、児童養護施設2.5%（4人）、父親のみと両親以外の親族の各1.2%（各2人）の順であった。

また、車両関連盗事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が44.8%（73人）と最も高く、次いで、高校卒業27.0%（44人）、高校中退19.0%（31人）、大学進学3.7%（6人）、専門学校卒業1.2%（2人）の順であった。

## 2 犯行時の生活環境

### (1) 婚姻状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-5-1-1**図のとおりである。

総数では、「婚姻歴なし」が5割近くを占めており、「婚姻継続中」は約1割にとどまっていた。

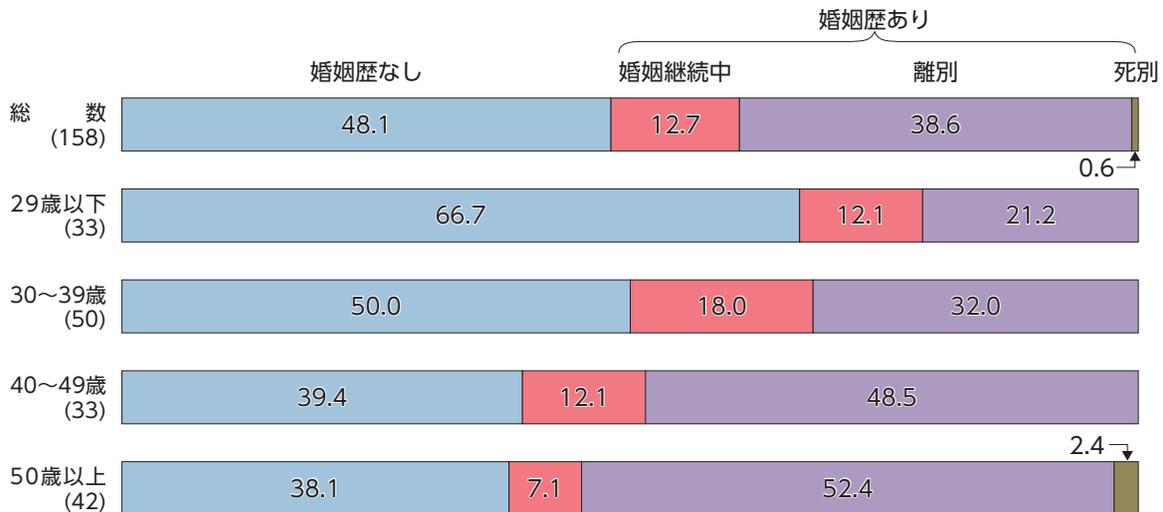
年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合が高くなるとともに、

(※3) 検挙人員における自動車盗や車上ねらいの年齢層別構成比については、1-1-2-7図②ア・同図⑤ア参照。  
なお、同検挙人員には、保護処分の対象となる少年が含まれていることにも留意する必要がある。

(※4) 日本人の車両関連盗事犯者は、犯行時の平均年齢が41.9歳（標準偏差=14.0）であった。

「離別」の割合も高くなっていた。また、いずれの年齢層においても、「婚姻継続中」の割合は2割に満たず、50歳以上では1割に満たなかった。

2-5-1-1図 車両関連盗事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行日の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離別」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 居住状況

車両関連盗事犯者の犯行時における居住状況について、住居の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-2図①のとおりである。

総数では、「自宅あり」の割合が最も高いが、「住居不定」も3割を超えていた。年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自宅あり」の割合が最も高いが、30歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「住居不定」の割合が高くなっており、50歳以上では、「住居不定」が4割を超えていた。

さらに、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-2図②のとおりである。

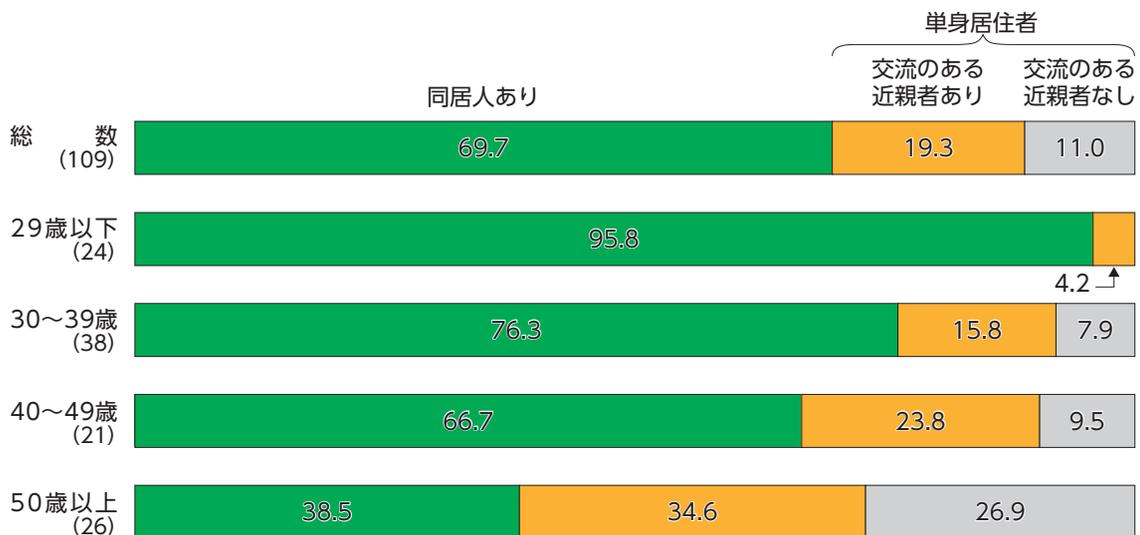
総数では、「同居人あり」が約7割を占めており、特に、若年者においては、「同居人あり」が9割を超えていた。もっとも、年齢層が高くなるにつれて、「同居人あり」の割合が低くなっており、50歳以上においては、「単身居住者」が約6割を占めていた。

2-5-1-2図 車両関連盗事犯者 犯行時の居住状況別構成比（総数・年齢層別）

① 住居の有無



② 同居人等の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ②において、犯行時に住居（自宅以外の住居を含む。）があった者に限る。  
 6 ( )内は、実人員である。

(3) 就労状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-3図①のとおりである。

総数では、「有職者」が4割弱にとどまり、「無職者」が約6割を占めていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「無職者」の割合が高くなっており、50歳以上においては、約8割が「無

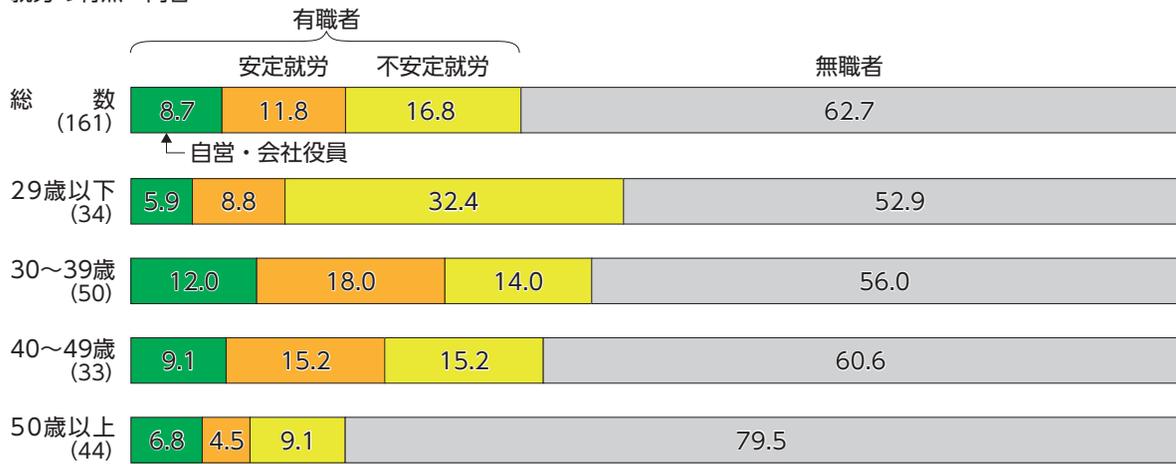
職者」であった。

さらに、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-3 図②のとおりである。

総数では、「勤労意欲なし」が過半数を占めていた。いずれの年齢層においても、「勤労意欲なし」の割合が最も高いが、年齢層が高くなるにつれて、その割合は低くなっていった。

2-5-1-3図 車両関連盗事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・年齢層別）

① 就労の有無・内容



② 無職者の無職理由



■ 就労の必要なし ■ 身体疾患 ■ 精神疾患 ■ 就職難 ■ 勤労意欲なし ■ その他

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 5 ①において、「安定就労」は会社員等の正規被雇用者を、「不安定就労」は不定期派遣やアルバイト等をいう。  
 6 ②において、「就労の必要なし」は年金を受給している場合等を、「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 ②において、「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 8 ②において、「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 9 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 10 ( ) 内は、実人員である。

他方、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。54人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が9.3%（5人）、3月以上6月未満が13.0%（7人）、6月以上1年未満が22.2%（12人）、1年以上3年未満が20.4%（11人）、3年以上5年未満が9.3%（5人）、5年以上10年未満が14.8%（8人）、10年以上が11.1%（6人）であり、勤続期間が1年に満たない者が4割を超えていた。

#### （4）経済状況

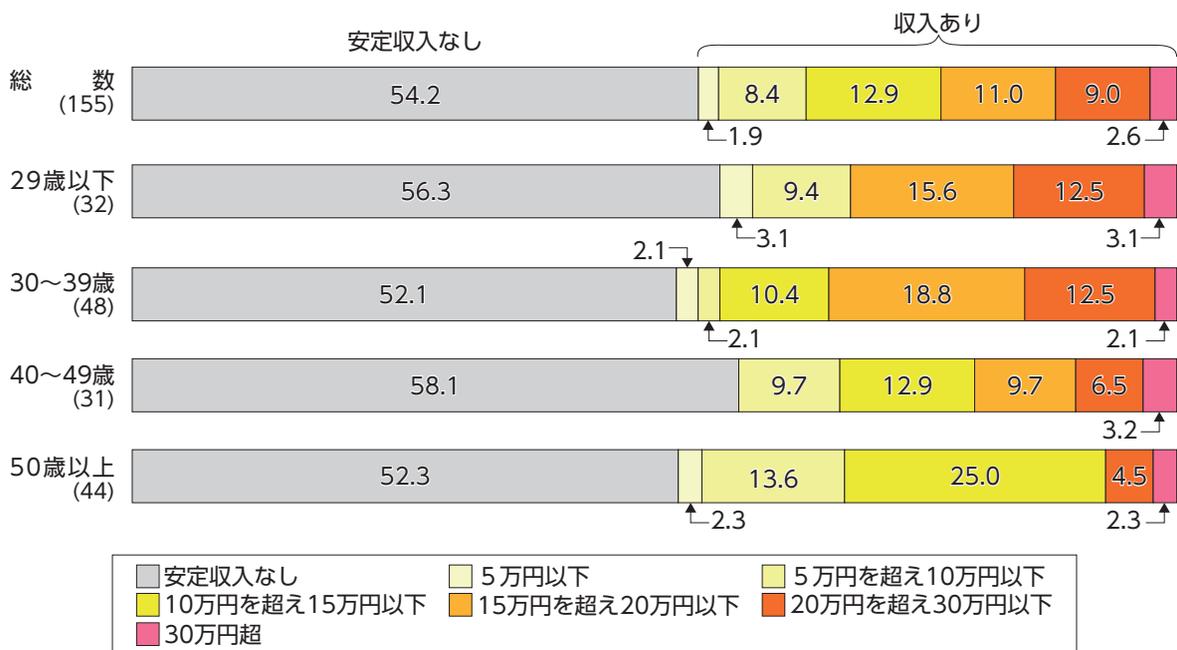
##### ア 収入状況

車両関連盗事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-4図のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が過半数を占めており、収入額が月額20万円を超える者は約1割にとどまっていた。また、いずれの年齢層においても、「安定収入なし」が過半数を占めていた。

なお、「収入あり」の者（71人）について、主な収入源別の人員を見ると、職場からの給与が51人と最も多く、次いで、生活保護12人、年金5人の順であった。

2-5-1-4図 車両関連盗事犯者 犯行時の収入状況別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産の状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の資産の有無及び預貯金額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-5図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が7割を超えており、預貯金額が10万円以上の者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「資産なし」が大半を占めていた。

### (イ) 負債の状況

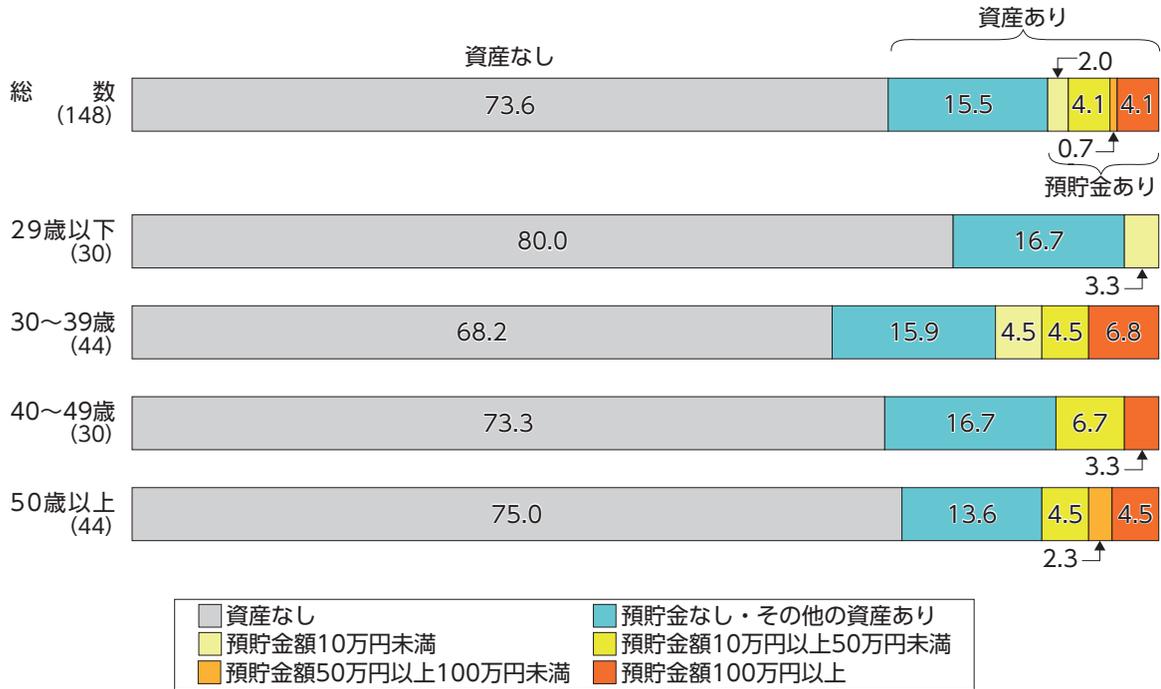
車両関連盗事犯者について、犯行時の負債の有無及び負債額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-5図②のとおりである。

総数では、「負債あり」が過半数を占めていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「負債なし」の割合が高くなっていった。

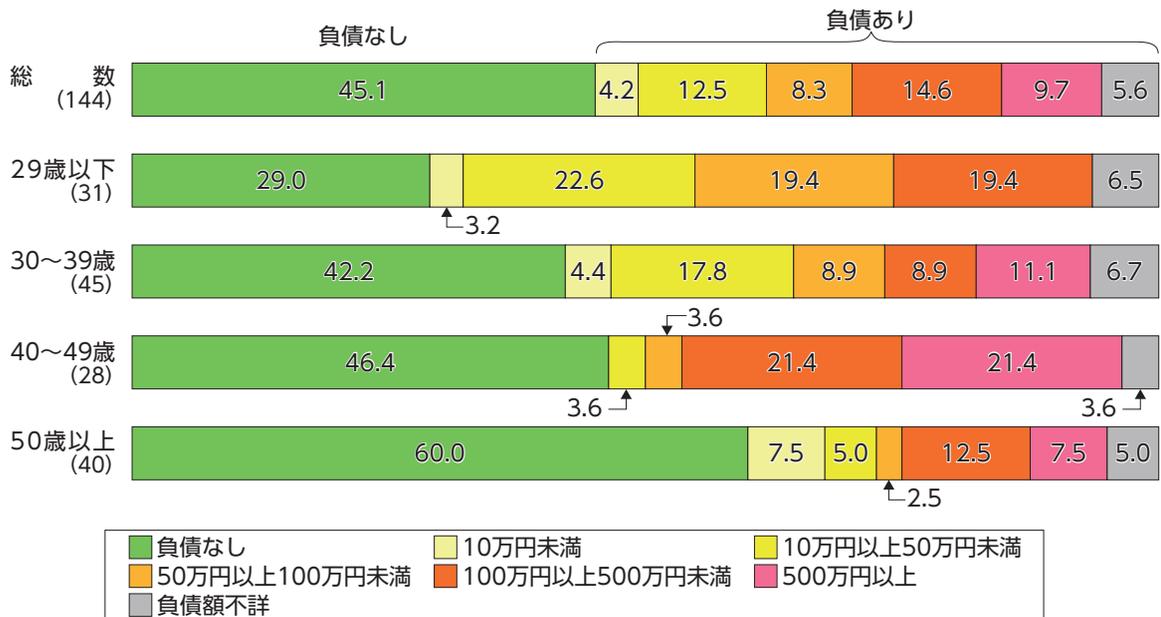
なお、「負債あり」の者(79人)について、借入先別の人員(重複計上による。)を見ると、消費者金融が38人と最も多く、次いで、車両関係ローン14人、友人・知人13人、家族・親族12人の順であった。

2-5-1-5図 車両関連盗事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・年齢層別）

① 資産の状況



② 負債の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の有無が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (5) 精神疾患の既往歴

車両関連盗事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴がある者は、19人（11.7%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、2人であり、そのうち1人は措置入院によるものであった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が6人と最も多く、次いで、精神遅滞（知的障害）と統合失調症の各3人、パニック障害2人の順であった。

### (6) 暴力団歴

車両関連盗事犯者のうち、暴力団関係の経歴がある者は、27人（16.6%）であり、万引き事犯者と比べると、暴力団関係の経歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=44.040$ ,  $p<.000$ ）。

また、車両関連盗事犯者のうち、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は5人、準構成員又は周辺者であった者は10人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

車両関連盗事犯者による窃盗の事件数は、延べ348件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.14件（標準偏差=1.71）であった。

車両関連盗事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が49.7%（81人）と最も高く、次いで、2件25.8%（42人）、3件8.6%（14人）、4件8.0%（13人）の順であり、5件以上は8.0%（13人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった車両関連盗事犯者の事件数は、10件（1人）であった。

なお、車両関連盗事犯者のうち、日本人による窃盗の事件数は延べ309件、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.06件（標準偏差=1.67）であるのに対し、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は延べ39件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は3.00件（同=2.04）であった。

### (2) 共犯関係

車両関連盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、34人（20.9%）であった。車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べると、共犯者のいる者の割合が有意に高か

った ( $\chi^2(1)=60.272, p<.000$ 。なお、自動車盗と車上ねらいの共犯者の有無別構成比については、**2-2-1-5**図参照)。

主たる犯行について共犯者のいた車両関連盗事犯者(共犯者の人数不詳の者を除く。)のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、1.71人(標準偏差=0.91)であった。共犯者のいた車両関連盗事犯者について、共犯者の人数(当該調査対象者を含まない。)別構成比を見ると、共犯者1人の割合が55.9%(19人)と最も高く、次いで、共犯者2人と3人の各20.6%(各7人)の順であった。また、共犯者の最も多かった車両関連盗事犯者の共犯者人数は、4人であった。

車両関連盗事犯者のうち、共犯者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者では48.6%(17人)、30歳代では20.0%(10人)、40歳代では9.1%(3人)、50歳以上では8.9%(4人)であり、若年者は、共犯者のいた者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=22.979, p<.000$ )。

また、車両関連盗事犯者のうち、共犯者のいた者の割合を国籍等別に見ると、日本人では18.7%(28人)であるのに対し、日本国籍以外の者では46.2%(6人)であった。

### (3) 被害状況

車両関連盗事犯者について、主たる犯行(未遂及び被害額が不詳のものを除く。)の被害額別構成比を見ると、50万円以上の割合が31.1%(46人)と最も高く、次いで、10万円以上50万円未満27.0%(40人)、1万円以上5万円未満17.6%(26人)、5万円以上10万円未満10.8%(16人)、3,000円以上1万円未満9.5%(14人)の順であり、10万円以上の被害額が過半数を占めていた(自動車盗と車上ねらいの被害額別構成比については、**2-2-1-6**図参照)。また、被害額の最高額は、自動車盗の1,500万円であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、調査対象事件(主たる犯行であるか否かを問わない。)について、被害金品の還付(還付予定のものを含む。)によって、被害の全部が回復されている者は78人であり、被害金品の一部のみが還付されている者は46人であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的な弁償措置(弁償予定のものを含まない。)を行った者は45人であるが、そのうち、被害額の全部を弁償した者は31人であった。

### (4) 動機・背景事情

#### ア 犯行の動機

車両関連盗事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層

別に見ると、2-5-1-6図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者と同様に、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「職業的」、「生活困窮」、「その他の遊興費欲しさ」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「職業的」が上位にあるほか、40歳未満の各年齢層では、「その他の遊興費欲しさ」が、30歳以上の各年齢層では、「生活困窮」が、それぞれ上位にあった。また、50歳以上では、「盗み癖」が上位にあった。

## イ 犯行の背景事情

車両関連盗事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-6図②のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者と同様に、「無為徒食・怠け癖」や「住居不安定」、「不良交友」、「ギャンブル耽溺」、「家族と疎遠・身寄りなし」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「無為徒食・怠け癖」と「住居不安定」が上位にあり、30歳以上の各年齢層では、「ギャンブル耽溺」も上位にあった。若年者と30歳代では、「不良交友」が上位にあり、40歳以上の各年齢層では、「家族と疎遠・身寄りなし」が、30歳代を除いた各年齢層では、「収入減」が、それぞれ上位にあった。また、若年者では、「辞職・退学」が、30歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」と「薬物依存」も、それぞれ上位にあった。

2-5-1-6図

車両関連盗事犯者 犯行の動機・背景事情（総数・年齢層別）

① 犯行の動機

総数 (161)	自己使用・ 費消目的 54.7%	換金目的 31.7%	職業的 26.7%	生活困窮 25.5%	その他の遊 興費欲しさ 13.0%
29歳以下 (33)	自己使用・ 費消目的 69.7%	換金目的 36.4%	職業的 24.2%	その他の遊 興費欲しさ 18.2%	
30～39歳 (50)	職業的 42.0%	自己使用・ 費消目的 40.0%	換金目的 40.0%	その他の遊 興費欲しさ 26.0%	生活困窮 22.0%
40～49歳 (33)	自己使用・ 費消目的 60.6%	生活困窮 33.3%	換金目的 24.2%	職業的 18.2%	
50歳以上 (45)	自己使用・ 費消目的 55.6%	生活困窮 37.8%	換金目的 24.4%	職業的 17.8%	盗み癖 13.3%

② 犯行の背景事情

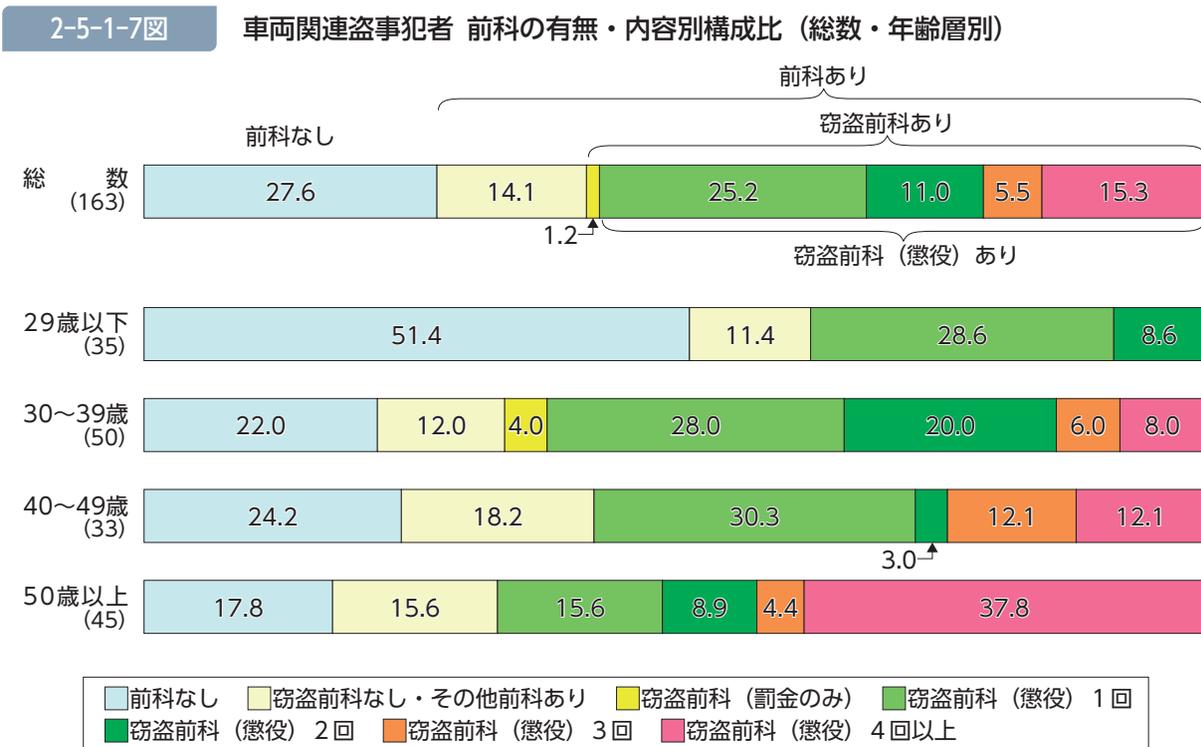
総数 (158)	無為徒食・ 怠け癖 36.7%	住居不安定 28.5%	不良交友 24.7%	ギャンブル 耽溺 23.4%	家族と疎遠・ 身寄りなし 22.8%	
29歳以下 (33)	不良交友 60.6%	無為徒食・ 怠け癖 36.4%	住居不安定 15.2%	収入減 15.2%	辞職・退学 15.2%	
30～39歳 (48)	無為徒食・ 怠け癖 39.6%	ギャンブル 耽溺 31.3%	不良交友 29.2%	住居不安定 20.8%	習慣飲酒・ アルコール 依存 18.8%	薬物依存 18.8%
40～49歳 (32)	住居不安定 37.5%	家族と疎遠・ 身寄りなし 31.3%	無為徒食・ 怠け癖 28.1%	収入減 25.0%	ギャンブル 耽溺 18.8%	
50歳以上 (45)	家族と疎遠・ 身寄りなし 42.2%	無為徒食・ 怠け癖 40.0%	住居不安定 40.0%	ギャンブル 耽溺 28.9%	収入減 20.0%	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
 3 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
 4 動機・背景事情が不詳の者を除く。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ①において、「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
 7 ①において、「その他の遊興費欲しさ」は、ギャンブル代、酒代又は違法薬物代以外の遊興費欲しさをいう。  
 8 ( )内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

車両関連盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-7図のとおりである（自動車盗と車上ねらいの前科の有無・内容別構成比については、2-2-1-8図参照）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( )内は、実人員である。

### ア 前科一般

車両関連盗事犯者のうち、前科のない者は45人（27.6%）であり、前科のある者は118人（72.4%）であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、「窃盗前科なし・その他前科あり」の者は23人（14.1%）であった。その回数別人員は、1回が13人、2回が6人、3回が1人、4回以上が3人であり、前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

## イ 窃盗前科

### (ア) 総数

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科のない者は68人（41.7%）であり、窃盗前科のある者は95人（58.3%）であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科1回が42人（25.8%）、2回が17人（10.4%）、3回が10人（6.1%）であり、4回以上が26人（16.0%）であった。また、窃盗前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

なお、窃盗前科のある車両関連盗事犯者について、前科内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、車上ねらいの前科のある者が44人と最も多く、次いで、自動車盗24人、万引き21人（うち罰金前科4人）、空き巣11人、事務所荒し7人の順であり、これらの手口に関しては、万引きの4人を除くと、いずれも懲役前科であった。

### (イ) 窃盗の罰金前科

車両関連盗事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、5人（3.1%）であり、その回数別人員は、1回が4人、2回が1人であった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は2人であり、窃盗による懲役前科もある者は3人であった。

### (ウ) 窃盗の懲役前科

車両関連盗事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、93人（57.1%）であった。その回数別人員は、1回が41人、2回が18人、3回が9人であり、4回以上が25人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は90人であった。

## ウ 年齢層別

車両関連盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、若年者では、「前科なし」が過半数を占めているが、30歳以上の各年齢層では、「前科あり」が大半であり、「窃盗前科あり」や「窃盗前科（懲役）あり」も過半数を占めていた。

### (2) 前歴の有無・内容

#### ア 前歴一般

車両関連盗事犯者のうち、前歴のない者は39人（23.9%）であり、そのうち、前科もない者

は16人であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、前歴のある者は124人(76.1%)であり、前科があり、かつ、前歴もある者は95人(58.3%)であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は81人(49.7%)であった。その回数別人員は、1回が30人、2回が24人、3回と4回が各9人であり、5回以上が9人であった。なお、前歴が最も多かった者の回数は、12回(1人)であった。

以上のとおり、車両関連盗事犯者は、前科又は前歴のある者が約9割を占めているが、前科のない者に限定すると、車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、前歴のない者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=17.912, p<.000$ )。

## イ 窃盗前歴

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴のない者は120人(73.6%)であり、そのうち、前科もない者は30人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は19人であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴のある者は43人(26.4%)であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は24人(14.7%)であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が39人、2回が17人、3回が12人であり、4回以上が23人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、7回(1人)であった。

前科のない者に限定すると、車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、窃盗前歴のない者の割合が有意に高く( $\chi^2(1)=64.465, p<.000$ )、前科がなく、窃盗前歴がない者であっても、起訴猶予処分を受けることなく、起訴されている者が相当数を占めていることが示唆された。

なお、窃盗前歴のある車両関連盗事犯者(窃盗前科のない者に限る。)について、窃盗前歴の手口別人員(重複計上による。)を見ると、万引きの前歴のある者が8人と最も多く、次いで、オートバイ盗と車上ねらいの各4人の順であった。

## ウ 年齢層別

車両関連盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容を年齢層別に見ると、若年者では、前科・前歴がない者の割合は、17.1%(6人)であった。前科のない若年者(18人)のうち、前歴のある者は12人であり、窃盗前歴のある者が5人、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名

による前歴がある者が7人であった。

30歳以上の各年齢層においては、前科・前歴がない者の割合は、30歳代では12.0%（6人）、40歳代では9.1%（3人）、50歳以上では2.2%（1人）であり、いずれの年齢層においても、前科又は前歴のある者が圧倒的多数を占めていた。

## エ 初回検挙時の年齢

前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある車両関連盗事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、平均年齢は26.7歳（標準偏差＝14.4）であり、最年少は14歳、最高齢は55歳、最頻値の年齢は17歳（3人）であった。

## オ 微罪処分歴

車両関連盗事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は25人（15.3%）であり、その回数別人員は、1回が18人、2回が7人であり、3回以上はいなかった。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

車両関連盗事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が137人（84.0%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗16人（9.8%）、窃盗未遂10人（6.1%）の順であった。

なお、車両関連盗事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は59人（36.2%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、道路交通法違反が16人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反15人、住居侵入11人、詐欺6人、傷害5人の順であった。

### 2 処断刑

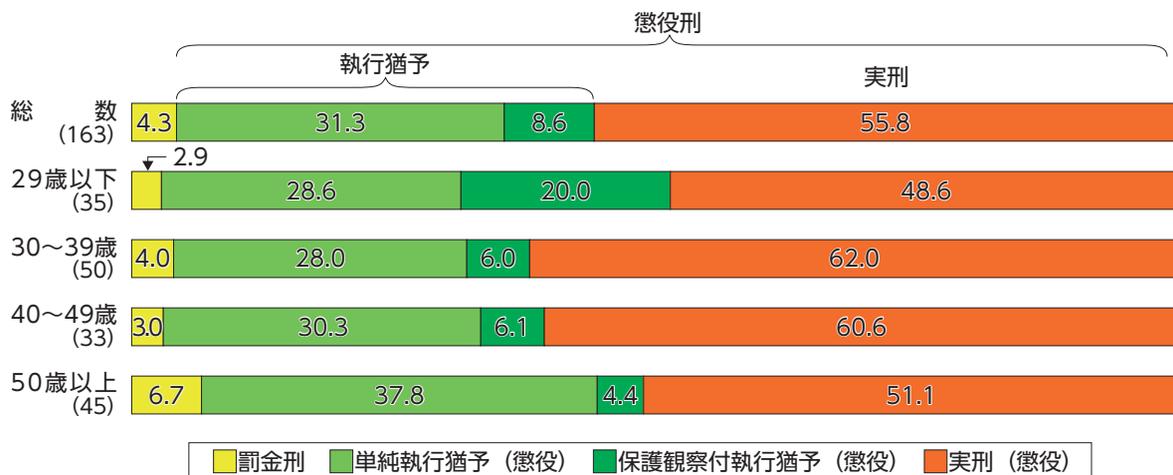
#### (1) 概要

車両関連盗事犯者について、処断刑別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-2-1図のとおりである。

車両関連盗事犯者の処断刑別の人員は、懲役刑が156人（95.7%）と圧倒的多数を占めていた（自動車盗と車上ねらいの処断刑別構成比については、2-2-2-2図参照）。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は65人であり、執行猶予率は41.7%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は14人であり、執行猶予者の保護観察率は21.5%であった。

2-5-2-1図 車両関連盗事犯者 処断刑別構成比（総数・年齢層別）

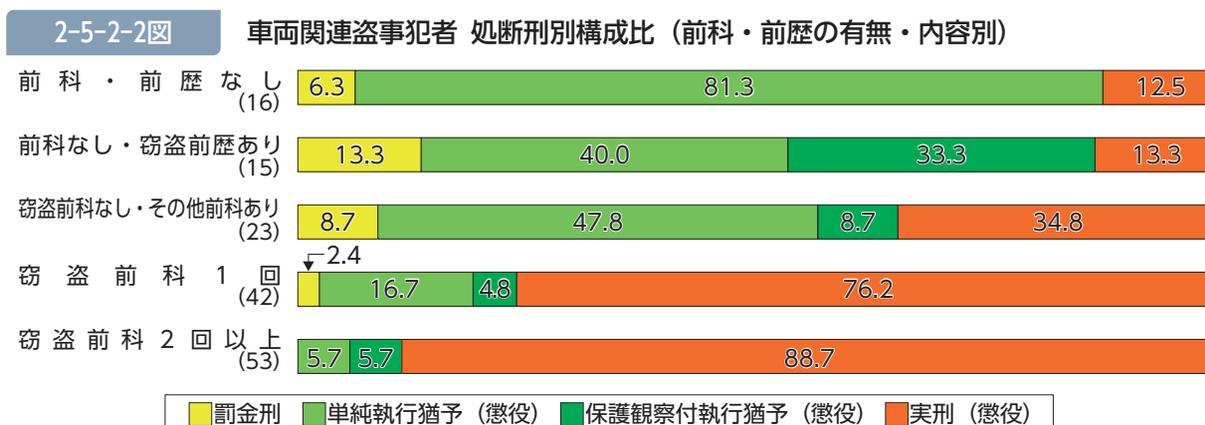


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( )内は、実人員である。

## (2) 前科・前歴関係

車両関連盗事犯者について、処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると、2-5-2-2図のとおりである。

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科のある者の大半は、「実刑（懲役）」であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

## 3 執行猶予者

### (1) 科刑状況

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者（以下「車両関連盗の執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が6.2%（4人）、1年以上1年6月以下が63.1%（41人）、1年6月を超えて2年以下の者が15.4%（10人）、2年を超えて3年以下が15.4%（10人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年間で3.1%（2人）、3年間で66.2%（43人）、4年間で18.5%（12人）、5年間で12.3%（8人）であり、3年間の割合が最も高かった。

### (2) 年齢層

車両関連盗の執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50歳以上の割合が29.2%（19人）と最も高く、次いで、若年者と30歳代の各26.2%（各17人）、40歳代18.5%（12人）の順であった。

犯行時の平均年齢は、40.4歳（標準偏差＝15.7）であり、最年少は19歳、最高齢は79歳、最

頻値の年齢は21歳と31歳（各5人）であった。

### **（3）前科・前歴関係**

#### **ア 前科の有無・内容**

車両関連盗の執行猶予者のうち、前科のない者は37人（56.9%）であり、前科のある者は28人（43.1%）であった。

また、車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は15人（23.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は1人であった。窃盗による懲役前科がある者は14人（21.5%）であり、その回数別人員は、1回が9人、2回と3回が各1人であり、4回以上が3人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、11回（1人）であった。

#### **イ 前歴の有無・内容**

前科のない者に限定すると、車両関連盗の執行猶予者のうち、前歴のない者は13人（35.1%）であり、前歴のある者は24人（64.9%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は13人（35.1%）であり、窃盗前歴のある者は11人（29.7%）であった。窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が5人、2回が2人であり、3回以上が4人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、7回（1人）であった。

### **（4）監督者の有無・帰住予定先**

車両関連盗の執行猶予者のうち、監督者がいた者は、44人（67.7%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は35人であった。

また、車両関連盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が36人と最も多く、次いで、「単身の自宅」10人、「更生保護施設」4人、「雇用主・上司方」2人の順であった。

## **4 懲役刑の実刑に処せられた者**

### **（1）科刑状況**

車両関連盗事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、91人（55.8%）であり、車両関連盗事犯者の過半数を占めていた。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が8.8%（8人）、1年以上1年6月以下が27.5%（25人）、1年6月を超えて2年以下が8.8%（8人）、2年を超えて3年以下が34.1%（31人）、3年を超えて4年以下が15.4%（14人）、4年を超えて5年以下が3.3%（3人）、5年超が2.2%（2人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は6月（3人）、最長は5年6月（2人）であった。

## （2）年齢層

車両関連盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、30歳代の割合が34.1%（31人）と最も高く、次いで、50歳以上25.3%（23人）、40歳代22.0%（20人）、若年者18.7%（17人）の順であった。

犯行時の平均年齢は41.3歳（標準偏差＝12.4）であり、最年少は21歳、最高齢は74歳、最頻値の年齢は39歳（8人）であった。

## （3）前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は4人（4.4%）であり、前科のある者は87人（95.6%）であった。

また、車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は79人（86.8%）であり、いずれも窃盗による懲役前科がある者であった。その回数別人員は、1回が32人、2回が17人、3回が8人、4回が4人であり、5回以上は18人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

さらに、車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は22人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中の者は4人）、前刑の仮釈放期間中であった者は3人であった。

### イ 前歴の有無・内容

車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科がなく、かつ、前歴もない者は2人であり、いずれも共犯者がいる者であり、調査対象事件（主たる犯行以外の事件を含む。）の被害総額も400万円超と高額であった。

## 第3節 車両関連盗事犯者の再犯状況

### 1 総数

車両関連盗事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間において、再犯が認められた者の実人員は、19人であり、そのうち、窃盗再犯は13人、窃盗以外の再犯は6人であった。

再犯が認められた者の人員を犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、若年者では8人（窃盗再犯5人、窃盗以外の再犯3人）、30歳代では1人（窃盗再犯）、40歳代では5人（窃盗再犯2人、窃盗以外の再犯3人）、50歳以上では5人（いずれも窃盗再犯）であった。

また、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者は、いずれも懲役刑に処せられた者であり、罰金処分者にはいなかった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた者は、4人（窃盗再犯1人、窃盗以外の再犯3人）に過ぎなかったが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

そこで、以下、この節においては、車両関連盗の執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析し、特徴が認められた点を中心に報告する。

### 2 執行猶予者の再犯状況

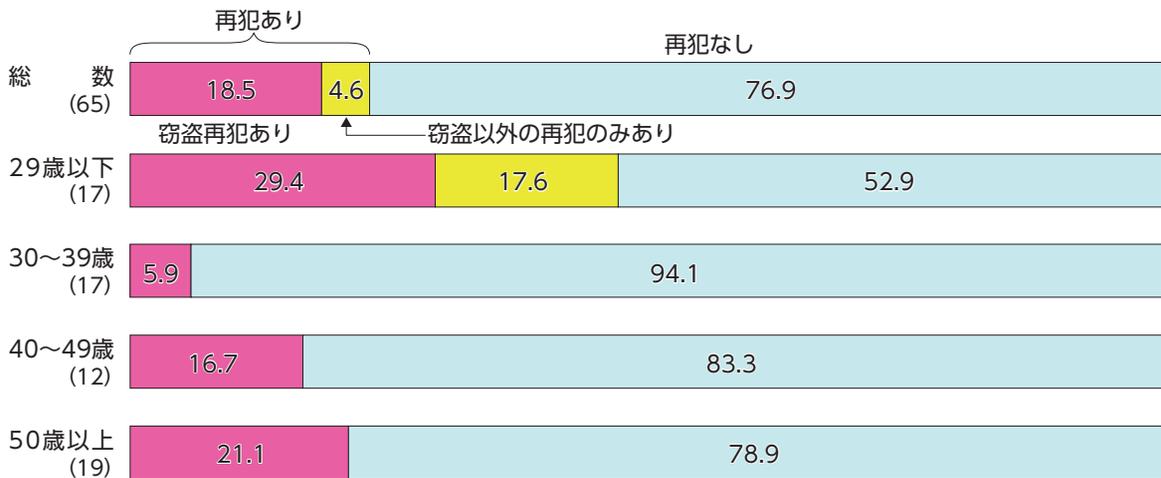
#### (1) 属性

車両関連盗の執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、2-5-3-1図のとおりである。

総数では、再犯率が23.1%（15人）、窃盗再犯率が18.5%（12人）であった。

年齢層別の実人員が少ないことに留意する必要があるものの、若年者は、再犯率が有意に高いのに対し、30歳代は、再犯率が有意に低かった（モンテカルロ法による。 $p=.031$ ）。

2-5-3-1図 車両関連盗の執行猶予者 総数・年齢層別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 婚姻状況

車両関連盗の執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を見ると、2-5-3-2図のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、犯行時の婚姻状況では有意な差は認められなかったが、婚姻歴の有無で比較すると、再犯率は、婚姻歴のある者では13.9%（5人）、婚姻歴のない者では35.7%（10人）であり、婚姻歴のない者は、再犯率が有意に高かった ( $\chi^2(1)=4.181, p=.041$ )。

2-5-3-2図 車両関連盗の執行猶予者 婚姻状況別の再犯状況

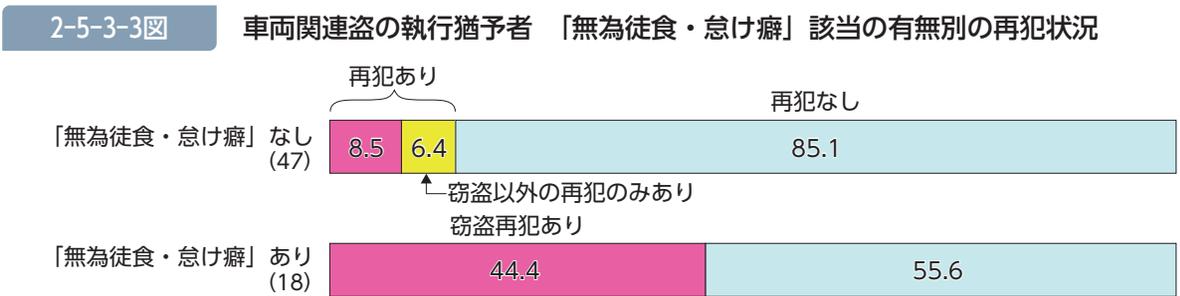


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 犯行の動機・背景事情

車両関連盗の執行猶予者のうち、調査対象事件における犯行の動機・背景事情について、各項目の該当の有無で再犯状況を見ると、背景事情として上位にあった「無為徒食・怠け癖」に特徴が認められた。「無為徒食・怠け癖」該当の有無別の再犯状況を見ると、2-5-3-3図のとおりである。

犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、窃盗再犯率が有意に高いのに対し（モンテカルロ法による。 $p=.002$ ）、これに該当しない者は、再犯率が有意に低かった（モンテカルロ法による。 $p=.011$ ）<sup>(\*5)</sup>。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

### (4) 窃盗再犯の内容と裁判結果

#### ア 窃盗再犯の内容

##### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別人員を見ると、3月未満が2人、3月以上6月未満が3人、6月以上1年未満が4人、1年以上1年6月未満が2人、1年6月以上2年未満が1人であり、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が7割を超えていた。

##### (イ) 窃盗再犯の手口

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、車上ねらいと万引きの各3人が最も多く、次いで、空き巣2人の順であった。

##### イ 窃盗再犯の裁判結果

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、いずれも懲役刑の実刑に処せられていた。

(\*5) なお、「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、再犯率も有意に高かったが（モンテカルロ法による。 $p=.011$ ）、「窃盗以外の再犯のみあり」はいなかった。

## 第6章 万引き事犯者

この章では、万引き事犯者について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する。

### 第1節 万引き事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が万引きである者（万引き事犯者）の総数は、1,385人（57.2%）であった。

また、万引き事犯者のうち、男性は944人（68.2%）、女性は441人（31.8%）であり、万引き事犯者の女性比は、万引き以外の手口の女性比（4.8%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1) = 267.530, p < .000$ ）。

##### (2) 年齢層

###### ア 総数

万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比（**2-2-1-4図**参照）を見ると、50～64歳（405人）の割合が最も高く、次いで、高齢者（301人）、40歳代（239人）、30歳代（228人）、若年者（212人）の順であり50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった（本編第2章第1節2項（2）ウ（イ）参照）。

万引き事犯者は、犯行時の平均年齢が49.8歳（標準偏差＝16.7）であり、最年少は19歳（2人）、最高齢は87歳（1人）、最頻値の年齢は62歳（46人）であった。

###### イ 男女別

万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-6-1-1図**のとおりである。

男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、若年者の割合が有意に高いのに対し、女性は、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 37.064, p < .000$ ）。

男性は、犯行時の平均年齢が48.0歳（標準偏差＝16.8）であり、最年少は19歳、最高齢は85

歳、最頻値の年齢は62歳（28人）であった。他方、女性は、犯行時の平均年齢が53.5歳（標準偏差=15.8）であり、最年少は20歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳（18人）であった。

2-6-1-1図 万引き事犯者 犯行時の年齢層別構成比（男女別）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
男性 (944)	18.5	17.4	17.1	28.6	18.4
女性 (441)	8.4	14.5	17.7	30.6	28.8

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

各年齢層における女性比は、高齢者（42.2%）において最も高く、次いで、50～64歳（33.3%）、40歳代（32.6%）、30歳代（28.1%）、若年者（17.5%）の順であり、年齢層が高くなるにつれて、女性比も高くなっていった。

### （3）国籍等

万引き事犯者の国籍等別人員は、日本人が1,319人（95.2%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は66人（4.8%）であった。

日本国籍以外の万引き事犯者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が23人と最も多く、次いで、中国19人、ベトナム15人、フィリピン2人の順であった。

日本国籍以外の万引き事犯者のうち、男性は37人（56.1%）、女性は29人（43.9%）であり、日本国籍以外の者の女性比は、日本人における女性比（31.2%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1)=4.674, p=.031$ ）。

また、日本国籍以外の万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が34.8%（23人）と最も高く、次いで、30歳代22.7%（15人）、40歳代19.7%（13人）、50～64歳13.6%（9人）、高齢者9.1%（6人）の順であり、日本人と比べて、若年者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=30.049, p<.000$ ）。

日本国籍以外の万引き事犯者は、犯行時の平均年齢が39.4歳（標準偏差=15.2）であり、最年少は21歳、最高齢は75歳、最頻値の年齢は26歳（5人）であった。

#### (4) 成育歴・教育歴

万引き事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親により養育された者の割合が71.6% (991人) と最も高く、次いで、母親のみ7.1% (98人)、父親のみ2.1% (29人)、両親以外の親族1.2% (16人)、児童養護施設1.1% (15人) の順であった。

また、万引き事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が32.3% (447人) と最も高く、次いで、高校卒業30.8% (427人)、大学進学14.9% (206人)、高校中退13.0% (180人)、専門学校卒業4.8% (66人) の順であった。万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、中学卒業の割合が有意に低く、大学進学の割合が有意に高かった ( $\chi^2(8)=52.330, p<.000$ )<sup>(\*1)</sup>。

## 2 犯行時の生活環境

### (1) 婚姻状況

#### ア 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-2図①**のとおりである。

総数では、「婚姻歴あり」が約6割を占めているが、「婚姻継続中」は3割に満たなかった。もっとも、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(6)=88.034, p<.000$ )<sup>(\*2)</sup>。

男女別に見ると、男性は、「婚姻歴なし」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=205.153, p<.000$ )。

#### イ 男女別・年齢層別

犯行時の婚姻状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-2図②**のとおりである。

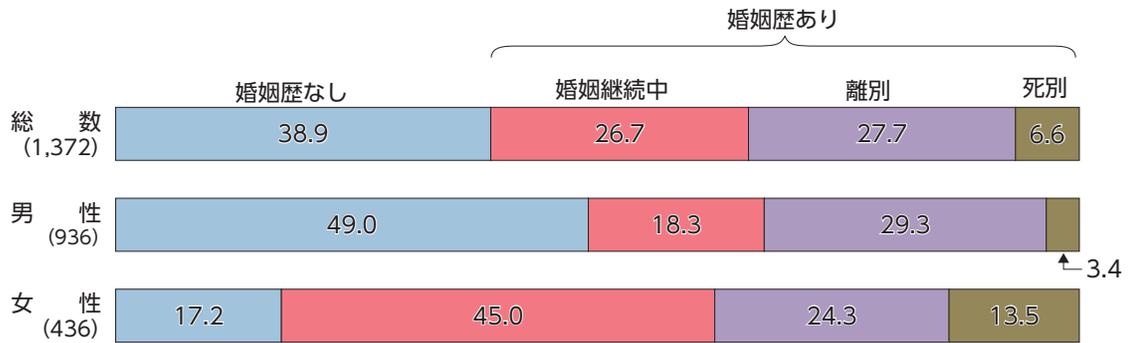
男性は、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合も高くなっていった。他方、女性は、30歳以上の各年齢層では、「婚姻継続中」の割合が最も高かったが、年齢層が高くなるにつれて、「死別」の割合も高くなっていった。

(\*1) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(4)=28.979, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(4)=28.886, p<.000$ 。

(\*2) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(3)=62.934, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(3)=29.240, p<.000$ 。

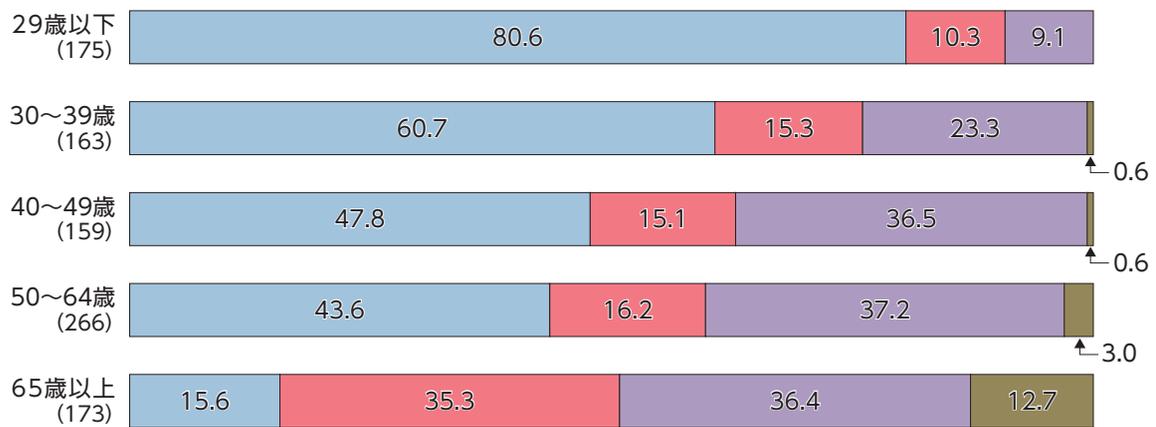
2-6-1-2図 万引き事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

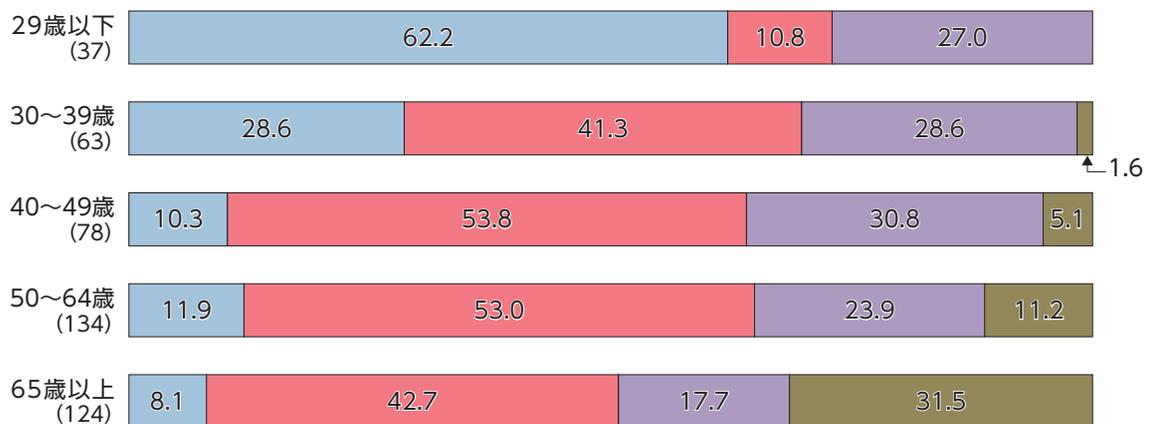


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離婚」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## (2) 居住状況

### ア 住居関係

#### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時における住居の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-3図①**のとおりである。

総数では、「住居あり」が8割以上を占めており、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べても、有意に高かった ( $\chi^2(4)=33.315, p<.000$ )<sup>(\*3)</sup>。

男女共に、「自宅あり」の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、「自宅以外の住居」や「住居不定」の割合が有意に高く、女性は、「自宅あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(2)=101.946, p<.000$ )。

#### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時における住居の有無別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-3図②**のとおりである。

男性は、いずれの年齢層においても、「自宅あり」の割合が最も高いが、若年者では「自宅以外の住居」の割合が、50~64歳では「住居不定」の割合が、それぞれ有意に高かった ( $\chi^2(8)=26.032, p=.001$ )。

女性は、いずれの年齢層においても、「住居あり」が9割を超えており、30歳以上の各年齢層では、「自宅あり」も9割を超えていた。

---

(\*3) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=12.224, p=.0024$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=26.715, p<.000$ 。

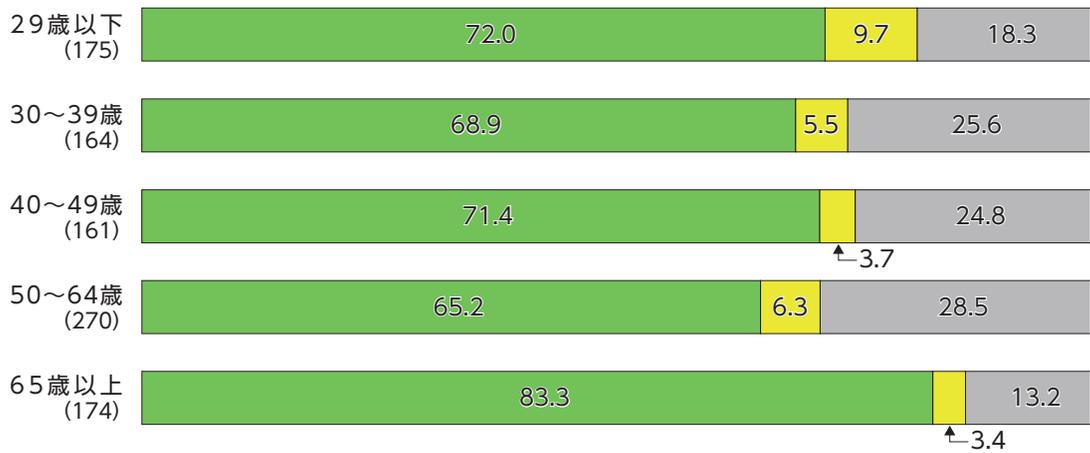
2-6-1-3図 万引き事犯者 犯行時の住居の有無別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

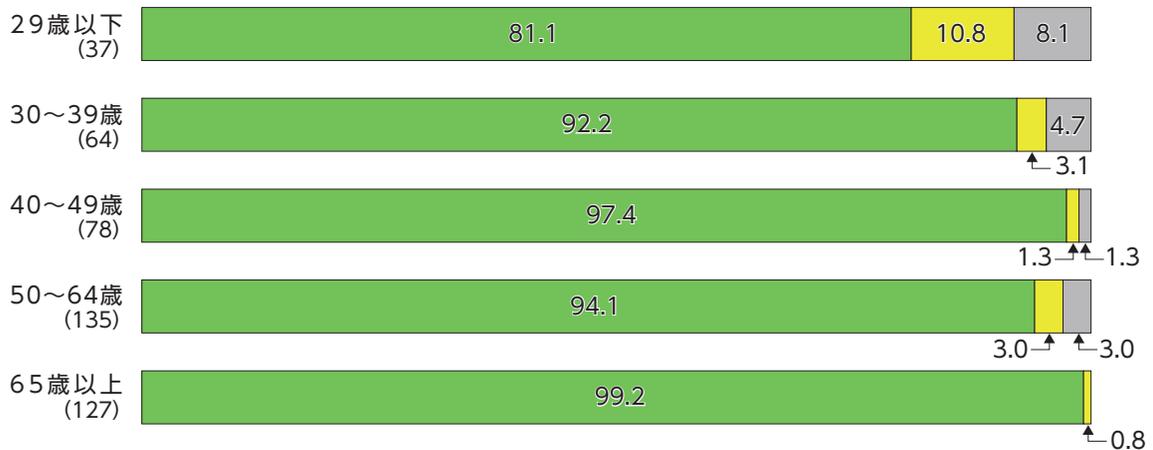


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 「自宅」は、賃貸を含む。  
 4 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## イ 同居人等の有無

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者のうち、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-4図①**のとおりである。

総数では、「同居人あり」が6割を超えており、「単身居住者」であっても「交流のある近親者あり」の者が2割近くを占めていた。

男女共に、「同居人あり」が過半数を占めているが、男女で比較すると、男性は、「単身居住者」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=44.812, p<.000$ ), 「単身居住者」で「交流のある近親者なし」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(2)=52.547, p<.000$ )。

### (イ) 男女別・年齢層別

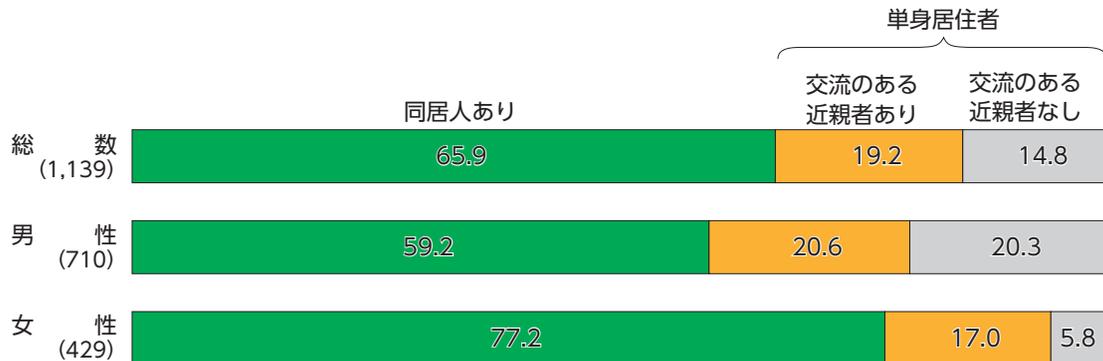
犯行時における同居人等の有無別構成比について、男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-4図②**のとおりである。

男性では、50～64歳において、「単身居住者」の割合が有意に高く ( $\chi^2(4)=28.643, p<.000$ ), 50歳以上の各年齢層においては、「単身居住者」で「交流のある近親者なし」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(8)=39.836, p<.000$ )。

他方、女性では、いずれの年齢層においても、「同居人あり」の割合が最も高く、若年者を除き、「単身居住者」であっても、「交流のある近親者あり」の割合が高かった。

2-6-1-4図 万引き事犯者 犯行時の同居人等の有無別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

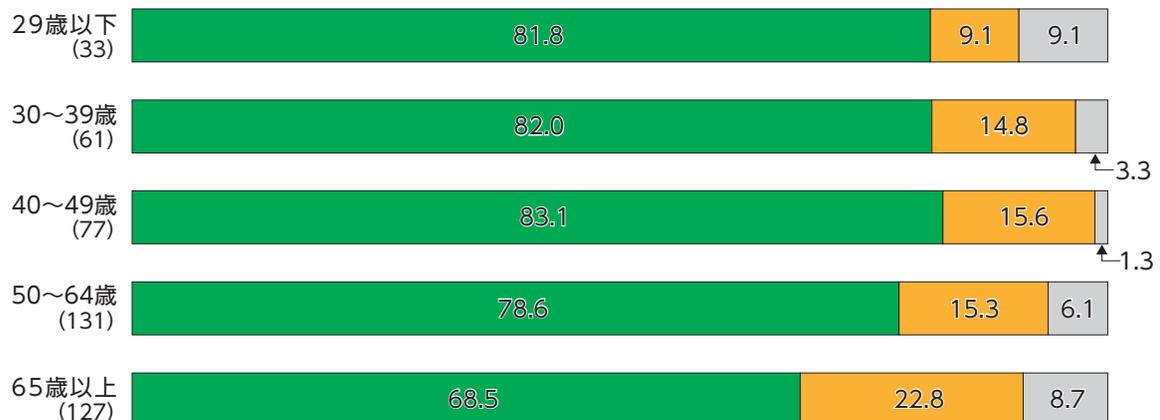


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者及び住居不定の者を除く。  
 4 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 就労状況

#### ア 就労の有無

##### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-5図①のとおりである。

総数では、「無職者」が約6割を占めていた。男女共に「無職者」の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、「無職者」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「主婦・家事従事」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(5)=361.305, p<.000$ )<sup>(\*4)</sup>。

##### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時の就労状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-5図②のとおりである。

男性は、いずれの年齢層においても、「無職者」が過半数を占めており、年齢層が高くなるにつれて、その割合も高くなっていった。

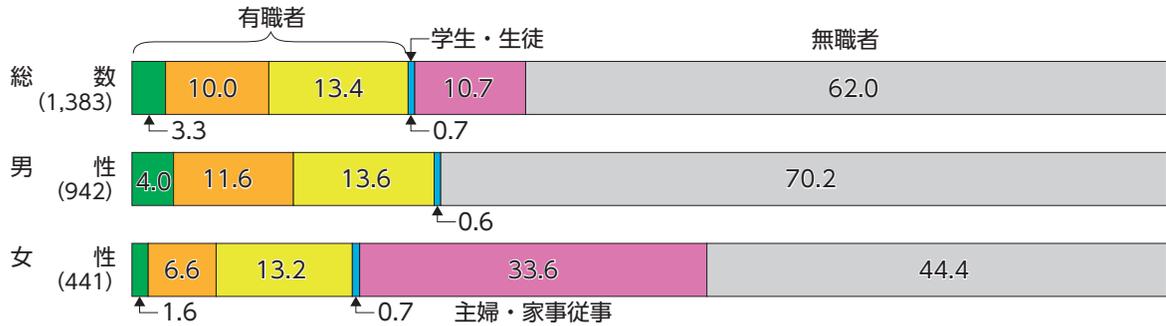
女性は、30歳以上の各年齢層において、「主婦・家事従事」の割合が3割を超えていた。

---

(\*4) なお、男性は、女性と比べて、有職者のうち、「自営・会社役員」や「安定就労」の割合も有意に高かった ( $5)=361.305, p<.000$ )。

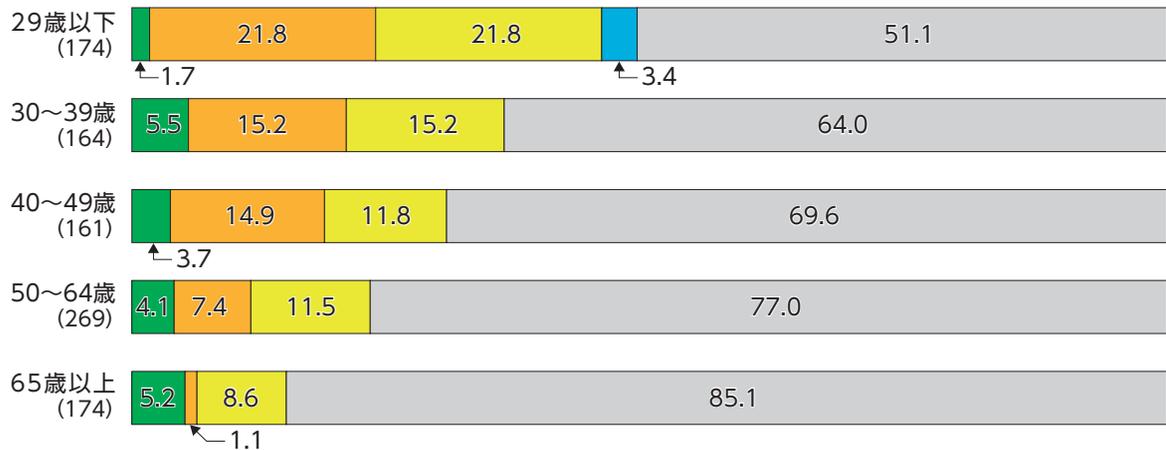
2-6-1-5図 万引き事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「安定就労」は、会社員等の正規被雇用者をいう。  
 5 「不安定就労」は、不定期派遣、アルバイト等をいう。  
 6 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 7 ②において、各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## イ 無職者の無職理由

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者のうち、「無職者」に限定した上で、無職理由別の構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-6図①のとおりである。

総数では、「勤労意欲なし」の割合が最も高く、次いで、「就労の必要なし」、「就職難」の順に高かった。男女で比較すると、男性は、「就職難」や「勤労意欲なし」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「就労の必要なし」や「精神疾患」、「家族の介護等」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(6)=116.477, p<.000$ )。

### (イ) 男女別・年齢層別

無職者の無職理由別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-6図②のとおりである。

男性は、若年者では、「勤労意欲なし」が7割近くを占めているのに対し、高齢者では「就労の必要なし」が6割を超えていた。また、「就職難」の割合は、30歳代において有意に高く、「精神疾患」の割合は、30歳代と40歳代において有意に高かった ( $\chi^2(24)=344.325, p<.000$ )。

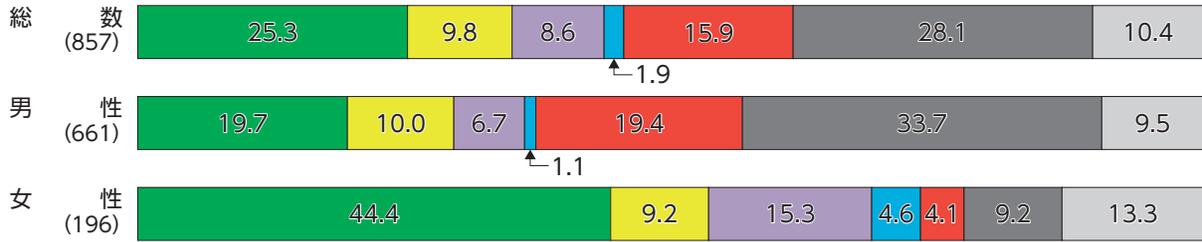
女性は、年齢層が高くなるにつれて、「就労の必要なし」の割合が高くなっていった。また、50歳未満の各年齢層では、「精神疾患」が約3割を占めていた。

## ウ 有職者の勤続期間

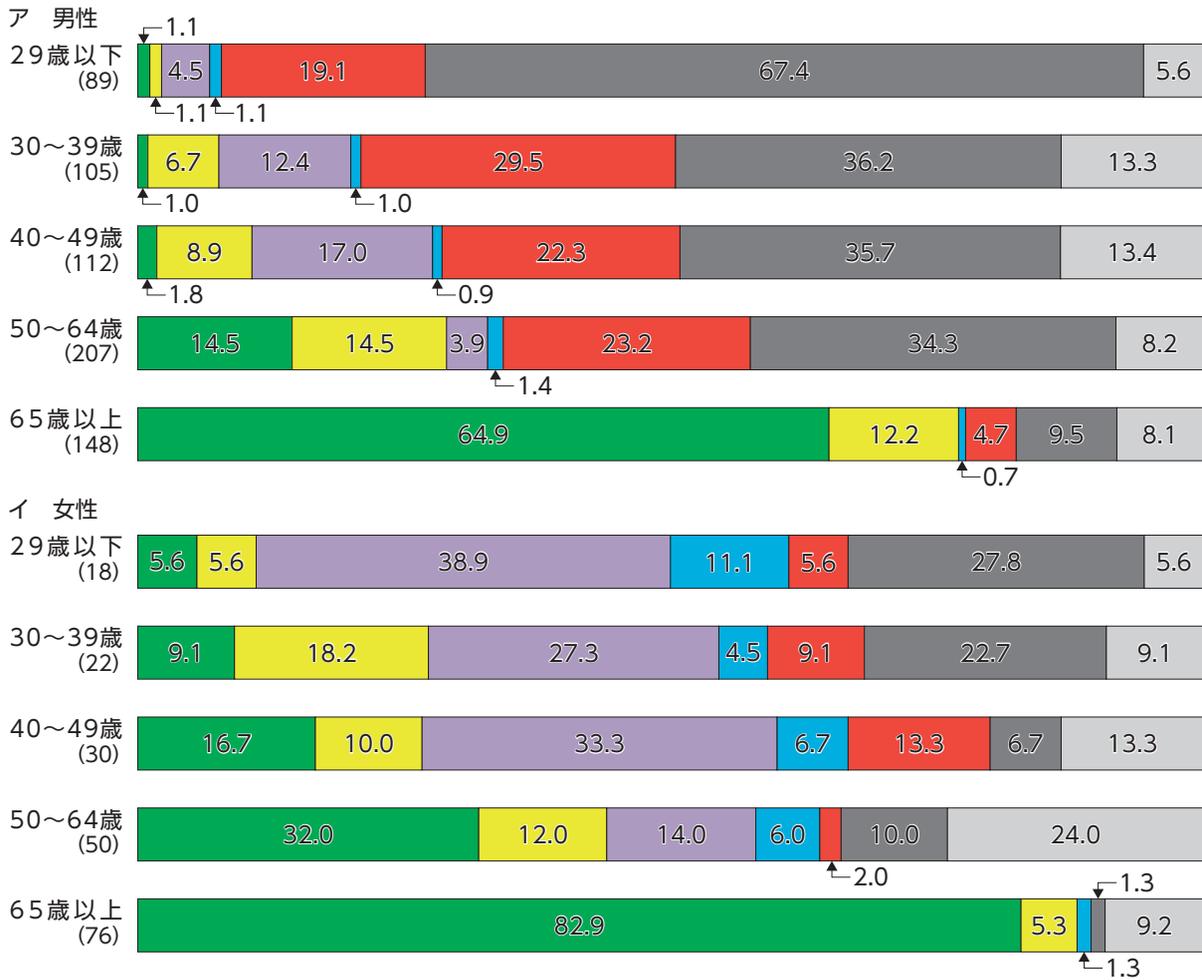
万引き事犯者のうち、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。304人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が17.1%（52人）、3月以上6月未満が9.2%（28人）、6月以上1年未満が14.1%（43人）、1年以上3年未満が19.1%（58人）、3年以上5年未満が8.6%（26人）、5年以上10年未満が14.5%（44人）、10年以上が17.4%（53人）であり、勤続期間が1年に満たない者が約4割を占めていた。

2-6-1-6図 万引き事犯者 無職者の無職理由別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 男女別・年齢層別



■ 就労の必要なし ■ 身体疾患 ■ 精神疾患 ■ 家族の介護等 ■ 就職難 ■ 勤労意欲なし ■ その他

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「無職者」に限る。  
 3 犯行時の無職理由による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の無職理由による。  
 4 「就労の必要なし」は、年金を受給している場合等をいう。  
 5 「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 6 「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 「その他」は、無職理由が不詳である場合を含む。  
 8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 経済状況

##### ア 収入状況

###### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-6-1-7図①のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が約3割を占めているが、安定収入の有無について、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、万引き事犯者は「安定収入なし」の割合が有意に低かった ( $\chi^2(2)=103.768, p<.000$ )<sup>(\*5)</sup>。

また、男性は、「安定収入なし」が約4割を占めているのに対し、女性は、「収入あり」が約9割を占めていた。

###### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時の収入の有無及び収入額別構成比について、男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-7図②のとおりである。

男性は、高齢者を除き、各年齢層において「安定収入なし」が4割を超えていた。他方、女性は、若年者を除き、各年齢層において「収入あり」が8割を超えていたが、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、月額10万円を超える収入のある者の割合が低くなっていった。

「収入あり」の者（男性532人、女性348人）について、主な収入源別の構成比を見ると、男性は、職場の割合が43.6%（232人）と最も高く、次いで、生活保護23.7%（126人）、年金22.6%（120人）の順であった。これに対し、女性は、年金の割合が29.9%（104人）と最も高く、次いで、家族の収入27.6%（96人）、職場20.4%（71人）、生活保護17.5%（61人）の順であった。なお、「収入あり」の高齢者（男性137人、女性115人）に限定すると、男女共に、年金の割合（男性65.0%、女性70.4%）が最も高かった。

---

(\*5) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=85.716, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=33.962, p<.000$ 。

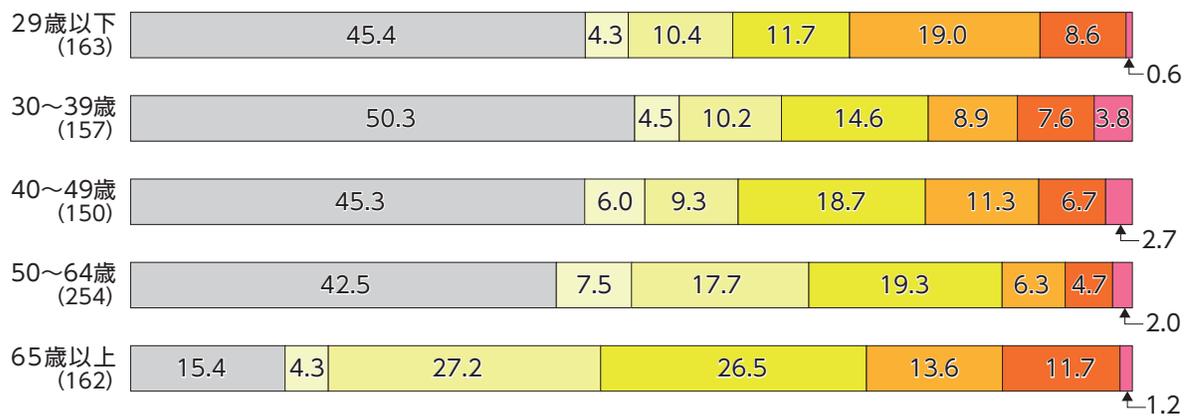
2-6-1-7図 万引き事犯者 犯行時の収入状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

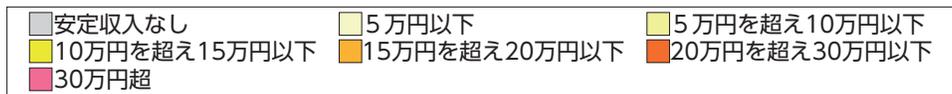
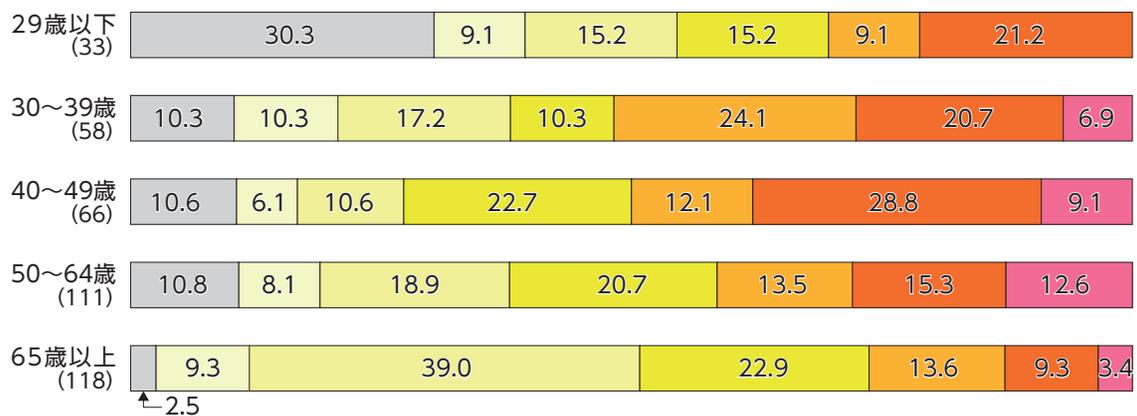


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産状況

万引き事犯者について、犯行時の資産状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-8図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が約6割を占めており、50万円以上の預貯金がある者は2割に満たなかった。

男性は、「資産なし」の割合が有意に高く、50万円以上の預貯金がある者は、1割に満たなかった。他方、女性は、男性と比べて、「預貯金額10万円以上50万円未満」、「預貯金額50万円以上100万円未満」、「預貯金額100万円以上」の各割合が有意に高く ( $\chi^2(5)=113.410, p<.000$ )、50万円以上の預貯金がある者が約3割を占めていた。

なお、安定収入のない者に限定した上で、資産の有無について、男女で比較すると、男性は、安定収入がなく、かつ、資産もない者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(1)=7.273, p=.007$ )。

### (イ) 負債状況

万引き事犯者について、犯行時の負債状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-8図②のとおりである。

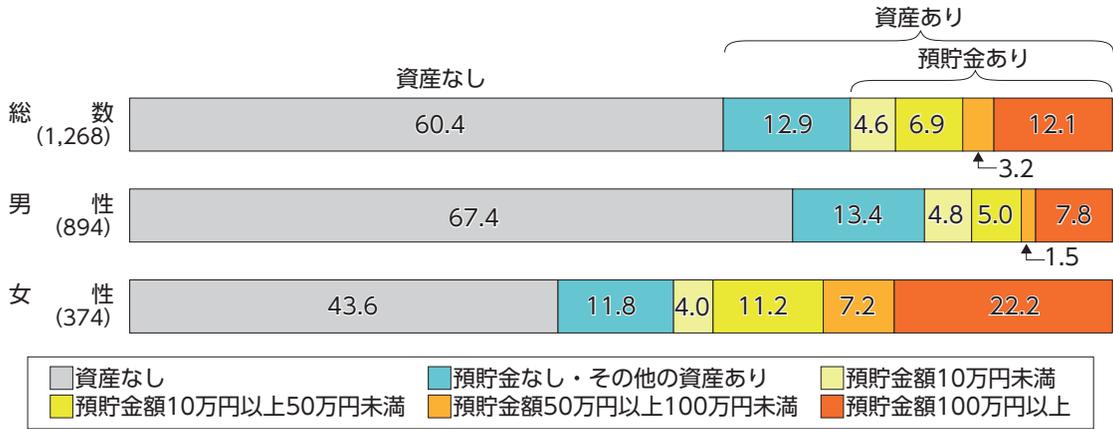
総数・男女共に、「負債なし」が7割以上を占めており、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、「負債なし」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(2)=94.307, p<.000$ )<sup>(\*6)</sup>。

「負債あり」の者(男性230人、女性65人)について、借入先の内訳(重複計上による。)を見ると、男性は、消費者金融に該当する者の割合が40.9%(94人)と最も高く、次いで、友人・知人14.8%(34人)、カードローンや車関係ローンの各13.0%(各30人)、住宅ローン12.6%(29人)の順であった。他方、女性は、消費者金融と住宅ローンに該当する者の割合がそれぞれ24.6%(16人)と最も高く、次いで、車関係ローン12.3%(8人)、カードローンと家族・親族の各10.8%(各7人)の順であった。

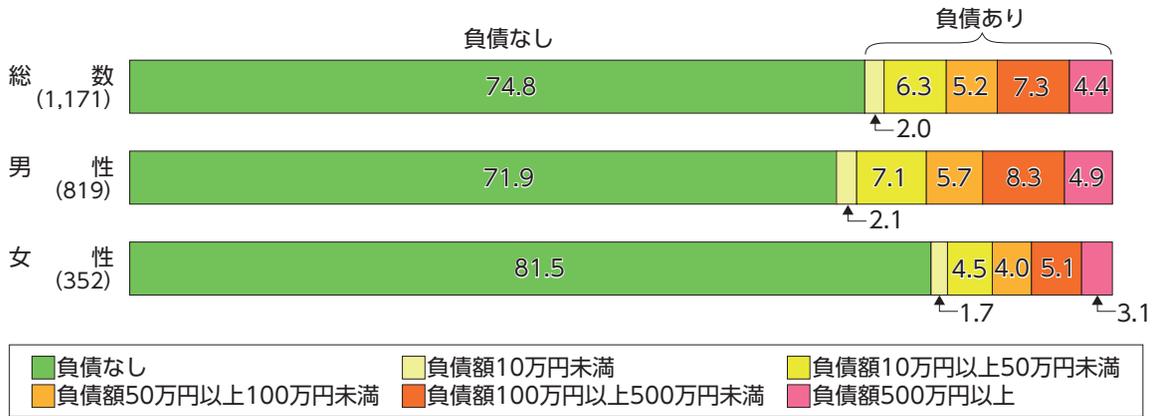
(\*6) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=68.492, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=44.103, p<.000$ 。

2-6-1-8図 万引き事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・男女別）

① 資産の状況



② 負債の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の状況が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 精神疾患の既往歴

### ア 総数

万引き事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴のある者は、239人（17.3%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、51人であり、そのうち措置入院歴のある者は2人であった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が124人と最も多く、次いで、アルコール依存症29人、摂食障害27人、統合失調症19人、てんかん17人、パニック障害15人の順であった。

### イ 男女別

精神疾患の既往歴のある者の割合（既往歴が不詳の者を除く。）について、男女別に見ると、男性は13.8%（130人）、女性は24.7%（109人）であり、女性は、精神疾患の既往歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=25.039, p<.000$ ）。

精神疾患の診断名別の人員（重複計上による。）について見ると、男性は、気分障害が60人と最も多く、次いで、アルコール依存症26人、統合失調症とてんかんの各14人、パニック障害9人、精神遅滞（知的障害）6人の順であった。他方、女性は、気分障害が64人と最も多く、次いで、摂食障害22人、パニック障害6人、統合失調症5人の順であった。

### ウ 年齢層別

精神疾患の既往歴のある者の割合（既往歴が不詳の者を除く。）について、年齢層別に見ると、若年者は10.8%（23人）、30歳代は30.4%（69人）、40歳代は28.9%（69人）、50～64歳は15.1%（61人）、高齢者は5.7%（17人）であり、30歳代と40歳代は、精神疾患の既往歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=85.612, p<.000$ ）。

主な精神疾患の診断名別に年齢層別人員を見ると、気分障害は、30歳代（38人）が最も多く、次いで、40歳代（34人）、50～64歳（32人）、若年者と高齢者（各10人）の順であった。アルコール依存症は、40歳代（14人）が最も多く、次いで、50～64歳（7人）の順であり、摂食障害は、30歳代（15人）が過半数を占めており、次いで、若年者と40歳代（各5人）の順であった。統合失調症は、40歳代（10人）が過半数を占めており、次いで、30歳代と50～64歳（各4人）の順であり、てんかんは、40歳代（7人）が最も多く、次いで、30歳代（4人）、若年者（3人）の順であった。パニック障害は、30歳代（6人）が最も多く、次いで、40歳代（4人）、50～64

歳（3人）の順であった。

なお、万引き事犯者のうち、クレプトマニアの診断歴<sup>(\*7)</sup>のある者は5人であり、そのうち、30歳代が2人（男性・女性の各1人）、50～64歳が3人（男性1人、女性2人）であった。また、認知症の診断歴のある者は、1人（女性・50～64歳）であった。

## （6）暴力団歴

万引き事犯者のうち、暴力団関係の経歴がある者は57人（4.1%）であり、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連窃盗事犯者と比べても、有意に低かった（ $\chi^2(2)=56.232, p<.000$ ）<sup>(\*8)</sup>。

また、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は5人であり、準構成員又は周辺者であった者は5人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### （1）事件数

万引き事犯者による窃盗の事件数は、延べ1,655件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は1.20件（標準偏差=0.60）であった。

万引き事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件が86.2%（1,194人）と圧倒的多数を占めており、次いで、2件10.4%（144人）、3件2.2%（30人）、4件0.9%（12人）の順であり、5件以上は0.4%（5人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった万引き事犯者の事件数は、8件（2人）であった。

---

(\*7) クレプトマニア (kleptomania) は、「病的窃盗 (窃盗癖)」又は「窃盗症」とも称される精神疾患であり、その「本質的な特徴は、個人用に用いるためでもなく、またはその金銭的な価値のためでもなく、物を盗もうとする衝動に抵抗できなくなることが繰り返されることである」とされている（日本精神神経学会（監修）「DSM-5『精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院（2014）469頁以下参照）。もっとも、その診断基準の解釈については、医療の分野においても議論があるため、本調査における結果の解釈に当たっても留意する必要がある（竹村道夫「窃盗癖患者の臨床—犯罪行為か精神症状か、司法との関わり—」日本嗜癖行動学会誌『アディクションと家族』30巻1号（2014）23頁以下、瀧井正人「万引きを繰り返す摂食障害患者の病態とその取り扱いに関して—「収容か治療か問題」についての考察—(1)」誌友会『研修』807号（2015）25頁以下参照）。

(\*8) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=31.194, p<.000$ 。車両関連窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=44.040, p<.000$ 。

## (2) 共犯関係の有無等

### ア 共犯関係

#### (ア) 総数

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、68人(4.9%)であり、単独犯が圧倒的多数を占めていた(2-2-1-5図参照)。

共犯者のいた万引き事犯者のうち、共犯者の人数(当該調査対象者を含まない。)別の構成比を見ると、共犯者1人の割合が73.5%(50人)と最も高く、次いで、共犯者2人19.1%(13人)、共犯者3人5.9%(4人)の順であった。また、共犯者の最も多かった万引き事犯者の共犯者人数は、5人であった。

#### (イ) 男女別・年齢層別

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、男性では5.5%(52人)、女性では3.6%(16人)であった。

他方、主たる犯行について共犯者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者では21.7%(46人)、30歳代では6.1%(14人)、40歳代では2.1%(5人)、50~64歳では0.5%(2人)、高齢者では0.3%(1人)であり、若年者は、その割合が有意に高かった( $\chi^2(4)=163.214$ ,  $p<.000$ )。

#### (ウ) 国籍等別

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、日本人では4.1%(54人)、日本国籍以外の者では21.2%(14人)であり、日本国籍以外の者は、共犯者のいた者の割合が有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

なお、日本国籍以外の者のうち、共犯者のいた者の国籍等別人員は、ベトナム(5人)が最も多く、次いで、韓国・朝鮮(4人)、中国(2人)の順であった。

### イ 共犯者以外の同行者の有無

万引きは、外形上は、営業中の店舗内で「買い物」という日常生活の場面において行われる犯罪であり、共犯関係にはなくても、家族等の同行者がいる場合に行われることも考えられる。そこで、万引き事犯者のうち、主たる犯行について同行者(共犯者を除く。)の有無を見ると、同行者のいた者は92人(6.6%)であった。

同行者のいた者の割合を男女別に見ると、男性は5.0%(47人)、女性は10.2%(45人)であり、女性は、同行者のいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=13.234$ ,  $p<.000$ )。

また、同行者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者が12.3% (26人)、30歳代が10.5% (24人)、40歳代が7.5% (18人)、50～64歳が2.5% (10人)、高齢者が4.7% (14人) であり、若年者と30歳代は、同行者のいた者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=29.954, p<.000$ )。

### (3) 被害状況

#### ア 被害額

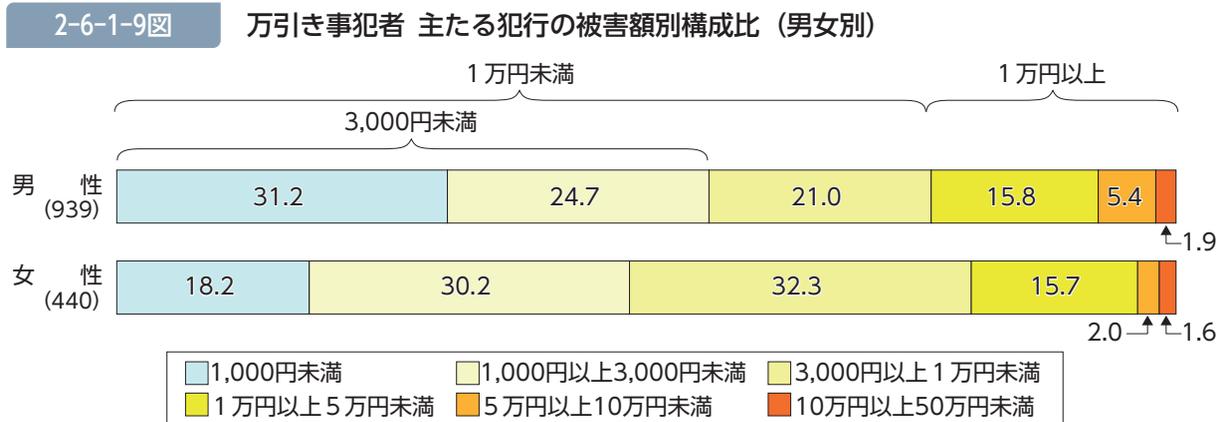
万引き事犯者について、主たる犯行(未遂及び被害額が不詳のものを除く。)の被害額別構成比を見ると、3,000円未満の被害額が過半数を占めていた(2-2-1-6図参照)。

主たる犯行の被害額別構成比を男女別に見ると、2-6-1-9図のとおりである。

男性は、1,000円未満の被害額の割合が最も高く、3,000円未満の被害額が過半数を占めているが、その一方において、1万円以上の被害額も2割を超えていた。女性は、3,000円以上1万円未満の被害額の割合が最も高かった。

被害額の最少額は、男性では63円、女性では78円であり、最高額は、男性では43万9,425円、女性では26万6,838円であった。

なお、万引き事犯者の主たる犯行について、被害物品の平均点数を見ると、男性は7.4点(標準偏差=11.4)、女性は13.5点(同=19.8)であり、被害物品が最も多かった万引き事犯者の物品点数は、男性では115点、女性では200点であった。



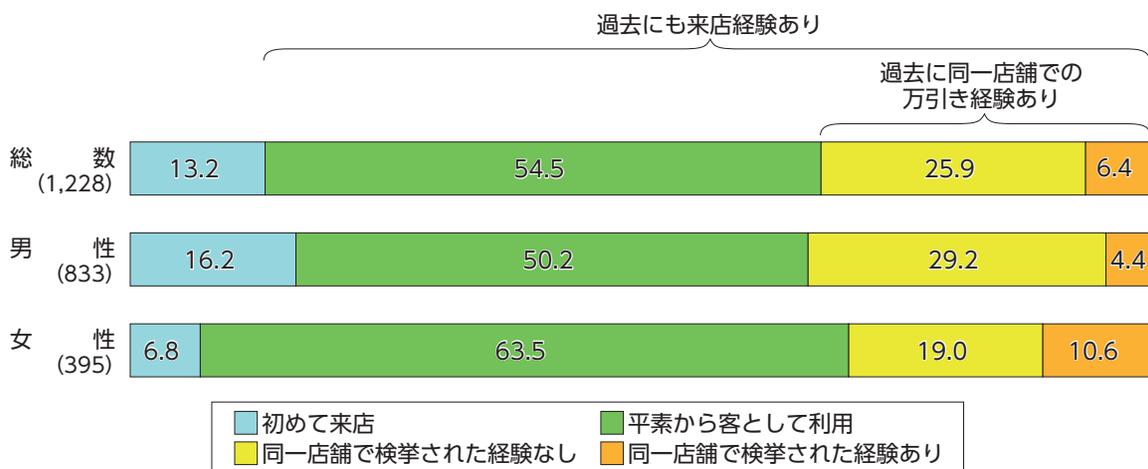
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## イ 被害店舗との関係

万引き事犯者のうち、主たる犯行について、被害店舗との関係別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-10図のとおりである。

男女共に、「平素から客として利用」の割合が最も高いが、「過去に同一店舗での万引き経験あり」も3割前後を占めていた。男女で比較すると、男性は、「初めて来店」の割合が有意に高く、また、「過去に同一店舗での万引き経験あり」のうち「同一店舗で検挙された経験なし」の割合も有意に高かった。これに対し、女性は、「平素から客として利用」の割合が有意に高く、また、「過去に同一店舗での万引き経験あり」のうち「同一店舗で検挙された経験あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=53.317, p<.000$ )。

2-6-1-10図 万引き事犯者 被害店舗との関係別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の被害店舗との関係による。  
 3 被害店舗との関係が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

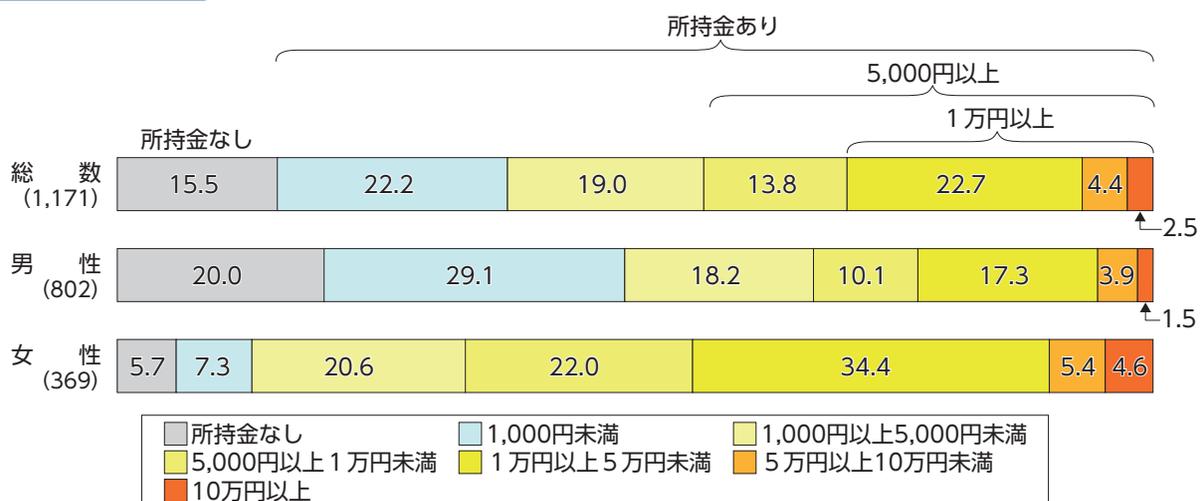
## ウ 検挙時の所持金

万引きは、その犯行を現認した被害関係者を通じて、犯行直後に検挙されることの多い犯罪であり、検挙時における万引き事犯者の所持金額は、犯行時の所持金額とおおむね附合することが多いと思われる。そこで、万引き事犯者について、検挙時の所持金額別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-11図のとおりである。

総数では、「所持金あり」が8割を超えており、所持金額が1万円以上であった者も約3割を占めていた。男性は、「所持金なし」を含め、所持金額が5,000円未満だった者が7割近くを占めているのに対し、女性は、所持金額が5,000円以上であった者が6割を超えていた。

また、主たる犯行の被害額（未遂及び被害額が不詳の者を除く。）と検挙時の所持金額の関係（所持金額が不詳の者を除く。）について見ると、被害額が3,000円未満の者（男性474人、女性177人）のうち、検挙時に5,000円以上の所持金があった者の割合は、男性では24.5%（116人）であるのに対し、女性では61.0%（108人）であった。また、被害額が1万円未満の者（男性650人、女性293人）のうち、検挙時に1万円以上の所持金があった者の割合は、男性では20.2%（131人）であるのに対し、女性では42.7%（125人）であった。

2-6-1-11図 万引き事犯者 検挙時の所持金額別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 検挙時の所持金額による。  
 3 所持金額が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

万引き事犯者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（還付予定のものを含む。）により、被害の全部が回復されている者は1,233人、被

害金品の一部のみが還付されている者は50人であり、ほとんどの場合が被害回復されていた。

また、万引き事犯者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的な弁償措置（弁償予定のものを含まない。）を行った者は581人であるが、そのうち、被害額の全部を弁償した者は528人であった。

#### （４）検挙時における心身の状況

万引き事犯者について、検挙時における身体疾患又は精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-12図①**のとおりである。

男女共に、心身に問題のない者が大半を占めているが、何らかの身体疾患や精神疾患を抱えている者も少なからず存在しており、特に女性は、「精神疾患のみ」や「身体疾患及び精神疾患」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3)=28.812, p<.000$ ）。

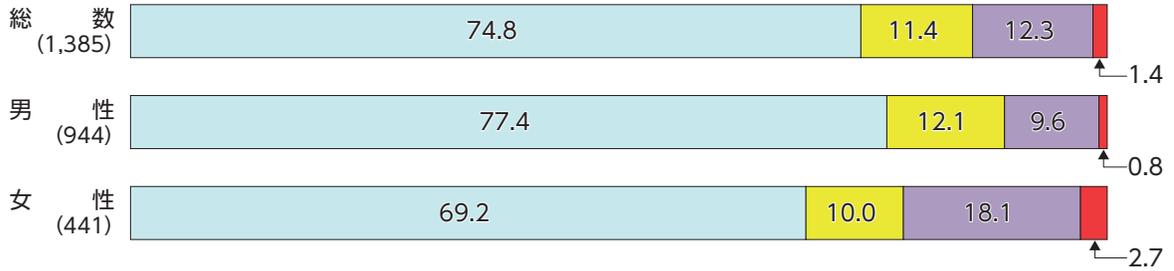
また、検挙時における身体疾患又は精神疾患の有無別構成比を年齢層に見ると、**2-6-1-12図②**のとおりである。

30歳代と40歳代は、「精神疾患のみ」の割合が有意に高く、50歳以上の各年齢層は、「身体疾患のみ」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

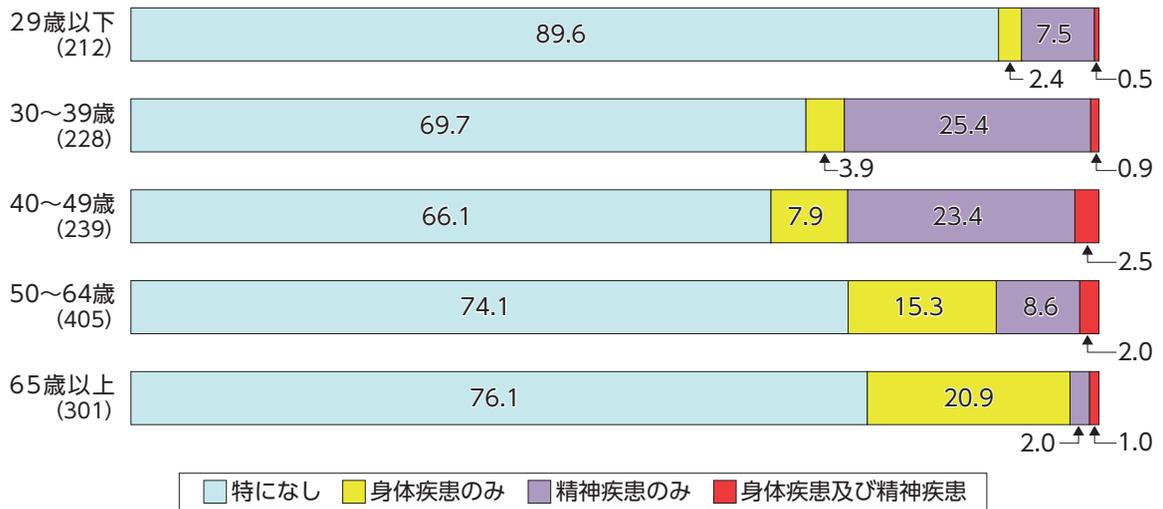
検挙時における疾患の病名別内訳（重複計上による。）を見ると、精神疾患では、鬱病が102人と最も多く、次いで、摂食障害（20人）、アルコール依存症（17人）の順であり、身体疾患では、糖尿病が43人と最も多く、次いで、C型肝炎（11人）の順であった。なお、検挙時における疾患として、クレプトマニアの診断があった者は2人（いずれも女性）であり、認知症はいなかった。

2-6-1-12図 万引き事犯者 検挙時の心身の状況別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は，実人員である。

## (5) 動機・背景事情

### ア 犯行の動機

#### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数・男女別に見ると、2-6-1-13図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と同様に、「自己使用・費消目的」や「生活困窮」が上位にあったほか、万引き事犯者においては、「節約」や「盗み癖」、「空腹」も上位にあった。

また、男女共に、「自己使用・費消目的」や「節約」、「生活困窮」が上位にあったほか、男性では、「空腹」や「換金目的」が、女性では、「盗み癖」や「ストレス発散」が、それぞれ上位にあった。

#### (イ) 男女別・年齢層別

犯行の動機として該当する比率の高かった項目を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-13図②のとおりである。

男女共に、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「節約」が上位にあるほか、若年者では、「換金目的」が上位にあった。

男性では、いずれの年齢層においても、「生活困窮」が上位にあるほか、30歳以上の各年齢層においては「空腹」が、30歳代を除く各年齢層においては「盗み癖」が、それぞれ上位にあった。また、「換金目的」は、若年者のほか、30歳代においても上位にあった。

女性では、いずれの年齢層においても、「盗み癖」が上位にあるほか、50～64歳を除き、「生活困窮」が、30歳代と高齢者を除き、「ストレス発散」が、それぞれ上位にあった。また、30歳代においては「衝動的」が、50歳以上の各年齢層においては「軽く考えていた」が、それぞれ上位にあった。

2-6-1-13図 万引き事犯者 犯行の動機（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

総数 (1,376)	自己使用・ 費消目的 56.5%	節約 46.1%	生活困窮 27.5%	盗み癖 19.2%	空腹 15.6%
男性 (936)	自己使用・ 費消目的 56.9%	節約 34.5%	生活困窮 32.7%	空腹 21.4%	換金目的 17.9%
女性 (440)	節約 70.9%	自己使用・ 費消目的 55.5%	盗み癖 23.9%	ストレス 発散 17.0%	生活困窮 16.4%

② 男女別・年齢層別

ア 男性 (936)

29歳以下 (173)	自己使用・ 費消目的 56.1%	換金目的 47.4%	生活困窮 27.2%	節約 22.0%	盗み癖 18.5%
30～39歳 (162)	自己使用・ 費消目的 46.9%	生活困窮 30.9%	換金目的 25.9%	節約 24.7%	空腹 20.4%
40～49歳 (160)	自己使用・ 費消目的 55.0%	節約 33.8%	生活困窮 31.3%	空腹 21.9%	盗み癖 20.6%
50～64歳 (267)	自己使用・ 費消目的 62.2%	生活困窮 41.9%	節約 35.6%	空腹 31.8%	盗み癖 15.7%
65歳以上 (174)	自己使用・ 費消目的 60.9%	節約 55.2%	生活困窮 27.0%	盗み癖 19.5%	空腹 17.2%

イ 女性 (440)

29歳以下 (36)	自己使用・ 費消目的 50.0%	節約 47.2%	ストレス 発散 22.2%	生活困窮 16.7%	換金目的 16.7%	盗み癖 16.7%
30～39歳 (64)	節約 65.6%	自己使用・ 費消目的 59.4%	生活困窮 18.8%	盗み癖 17.2%	衝動的 15.6%	
40～49歳 (78)	節約 71.8%	自己使用・ 費消目的 57.7%	盗み癖 21.8%	生活困窮 17.9%	ストレス 発散 17.9%	
50～64歳 (135)	節約 71.9%	自己使用・ 費消目的 51.1%	盗み癖 26.7%	ストレス 発散 21.5%	軽く考 えて いた 18.5%	
65歳以上 (127)	節約 78.7%	自己使用・ 費消目的 58.3%	盗み癖 27.6%	生活困窮 15.7%	軽く考 えて いた 13.4%	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
 3 犯行の動機が不詳の者を除く。  
 4 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
 5 「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
 6 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 7 ( )内は、実人員である。

## イ 犯行の背景事情

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と男女別に見ると、2-6-1-14図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と同様に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「無為徒食・怠け癖」，「住居不安定」が上位にあったほか、万引き事犯者においては、「体調不良」や「収入減」も上位にあった。

また、男女共に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「体調不良」が上位にあったほか、男性では、「無為徒食・怠け癖」や「住居不安定」，「習慣飲酒・アルコール依存」が、女性では、「近親者の病気・死去」や「配偶者等とのトラブル」，「収入減」が、それぞれ上位にあった。

### (イ) 男女別・年齢層別

犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-14図②のとおりである。

男女共に、若年者では、「不良交友」が上位にあり、40歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」が上位にあった。また、50歳以上の各年齢層においては、男女共に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「収入減」が上位にあった。

男性では、いずれの年齢層においても、「家族と疎遠・身寄りなし」や「無為徒食・怠け癖」，「住居不安定」が上位にあるほか、40歳以上の各年齢層においては「習慣飲酒・アルコール依存」が、若年者と50～64歳を除く各年齢層においては「体調不良」が、それぞれ上位にあった。また、若年者においては、「不良交友」のほか、「ギャンブル耽溺」も上位にあり、30歳代においては「就職難」が上位にあった。

女性では、いずれの年齢層においても、「体調不良」が上位にあるほか、30歳以上の各年齢層においては「配偶者等とのトラブル」や「収入減」が、40歳以上の各年齢層においては「近親者の病気・死去」が、それぞれ上位にあった。また、若年者においては、「不良交友」のほか、「家族に犯罪者あり」も上位にあり、30歳代では、「摂食障害」や「親子兄弟等とのトラブル」が上位にあった。

2-6-1-14図 万引き事犯者 犯行の背景事情（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

総数 (1,151)	家族と疎遠・ 身寄りなし 25.1%	無為徒食・ 怠け癖 23.5%	体調不良 21.3%	住居不安定 18.1%	収入減 14.2%
男性 (819)	無為徒食・ 怠け癖 31.4%	家族と疎遠・ 身寄りなし 31.3%	住居不安定 24.3%	習慣飲酒・ アルコール 依存 16.8%	体調不良 16.6%
女性 (332)	体調不良 32.8%	近親者の 病気・死去 19.0%	配偶者等と のトラブル 16.3%	収入減 12.3%	家族と疎遠・ 身寄りなし 9.9%

② 男女別・年齢層別

ア 男性 (819)

29歳以下 (153)	無為徒食・ 怠け癖 39.9%	不良交友 25.5%	住居不安定 20.3%	家族と疎遠・ 身寄りなし 18.3%	ギャンブル 耽溺 13.7%	
30～39歳 (148)	無為徒食・ 怠け癖 29.7%	家族と疎遠・ 身寄りなし 27.0%	住居不安定 22.3%	体調不良 18.2%	就職難 16.9%	
40～49歳 (145)	無為徒食・ 怠け癖 33.8%	家族と疎遠・ 身寄りなし 30.3%	住居不安定 26.9%	習慣飲酒・ アルコール 依存 25.5%	体調不良 20.0%	
50～64歳 (238)	家族と疎遠・ 身寄りなし 38.7%	無為徒食・ 怠け癖 34.9%	住居不安定 31.1%	習慣飲酒・ アルコール 依存 22.7%	収入減 20.2%	
65歳以上 (135)	家族と疎遠・ 身寄りなし 38.5%	習慣飲酒・ アルコール 依存 20.0%	体調不良 20.0%	住居不安定 16.3%	収入減 14.8%	無為徒食・ 怠け癖 14.8%

イ 女性 (332)

29歳以下 (34)	体調不良 29.4%	家族に 犯罪者あり 20.6%	不良交友 14.7%			
30～39歳 (53)	体調不良 28.3%	配偶者等と のトラブル 24.5%	摂食障害 20.8%	収入減 13.2%	親子兄弟等 との トラブル 13.2%	
40～49歳 (59)	体調不良 37.3%	近親者の 病気・死去 15.3%	配偶者等と のトラブル 13.6%	収入減 10.2%	習慣飲酒・ アルコール 依存 10.2%	
50～64歳 (95)	体調不良 37.9%	近親者の 病気・死去 22.1%	配偶者等と のトラブル 17.9%	収入減 15.8%	家族と疎遠・ 身寄りなし 13.7%	
65歳以上 (91)	近親者の 病気・死去 28.6%	体調不良 28.6%	家族と疎遠・ 身寄りなし 15.4%	配偶者等と のトラブル 13.2%	収入減 11.0%	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
 3 犯行の背景事情が不詳の者を除く。  
 4 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
 5 「体調不良」は、摂食障害又はてんかん以外の理由による体調不良をいう。  
 6 「配偶者等」は、交際相手を含む。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( )内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

#### ア 前科一般

万引き事犯者のうち、前科のない者は498人(36.0%)であり、前科のある者は887人(64.0%)であった(2-2-1-8図参照)。

また、万引き事犯者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は169人(12.2%)であった。その回数別人員は、1回が121人、2回が18人、3回が13人、4回以上が17人であり、前科が最も多かった者の回数は、28回(1人)であった。

#### イ 窃盗前科

##### (ア) 総数

万引き事犯者のうち、窃盗前科のない者は667人(48.2%)であり、窃盗前科のある者は718人(51.8%)であった(2-2-1-8図参照)。

窃盗前科の回数別人員について見ると、万引き事犯者のうち、窃盗前科1回が362人(26.1%)、2回が164人(11.8%)、3回が85人(6.1%)であり、4回以上が107人(7.7%)であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

##### (イ) 窃盗の罰金前科

万引き事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、301人(21.7%)であり、その回数別人員は、1回が272人、2回が29人であり、3回以上の者はいなかった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は211人であり、窃盗による懲役前科もある者は90人であった。

##### (ウ) 窃盗の懲役前科

万引き事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、507人(36.6%)であった。その回数別人員は、1回が235人、2回が103人、3回が67人であり、4回以上が102人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は417人であった。

なお、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、窃盗による懲役前科のある者の割合が有意に低かった( $\chi^2(2)=35.651, p<.000$ )<sup>(\*9)</sup>。

(\*9) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=15.214, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=25.691, p<.000$ 。

## ウ 男女別・年齢層別

### (ア) 男女別

万引き事犯者について、前科の有無・内容別構成比を男女別に見ると、**2-6-1-15図①**のとおりである（万引き事犯者総数については、**2-2-1-8図**参照）。

男性は、「前科あり」が約7割を占めているのに対し、女性は、約5割が「前科なし」であった。また、男性は、「窃盗前科（懲役）あり」や「窃盗前科なし・その他の前科あり」の割合が有意に高く、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3) = 101.933, p < .000$ ）。

なお、窃盗前科のある万引き事犯者（男性523人、女性195人）のうち、前科の内容も万引きであった者の割合は、男性が70.9%（371人）、女性が94.4%（184人）であった。

### (イ) 年齢層別

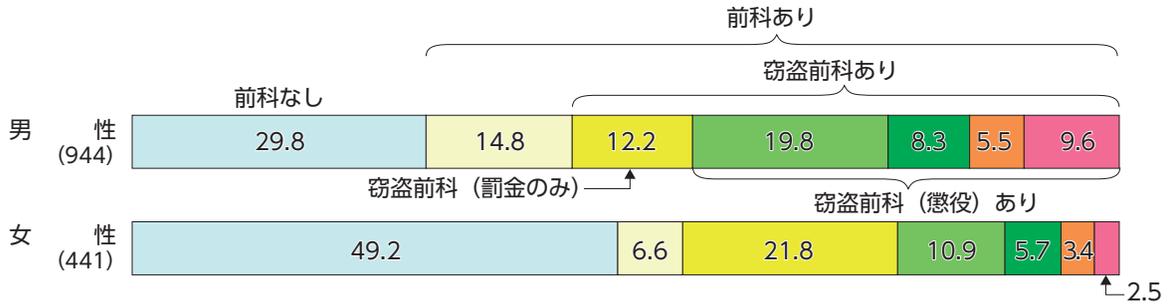
万引き事犯者について、前科の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-15図②**のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が高くなっていった。また、男性では、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が高くなっていった。

2-6-1-15図

万引き事犯者 前科の有無・内容別構成比（男女別・年齢層別）

① 男女別

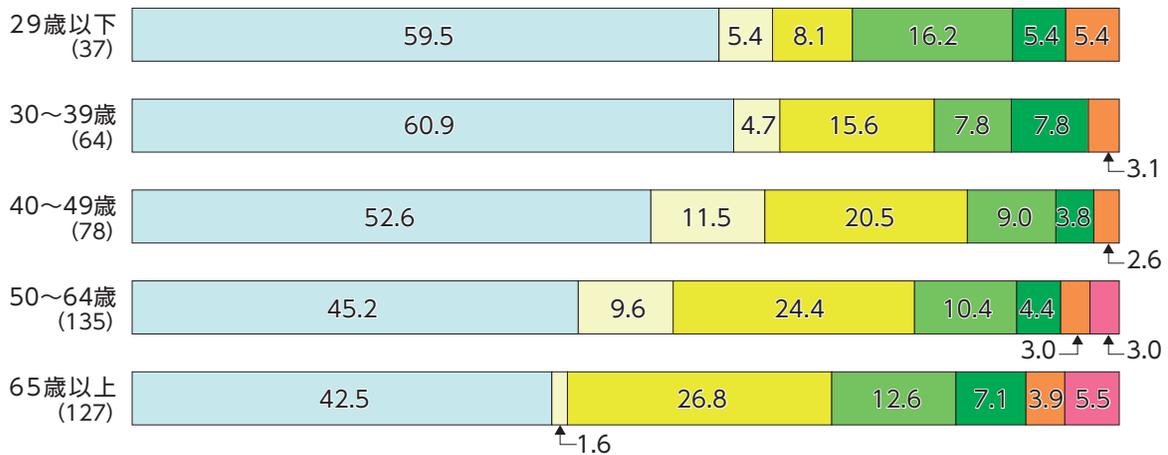


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( )内は、実人員である。

## (2) 前歴の有無・内容

### ア 前歴一般

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-6-1-16図①のとおりである。

万引き事犯者のうち、前歴のない者は142人(10.3%)であり、そのうち、「前科・前歴なし」の者は、62人であった。

他方、万引き事犯者のうち、前歴のある者は1,244人(89.8%)であり、前科があり、かつ、前歴もある者は808人(58.3%)であった。

また、万引き事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は70人(5.1%)であった。その回数別人員は、1回が34人、2回が21人、3回が10人であり、4回以上が5人であった。なお、前歴が最も多かった者の回数は、7回(1人)であった。

以上のとおり、万引き事犯者は、前科又は前歴のある者が9割を超えているが、「前科なし」の者に限定しても、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、前歴のある者の割合が有意に高かった( $\chi^2(2)=116.149, p<.000$ )<sup>(\*10)</sup>。

### イ 窃盗前歴

万引き事犯者のうち、窃盗前歴のない者は212人(15.3%)であり、そのうち、前科もない者は81人(5.8%)、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は36人であった。

他方、万引き事犯者のうち、窃盗前歴のある者は1,173人(84.7%)であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は623人(45.0%)であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が342人、2回が377人、3回が235人であり、4回以上が219人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、15回(1人)であった。

「前科なし」の者に限定すると、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、窃盗前歴のある者の割合が有意に高く( $\chi^2(2)=167.260, p<.000$ )<sup>(\*11)</sup>、万引き事犯者の中には、過去にも窃盗で検挙されたことがあるにもかかわらず、微罪処分や起訴猶予処分により、刑事罰を受けずに済んだ経験のある者が相当数を占めていることが示された。

(\*10) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=114.696, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=17.912, p<.000$ 。

(\*11) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=115.762, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=99.175, p<.000$ 。

## ウ 男女別・年齢層別

### (ア) 男女別

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を男女別に見ると、**2-6-1-16図①**のとおりである。

男女共に、前科又は前歴のある者が9割を超えており、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が4割を超えていた。前科のない者に限定しても、女性は、男性と比べて、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=14.028, p<.000$ )、また「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(4)=22.448, p<.000$ )。

なお、窃盗前科のない者に限定すると、窃盗前歴のある万引き事犯者（男性330人、女性220人）のうち、前歴の内容も万引きであった者の割合は、男性が85.8%（283人）、女性が97.3%（214人）であった。

### (イ) 年齢層別

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-16図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、「前科・前歴なし」の割合が低くなっており、前科のない者の中では、高齢者において、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=19.459, p=.001$ )。

女性は、30歳代を除き、各年齢層において、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に高齢者においては、「前科・前歴なし」がおらず、前科のない者の全員が「窃盗前歴あり」であった。前科のない者の中では、50歳以上の各年齢層において、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く、「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった（いずれもモンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

2-6-1-16図 万引き事犯者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

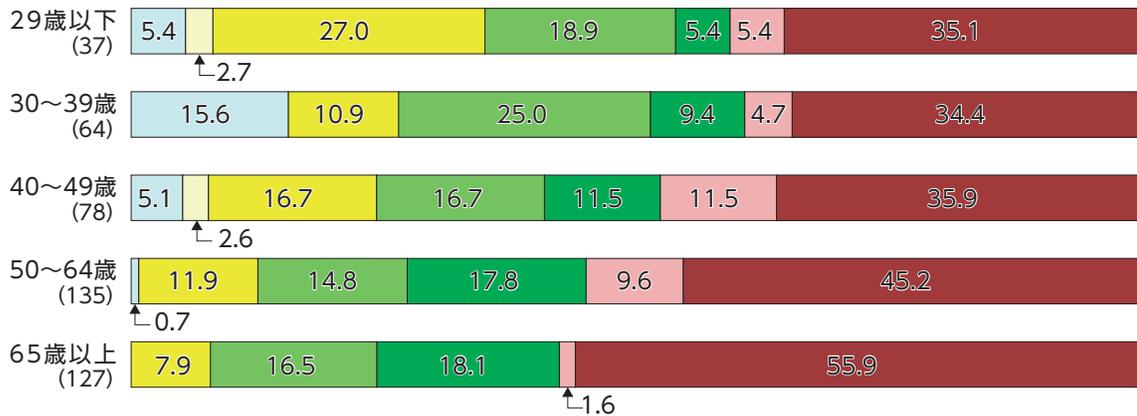


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 前科・前歴なし   
 ■ 窃盗前歴なし・その他前歴あり（前科なし）   
 ■ 窃盗前歴1回（前科なし）  
■ 窃盗前歴2回（前科なし）   
 ■ 窃盗前歴3回以上（前科なし）   
 ■ 窃盗前科なし・その他前科あり  
■ 窃盗前科あり

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。  
 5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。  
 6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( )内は、実人員である。

## エ 初回検挙時の年齢

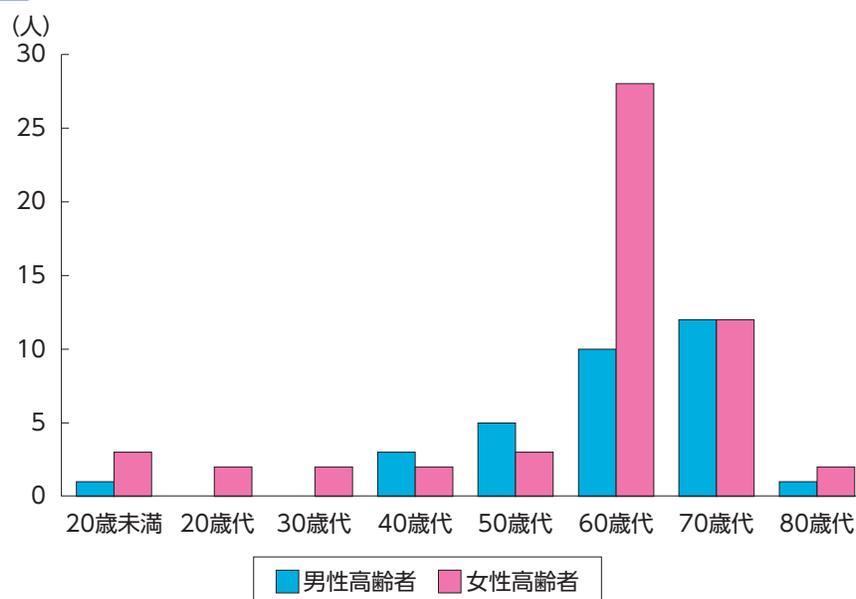
前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある万引き事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、男性は、初回検挙時の平均年齢が38.5歳（標準偏差＝17.5）であり、最年少は14歳、最高齢は80歳、最頻値の年齢は15歳（13人）であった。他方、女性は、初回検挙時の平均年齢が44.4歳（標準偏差＝17.1）であり、最年少は14歳、最高齢は86歳、最頻値の年齢は62歳（9人）であった。

さらに、前科のない高齢者に限定した上で、窃盗による初回検挙時の年齢層別人員を男女別に見ると、**2-6-1-17図**のとおりである。

前科のない男性高齢者は、初回検挙時の平均年齢が63.3歳（標準偏差＝12.6）であり、最年少は19歳、最高齢は80歳、最頻値の年齢は74歳（4人）であった。他方、前科のない女性高齢者は、初回検挙時の平均年齢が60.6歳（標準偏差＝15.7）であり、最年少は18歳、最高齢は86歳、最頻値の年齢は65歳（7人）であった。

男女共に、初回検挙時の年齢は、60歳を超えてからピーク（最頻値）があり、比較的高年齢になってから窃盗の初犯に及ぶ万引き事犯者が一定数存在することが示された。

**2-6-1-17図** 万引き事犯者（前科のない高齢者）窃盗による初回検挙時の年齢層別人員（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 前科のない高齢者に限る。  
 3 各年齢層の人員は、窃盗による初回検挙時の年齢による。  
 4 ( )内は、実人員である。

## オ 微罪処分歴

万引き事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は809人(58.4%)であり、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、有意に高かった( $\chi^2(2)=315.295, p<.000$ )<sup>(\*12)</sup>。

微罪処分歴の回数別人員は、1回が576人(41.6%)、2回が168人(12.1%)であり、3回以上が65人(4.7%)であった。また、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、13回(1人)であった。

万引き事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を男女別に見ると、男性が50.4%(476人)、女性が75.5%(333人)であり、女性は、窃盗の微罪処分歴のある者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=76.821, p<.000$ )。また、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を年齢層別に見ると、若年者が31.1%(66人)、30歳代が48.2%(110人)、40歳代が61.1%(146人)、50~64歳が62.7%(254人)、高齢者が77.4%(233人)であり、年齢層が高くなるにつれて、微罪処分歴がある者の割合が高くなっていった。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

万引き事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が1,300人(93.9%)と最も多く、次いで、常習累犯窃盗80人(5.8%)、窃盗未遂5人(0.4%)の順であった。

なお、万引き事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は71人(5.1%)であり、その主な罪名(重複計上による。)は、傷害が17人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反の15人であった。

### 2 処断刑

#### (1) 概要

万引き事犯者について、処断刑別の人員を見ると、懲役刑が724人(52.3%)、罰金刑が661人(44.7%)であり(2-2-2-2図参照)、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、罰金刑の割合が有意に高かった( $\chi^2(4)=308.929, p<.000$ )<sup>(\*13)</sup>。

(\*12) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=245.818, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=107.202, p<.000$ 。

(\*13) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=221.603, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=113.737, p<.000$ 。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は334人であり、執行猶予率は46.1%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は56人であり、執行猶予者の保護観察率は16.8%であった。

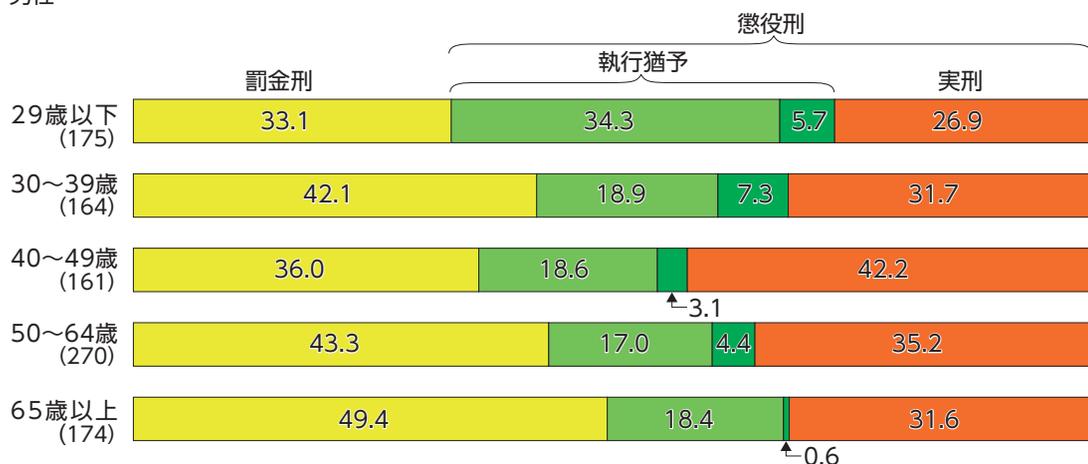
## (2) 年齢層

万引き事犯者について、処断刑別構成比を年齢層別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

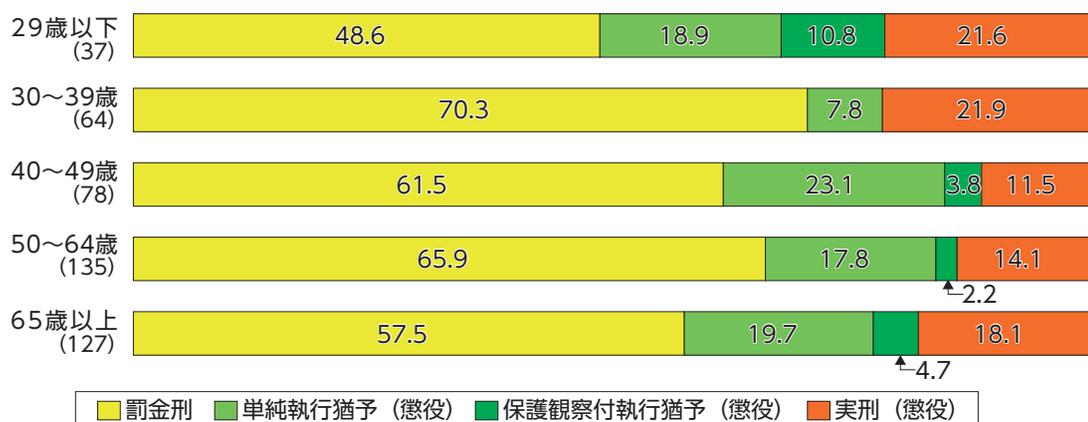
男性は、40歳以上の各年齢層において、年齢層が高くなるにつれて、「罰金刑」の割合が高くなっており、特に高齢者は、「罰金刑」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(12)=42.120, p<.000$ )。他方、女性は、いずれの年齢層においても、「罰金刑」の割合が最も高かった。

2-6-2-1図 万引き事犯者 処断刑別構成比 (男女別・年齢層別)

### ① 男性



### ② 女性



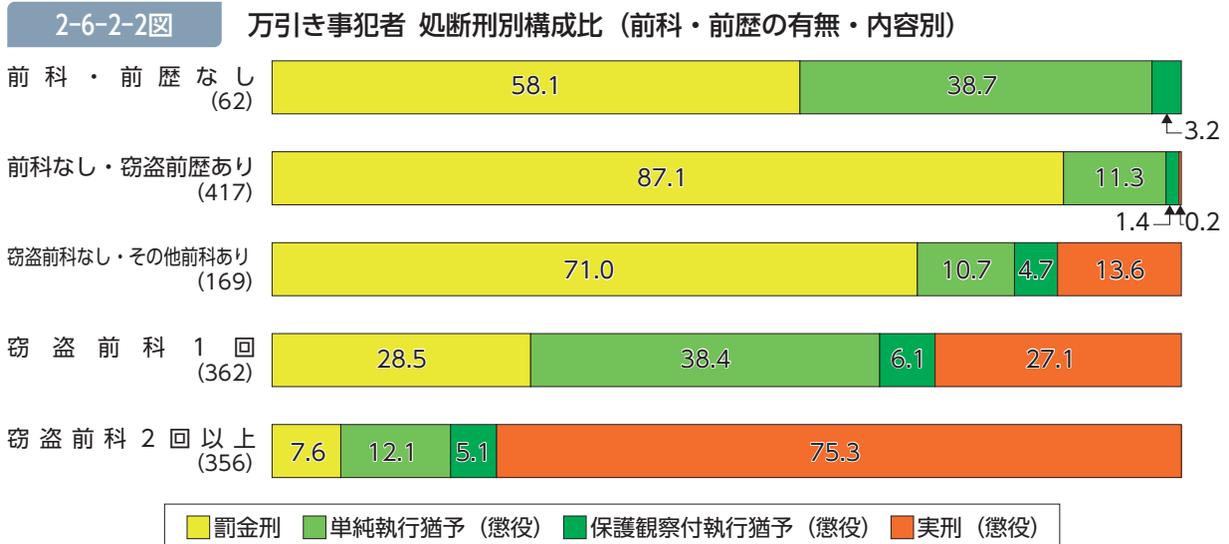
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 前科関係

万引き事犯者について、処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると、2-6-2-2図のとおりである。

万引き事犯者のうち、窃盗前科のない者は、「罰金刑」が過半数を占めているのに対し、窃盗前科のある者の大半は、懲役刑に処せられており、特に「窃盗前科2回以上」の者は、「実刑（懲役）」が7割を超えていた。

なお、「前科・前歴なし」の者のうち、懲役刑に処せられた者（26人）も4割を超えているが、窃盗の事件数が2件以上の者（11人）や、主たる犯行の被害額が5万円以上の者（10人）、共犯者がいた者（8人）が多かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

## 3 罰金処分者

### (1) 科刑状況

万引き事犯者のうち、罰金処分者（以下「万引きの罰金処分者」という。）について、罰金額の科刑状況を見ると、20万円の割合が48.6%（321人）と最も高く、次いで、30万円が35.1%（232人）、40万円が5.6%（37人）、50万円が5.3%（35人）、10万円が3.9%（26人）の順であり、最高額は60万円（1人）であった。

なお、万引きの罰金処分者のうち、略式命令により罰金に処せられた者は581人（87.9%）であり、通常裁判により罰金に処せられた者は80人（12.1%）であった。

また、罰金刑の執行状況について見ると、罰金額を完納した者が504人（76.2%）と大半を占めており、労役場留置により刑の執行を終えた者は78人（11.8%）であった。

## （2）年齢層

万引きの罰金処分者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が31.2%（206人）と最も高く、次いで、高齢者24.1%（159人）、30歳代17.2%（114人）、40歳代16.0%（106人）、若年者11.5%（76人）の順であった。

犯行時の平均年齢は51.6歳（標準偏差＝16.7）であり、最年少は20歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳（27人）であった。

## （3）前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

万引きの罰金処分者のうち、前科のない者は411人（62.2%）であり、前科のある者は250人（37.8%）であった。

また、万引きの罰金処分者のうち、窃盗前科のある者は130人（19.7%）であった。窃盗による罰金前科のある者は71人（10.7%）であり、その回数別人員は、1回が70人、2回が1人であった。また、窃盗による懲役前科がある者は61人（9.2%）であり、その回数別人員は、1回が36人、2回が13人、3回が4人であり、4回以上が8人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

### イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、万引きの罰金処分者のうち、前歴のない者は36人（8.8%）であり、前歴のある者は375人（91.2%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は12人（2.9%）、窃盗前歴のある者は363人（88.3%）であり、窃盗前歴のある者が圧倒的多数を占めていた。

前科のない者について、窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が117人、2回が138人、3回が67人であり、4回以上が41人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、15回（1人）であった。

#### (4) 監督者の有無・帰住予定先

万引きの罰金処分者のうち、調査対象事件の裁判（略式命令による場合には捜査段階）時に監督者のいた者は164人（24.8%）であった。

また、万引きの罰金処分者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が391人と最も多く、次いで、「単身の自宅」170人、「更生保護施設」9人、「兄弟姉妹宅」8人、「交際相手宅」7人の順であった。

### 4 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

万引き事犯者のうち、執行猶予者（以下「万引きの執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が18.6%（62人）、1年以上1年6月以下が72.2%（241人）、1年6月を超えて2年以下の者が5.4%（18人）、2年を超えて3年以下が3.9%（13人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間について見ると、2年間が4.2%（14人）、3年間が68.0%（227人）、4年間が22.2%（74人）、5年間が5.7%（19人）であり、3年間の割合が最も高かった。

#### (2) 年齢層

万引きの執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が25.4%（85人）と最も高く、次いで、若年者24.3%（81人）、高齢者19.2%（64人）、40歳代16.8%（56人）、30歳代14.4%（48人）の順であった。

犯行時の平均年齢は46.8歳（標準偏差＝17.7）であり、最年少は19歳、最高齢は83歳、最頻値の年齢は25歳（12人）であった。

#### (3) 前科・前歴関係

##### ア 前科の有無・内容

万引きの執行猶予者のうち、前科のない者は86人（25.7%）であり、前科のある者は248人（74.3%）であった。

また、万引きの執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は222人（66.5%）であった。窃盗による罰金前科のある者は163人（48.8%）であり、その回数別人員は、1回が142人、2回が21人

であった。また、窃盗による懲役前科のある者は84人（25.1%）であり、その回数別人員は、1回が57人、2回が12人、3回が4人であり、4回以上が11人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

## イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、万引きの執行猶予者のうち、前歴のない者は26人（30.2%）であり、前歴のある者は60人（69.8%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は7人（8.1%）であり、窃盗前歴のある者は53人（61.6%）であった。

前科のない者について、窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が27人、2回が17人、3回が6人であり、4回以上が3人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、5回（1人）であった。

### （4）監督者の有無・帰住予定先

万引きの執行猶予者のうち、調査対象事件の裁判時に監督者のいた者は184人（55.1%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は165人であった。

また、万引きの執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が196人と最も多く、次いで、「単身の自宅」66人、「知人・友人方」と「更生保護施設」の各6人の順であった。

## 5 懲役刑の実刑に処せられた者

### （1）科刑状況

万引き事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、390人（28.2%）であり、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、実刑（懲役）に処せられた者の割合が有意に低かった（ $\chi^2(4)=308.929, p<.000$ ）<sup>(\*14)</sup>。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が32.6%（127人）、1年以上1年6月以下が41.5%（162人）、1年6月を超えて2年以下が9.5%（37人）、2年を超えて3年以下が14.9%（58人）、3年超が1.5%（6人）であった。1年以上1年6月以下の割合が最も高く、最短は6月（8人）、最長は3年6月（2人）であった。

(\*14) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=221.603, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=113.737, p<.000$ 。

## (2) 年齢層

万引き事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が29.2%（114人）と最も高く、次いで、高齢者20.0%（78人）、40歳代19.7%（77人）、30歳代16.9%（66人）、若年者14.1%（55人）の順であった。

犯行時の平均年齢は49.2歳（標準偏差＝15.5）であり、最年少は20歳、最高齢は83歳、最頻値の年齢は36歳と45歳（各12人）であった。

## (3) 前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

万引き事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は1人（0.3%）であり、前科のある者は389人（99.7%）であった。

また、万引き事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は366人（93.8%）であった。窃盗による罰金前科のある者は67人（17.2%）であり、その回数別人員は、1回が60人、2回が7人であった。また、窃盗による懲役前科がある者は362人（92.8%）であり、その回数別人員は、1回が142人、2回が78人、3回が59人、4回が31人であり、5回以上は52人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回（1人）であった。

さらに、万引き事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は149人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中が24人）、前刑の仮釈放期間中であった者は7人であった。

### イ 前歴の有無・内容

万引き事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者（1人）は、万引きの窃盗前歴のある者であり、かつ、調査対象事件における窃盗の事件数が4件あり、被害総額は40万円を超えていた。

## 第3節 万引き事犯者の再犯状況

### 1 概要

万引き事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間において、再犯が認められた者の実人員は329人であり、そのうち、窃盗再犯は294人、窃盗以外の再犯は35人であった。

再犯が認められた者の人員を男女別に見ると、男性は220人（窃盗再犯191人、窃盗以外の再犯29人）であり、女性は109人（窃盗再犯103人、窃盗以外の再犯6人）であった。

また、調査対象事件における犯行時の年齢層別に見ると、再犯が認められた者の人員は、若年者が50人（窃盗再犯38人、窃盗以外の再犯12人）、30歳代が50人（窃盗再犯47人、窃盗以外の再犯3人）、40歳代が68人（窃盗再犯61人、窃盗以外の再犯7人）、50～64歳が101人（窃盗再犯89人、窃盗以外の再犯12人）、高齢者が60人（窃盗再犯59人、窃盗以外の再犯1人）であった。

さらに、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者の人員は、罰金刑では195人（窃盗再犯179人、窃盗以外の再犯16人）、懲役刑では134人（窃盗再犯115人、窃盗以外の再犯19人）であった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた人員は32人（窃盗再犯27人、窃盗以外の再犯5人）に過ぎないが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

以下、この節においては、万引きの罰金処分者と万引きの執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析した上で、万引きの罰金処分者に焦点を当てて、窃盗再犯の関連要因を多角的に分析する。

### 2 万引きの罰金処分者の再犯状況

#### (1) 属性

##### ア 総数・男女別

万引きの罰金処分者について、約2年間の再犯状況を総数と男女別に見ると、**2-6-3-1図①**のとおりである。

万引きの罰金処分者は、総数では、再犯率が29.5%、窃盗再犯率が27.1%であった。

男女別では、男性の再犯率が29.1%、窃盗再犯率が26.0%であり、女性の再犯率が30.0%、窃盗再犯率が28.6%であり、男女で有意な差は認められなかった。

## イ 年齢層別

万引きの罰金処分者の再犯状況について、犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、**2-6-3-1図②**のとおりである。

男女共に、若年者・30歳代・40歳代・50～64歳・高齢者の区分では、再犯率・窃盗再犯率共に、有意な差までは認められなかった。

もっとも、65歳未満の年齢層の区分を非高齢者とした上で、非高齢者・高齢者の別で再犯状況を見ると、男性においては、高齢者は、再犯率が有意に低いのに対し、非高齢者は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(1)=5.923, p=.015$ ）、窃盗再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(2)=6.187, p=.045$ ）。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、高齢者か否かで有意な差は認められなかった。

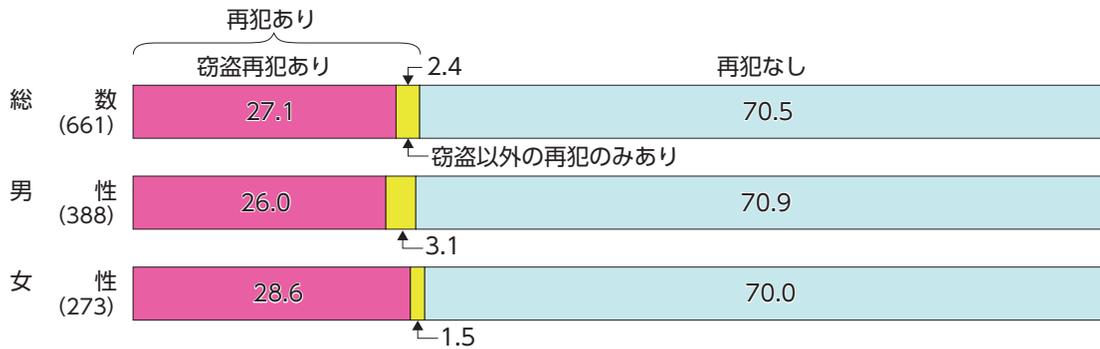
また、高齢者の再犯状況について、男女で比較すると、女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.024$ ）<sup>(\*15)</sup>。

---

(\*15) 万引きの罰金処分者のうち、女性高齢者は、男性高齢者と比べて、再犯率も有意に高かったが（ $\chi^2(1)=5.048, p=.025$ ）、女性高齢者には、「窃盗以外の再犯のみ」がいなかった。

2-6-3-1図 万引きの罰金処分者 総数・男女別・年齢層別の再犯状況

① 総数・男女別

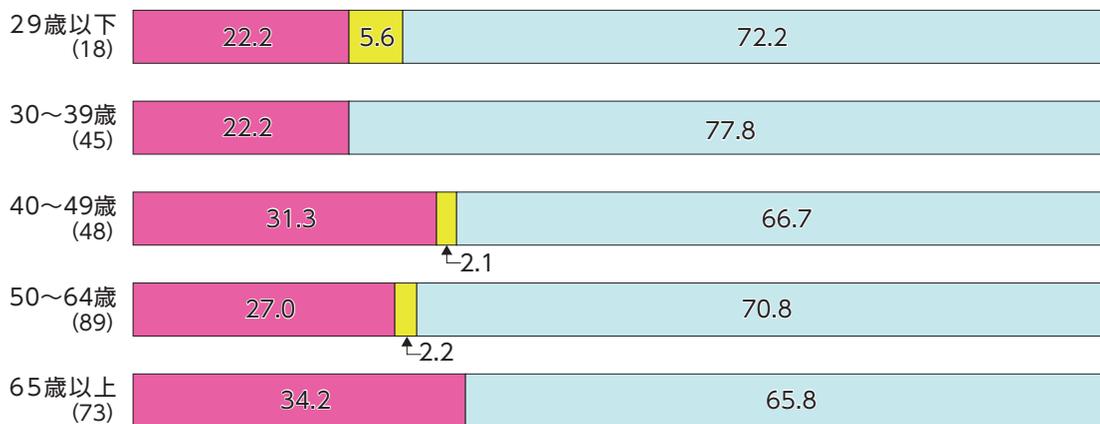


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( )内は、実人員である。

(2) 生活環境

ア 婚姻状況

万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-2図のとおりである。

男性においては、「離死別」の者は再犯率が有意に高いのに対し、「婚姻継続中」の者は再犯率が有意に低かった ( $\chi^2(2)=10.590, p=.005$ )。また、女性においても、「離死別」の者は、再犯率が有意に高いのに対し、「婚姻継続中」の者は再犯率が有意に低かったほか ( $\chi^2(2)=7.898, p=.019$ )、「離死別」の者は窃盗再犯率も有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.012$ ）<sup>(\*16)</sup>。

2-6-3-2図 万引きの罰金処分者 婚姻状況別の再犯状況（男女別）

① 男性



② 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

(\*16) 万引きの罰金処分者のうち、「婚姻継続中」の者には、男女共に、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

## イ 居住状況

万引きの罰金処分者のうち、犯行時（調査対象事件）における居住状況別の再犯状況について、住居の有無別に見ると、**2-6-3-3図①**のとおりである<sup>(\*17)</sup>。

「自宅以外の住居」や「住居不定」の者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(2)=18.707, p<.000$ )、窃盗再犯率も有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.003$ ）。

また、住居のあった者に限定した上で、同居人の有無別の再犯状況を男女別に見ると、**2-6-3-3図②**のとおりである。

男性においては、「単身居住者」は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.929, p=.015$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=6.204, p=.045$ )。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、同居人の有無による有意な差は認められなかった。

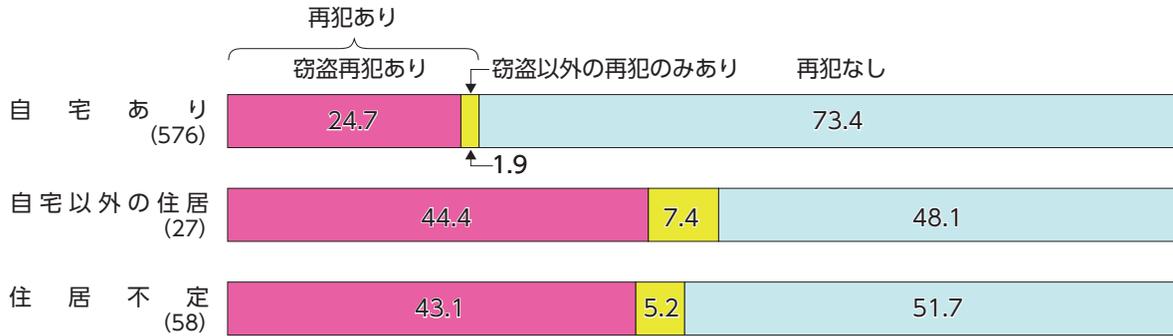
なお、「単身居住者」のうち、交流のある近親者の有無で再犯状況を見ると、男性では、交流のある近親者がいる者の再犯率は29.2%（窃盗再犯率23.1%）、交流のある近親者がいない者の再犯率は38.9%（窃盗再犯率37.0%）であった。また、女性では、交流のある近親者がいる者の再犯率は36.6%（窃盗再犯率34.1%）、交流のある近親者がいない者の再犯率は31.3%（窃盗再犯率31.3%）であった。男女共に、有意な差までは認められなかったが、前科のない者に限定すると、男性の「単身居住者」においては、交流のある近親者がいない者は、窃盗再犯率（42.9%）が有意に高い傾向が認められた（モンテカルロ法による。 $p=.064$ ）。

---

(\*17) 女性の万引き事犯者は、「自宅以外の住居」（住居はあるものの、自宅がないことをいう。）や「住居不定」の人員が極めて少ないため（2-6-1-3図①参照）、住居の有無別の再犯状況については、男女総数で検討している。

2-6-3-3図 万引きの罰金処分者 居住状況別の再犯状況（住居の有無別，同居人の有無別）

① 住居の有無

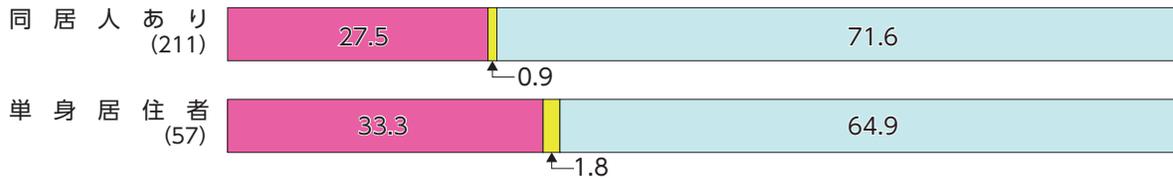


② 同居人の有無

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各居住状況別の人員は，調査対象事件の犯行時の居住状況による。なお，同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には，最初の犯行時の居住状況による。  
 3 ②において，住居不定の者及び同居人の有無が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は，実人員である。

## ウ 就労状況

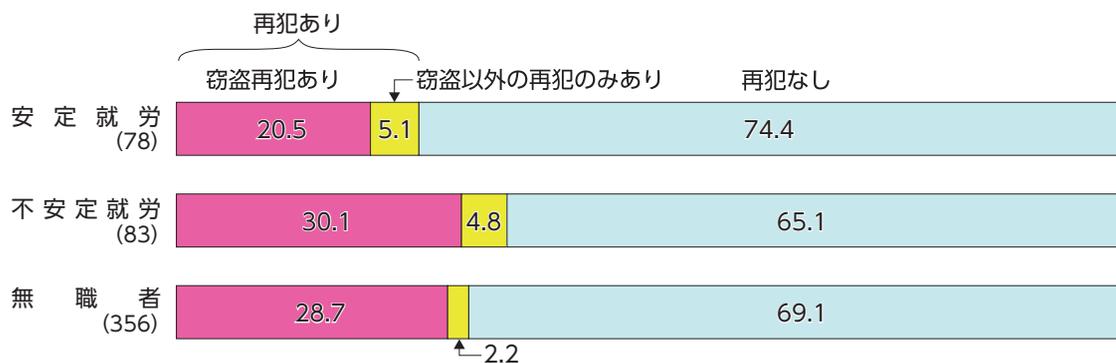
万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における就労状況別の再犯状況を見ると、2-6-3-4図①のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、就労状況で有意な差は認められなかった。

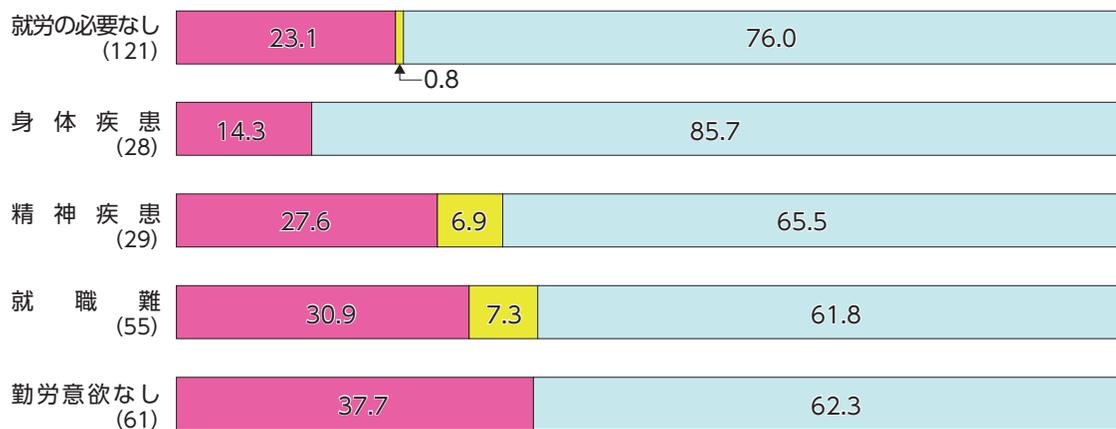
もっとも、「無職者」に限定した上で、無職の理由別に再犯状況を見ると、2-6-3-4図②のとおりであり、無職の理由が「勤労意欲なし」の者は、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.013$ ）。

2-6-3-4図 万引きの罰金処分者 就労状況別の再犯状況

### ① 就労状況別



### ② 無職者の無職理由別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①において、2-6-1-5図の脚注2～6に同じ。  
 3 ②において、2-6-1-6図の脚注2～6に同じ。  
 4 ( )内は、実人員である。

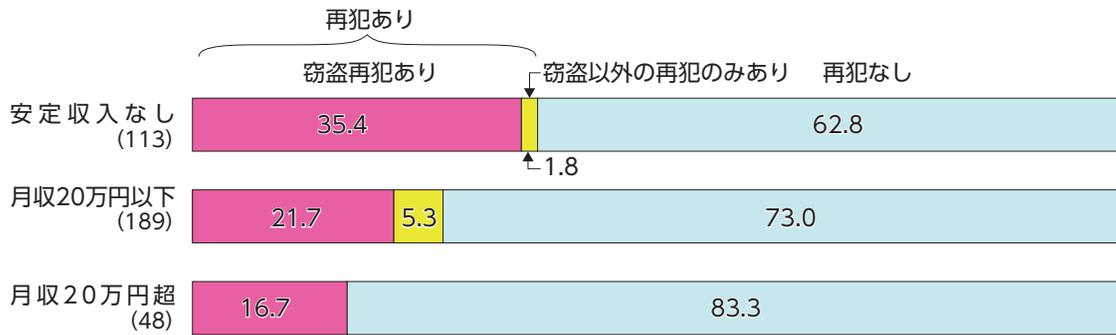
## エ 収入状況

万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における収入状況別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-5図のとおりである。

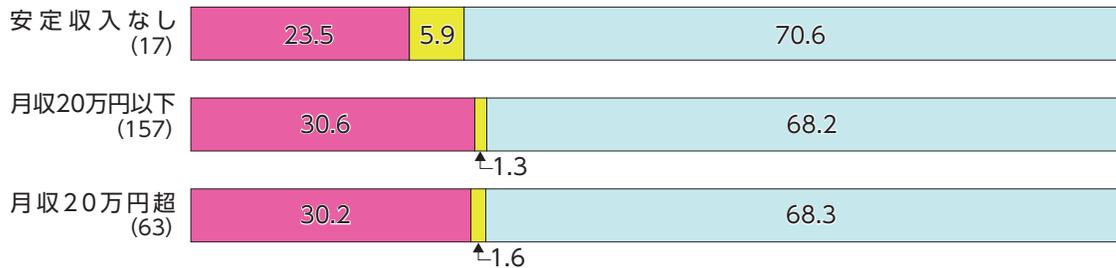
男性においては、「月収20万円超」の者は、再犯率が有意に低いのに対し、「安定収入なし」の者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(2)=7.599, p=.022$ )、窃盗再犯率も有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.006$ )。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、収入状況による有意な差は認められなかった。

2-6-3-5図 万引きの罰金処分者 収入状況別の再犯状況 (男女別)

① 男性



② 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各収入状況の人員は、調査対象事件の犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 犯行の動機・背景事情

#### ア 犯行の動機

万引きの罰金処分者について、調査対象事件における犯行の動機別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-6図のとおりである。

##### (ア)「節約」該当の有無別 (2-6-3-6図①)

男性においては、犯行の動機として「節約」に該当した者は、再犯率が有意に低く ( $\chi^2(1) = 4.747, p = .029$ )、窃盗再犯率も有意に低い傾向が認められた ( $\chi^2(2) = 5.188, p = .075$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「節約」該当の有無による有意による差は認められなかった。もっとも、「節約」に該当した者の再犯状況について、男女で比較すると、「節約」に該当した女性は、男性と比べて、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p = .035$ )。

##### (イ)「生活困窮」該当の有無別 (2-6-3-6図②)

男性においては、犯行の動機として「生活困窮」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1) = 9.141, p = .002$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2) = 10.346, p = .006$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「生活困窮」該当の有無による有意な差は認められなかった。

##### (ウ)「空腹」該当の有無別 (2-6-3-6図③)

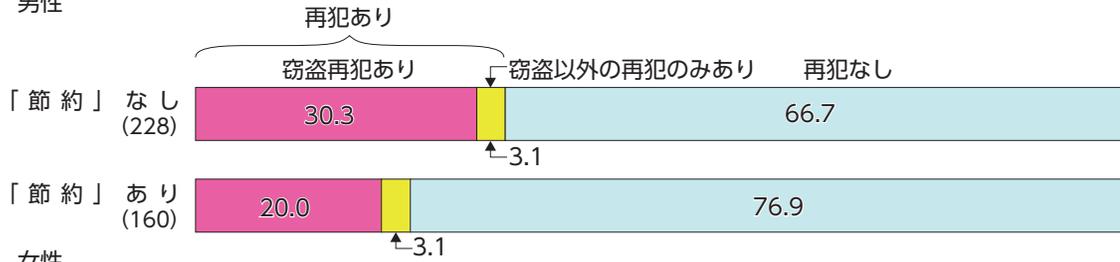
男性においては、犯行の動機として「空腹」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1) = 5.386, p = .020$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2) = 6.776, p = .034$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「空腹」該当の有無による有意な差は認められなかった。なお、「空腹」に該当した女性は、「窃盗再犯以外の再犯のみあり」の割合が有意に高かったが (モンテカルロ法による。  $p = .020$ )、「空腹」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

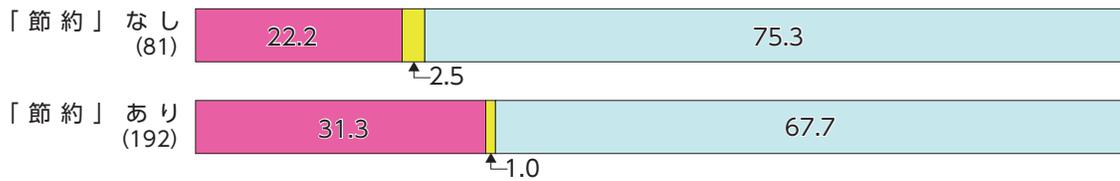
2-6-3-6図 万引きの罰金処分者 犯行の動機別の再犯状況 (男女別)

① 「節約」 該当の有無別

ア 男性



イ 女性

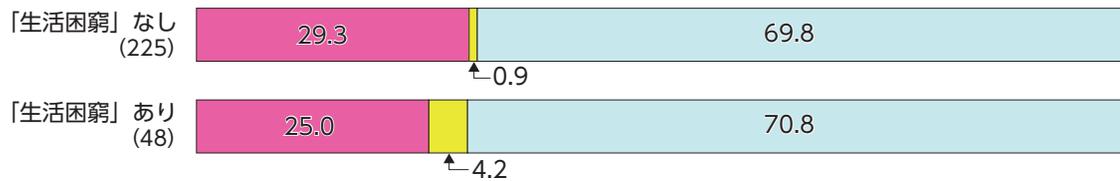


② 「生活困窮」 該当の有無別

ア 男性

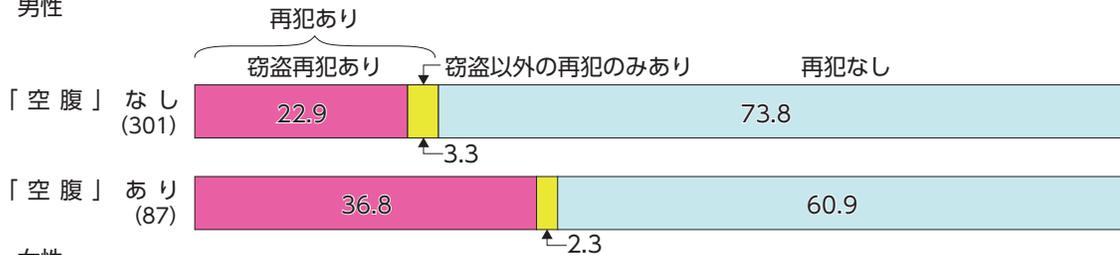


イ 女性

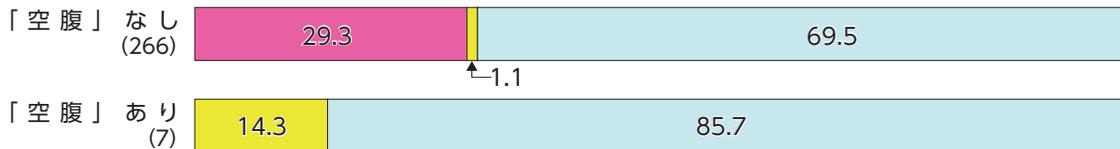


③ 「空腹」 該当の有無別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

## イ 犯行の背景事情

万引きの罰金処分者について、調査対象事件における犯行の背景事情別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-7図のとおりである。

### (ア)「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無別 (2-6-3-7図①)

男性においては、犯行の背景事情として「家族と疎遠・身寄りなし」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=7.171, p=.007$ ), 窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=8.609, p=.014$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無による有意な差は認められなかった。

### (イ)「住居不安定」該当の有無別 (2-6-3-7図②)

男性においては、犯行の背景事情として「住居不安定」に該当した者は、再犯率が有意に高かった ( $\chi^2(1)=4.175, p=.041$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「住居不安定」該当の有無による有意差は認められなかった。なお、「住居不安定」該当した女性は、「窃盗以外の再犯のみあり」の割合が有意に高かったが (モンテカルロ法による。  $p=.029$ ), 「住居不安定」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

### (ウ)「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別 (2-6-3-7図③)

男性においては、犯行の背景事情として「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=6.297, p=.012$ ), 窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=6.339, p=.042$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無で有意差は認められなかったが、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

### (エ)「近親者の病気・死去」該当の有無別 (2-6-3-7図④)

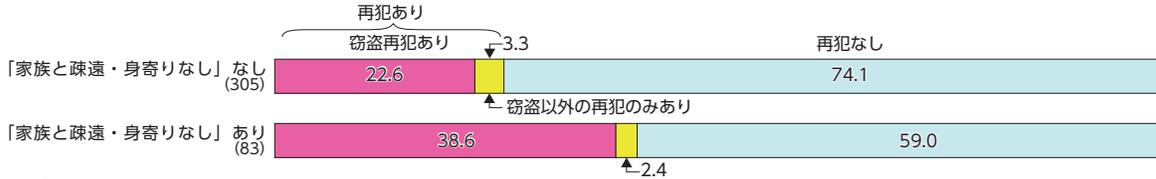
男性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「近親者の病気・死去」該当の有無で有意な差は認められなかった。

他方、女性においては、犯行の背景事情として「近親者の病気・死去」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.155, p=.023$ ), 窃盗再犯率も有意に高い傾向が認められた (モンテカルロ法による。  $p=.076$ )。なお、高齢者に限定すると、「近親者の病気・死去」に該当した女性高齢者は、窃盗再犯率が64.3%であり、これに該当しなかった女性高齢者と比べて、その割合は有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.010$ )。

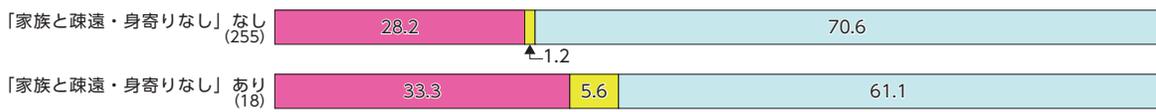
2-6-3-7図 万引きの罰金処分者 犯行の背景事情別の再犯状況（男女別）

① 「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無別

ア 男性

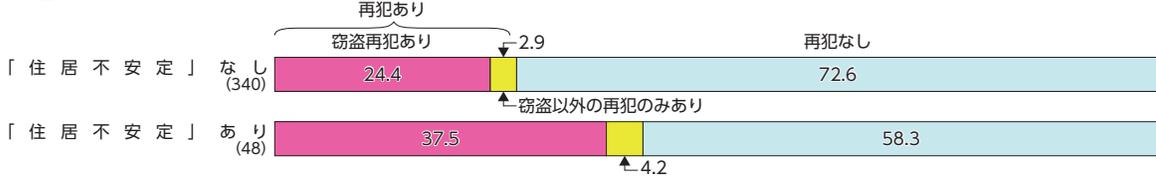


イ 女性

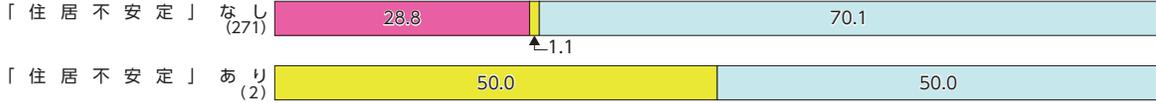


② 「住居不安定」該当の有無別

ア 男性

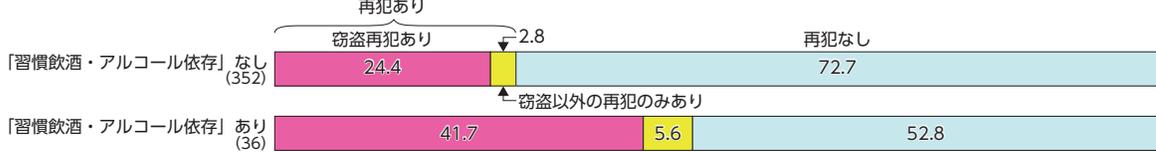


イ 女性

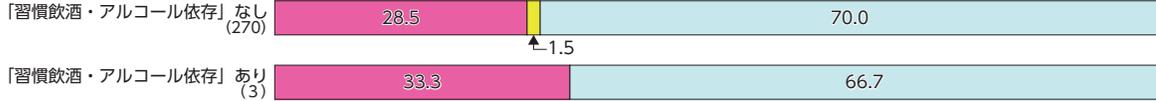


③ 「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別

ア 男性

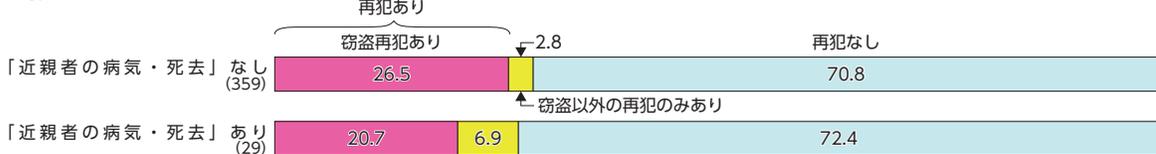


イ 女性

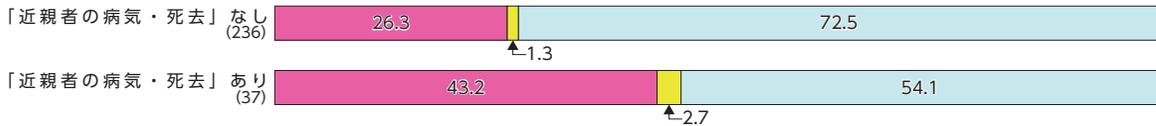


④ 「近親者の病気・死去」該当の有無別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科・前歴関係

万引きの罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-8図のとおりである。

##### ア 前科の有無 (2-6-3-8図①)

男性においては、前科のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=9.255, p=.002$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=10.741, p=.005$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、前科の有無で有意な差は認められなかった。

##### イ 前歴の有無 (2-6-3-8図②)

窃盗前科のない者に限定すると、男性においては、前歴のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=4.138, p=.042$ )、窃盗再犯率も有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(2)=5.019, p=.081$ )。

他方、窃盗前科のない女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、前歴の有無で有意な差は認められなかったが、「前歴なし」の実人員が多くないことに留意する必要がある。

##### ウ 窃盗前歴の回数 (2-6-3-8図③)

窃盗前科のない者に限定すると、男性においては、窃盗前歴が3回以上ある者は、窃盗再犯率が有意に高い傾向が認められた (モンテカルロ法による。  $p=.080$ )。

また、窃盗前科のない女性においては、窃盗前歴が3回以上ある者は、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.016$ )<sup>(\*18)</sup>。

##### エ 窃盗の微罪処分歴の有無 (2-6-3-8図④)

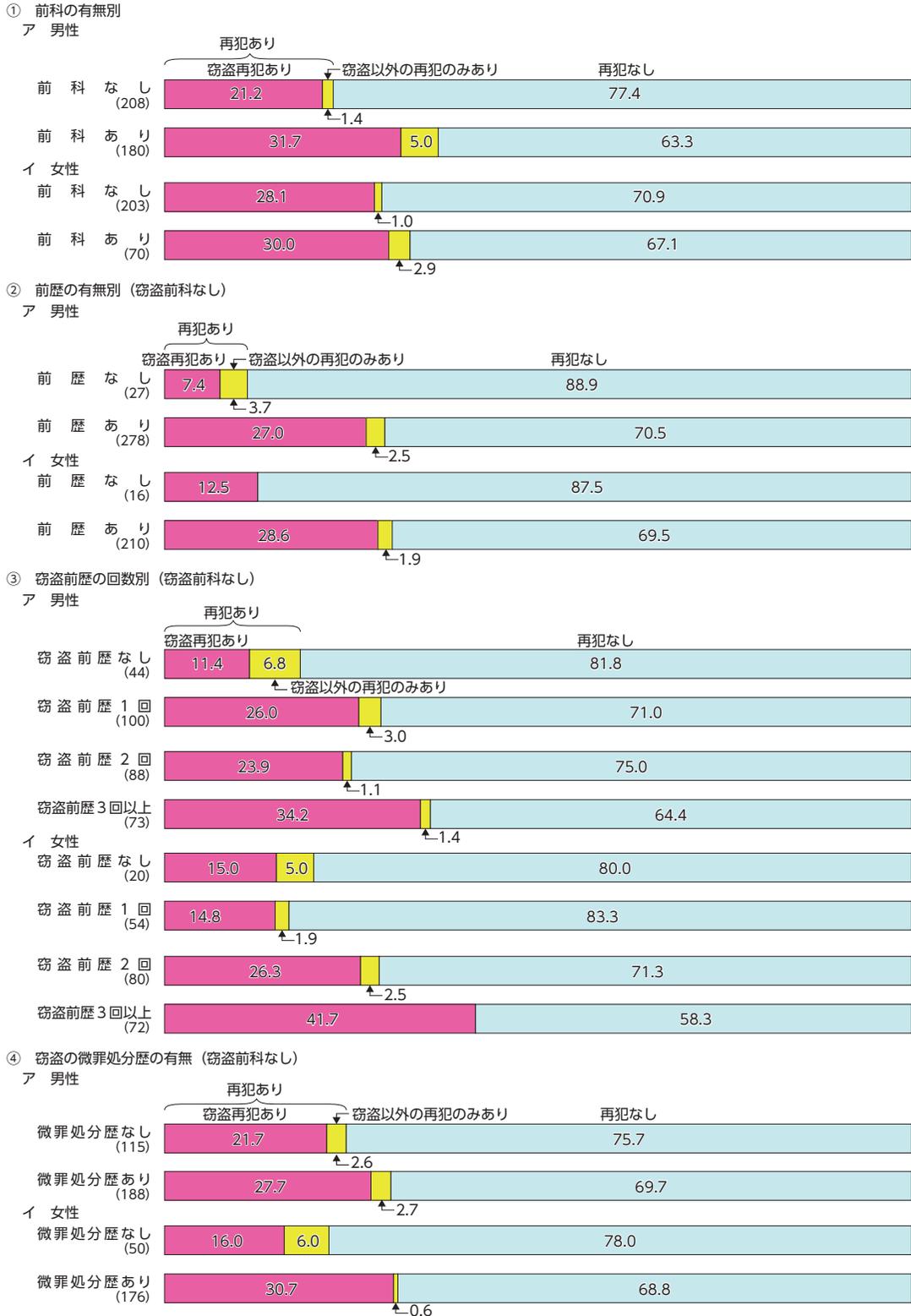
窃盗前科のない男性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、窃盗の微罪処分歴の有無で有意な差は認められなかった。

他方、窃盗前科のない女性においては、窃盗の微罪処分歴のある者は、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.007$ )。

(\*18) 窃盗前科のない女性のうち、窃盗前歴が3回以上ある者は、再犯率も有意に高かったが ( $\chi^2(3)=10.342, p=.016$ )、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

2-6-3-8図

万引きの罰金処分者 前科・前歴の有無・内容別の再犯状況 (男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 ②～④において、窃盗前科のない者に限る。  
 4 ( )内は、実人員である。

## (5) 窃盗再犯の内容と裁判結果

### ア 窃盗再犯の内容

#### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-3-9図①のとおりである。

総数では、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が8割近くを占めており、男女共に、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が5割前後を占めていた。

さらに、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を年齢層別に見ると、2-6-3-9図②のとおりである。

若年者については、窃盗再犯が認められた者の実人員が多くないことに留意する必要があるものの、若年者と高齢者は、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めており、「3月未満」の割合も約4割を占めていた。

#### (イ) 窃盗再犯の手口

万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、万引きが166人と圧倒的に多く、次いで、置引き4人、自転車盗2人の順であった。

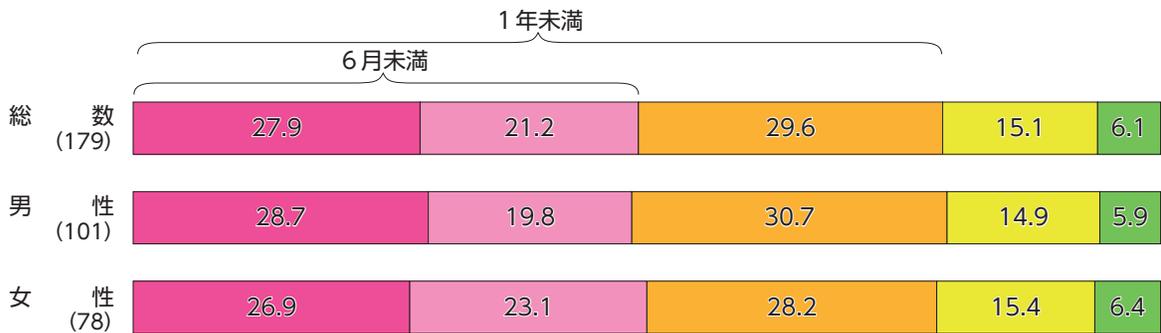
### イ 窃盗再犯の裁判結果

万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、懲役刑に処せられた者が140人（78.2%）であり、再び罰金刑に処せられた者は39人（21.8%）であった。また、懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予が付された者は131人（うち保護観察付執行猶予が16人）であり、実刑が9人であった。

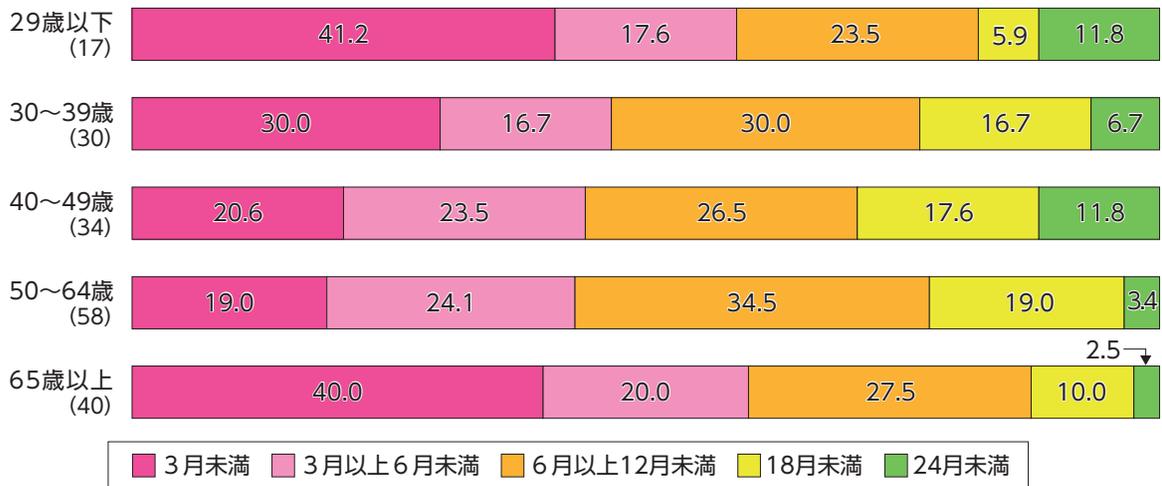
なお、窃盗再犯について罰金刑に処せられた者のうち、平成25年6月末までに、再び再犯が認められた者は4人（10.3%）であり、いずれも二度目の再犯も窃盗再犯（万引き3人、置引き1人）であった。また、窃盗再犯について執行猶予付の懲役刑に処せられた者のうち、平成25年6月末までに、再び再犯が認められた者は28人（21.4%）であり、二度目の再犯も窃盗再犯であった者は27人（万引き26人、さい銭ねらい1人）であり、窃盗以外の再犯は1人（傷害）であった。

2-6-3-9図 万引きの罰金処分者 窃盗再犯の再犯期間別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には，最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては，1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については，3月未満として計上している。  
 5 ( )内は，実人員である。

### 3 執行猶予者の再犯状況

#### (1) 属性

##### ア 男女別

万引きの執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と男女別に見ると、2-6-3-10図①のとおりである。

万引きの執行猶予者は、総数では、再犯率が30.5%、窃盗再犯率が26.3%であり、侵入窃盗の執行猶予者や車両関連盗の執行猶予者と比較しても、有意な差は認められなかった。

男女別では、男性の再犯率が32.6%、窃盗再犯率が27.6%であり、女性の再犯率が25.3%、窃盗再犯率が23.2%であり、男女で有意な差は認められなかった。

##### イ 年齢層別

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）の年齢層別の再犯状況を見ると、2-6-3-10図②のとおりである。

再犯率に年齢層での有意な差は認められなかったが、窃盗再犯率は、40歳代が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .011$ ）。なお、65歳未満の年齢層の区分を非高齢者とした上で、非高齢者・高齢者の別で再犯状況を見ると、高齢者は、再犯率が有意に低いのに対し、非高齢者は、再犯率が有意に高かった（ $\chi^2(1) = 3.903, p < .048$ ）

#### (2) 生活環境

##### ア 婚姻状況

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を見ると、2-6-3-11図のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、婚姻状況で有意な差までは認められなかったが、「婚姻歴なし」の者には再犯率が有意に高い傾向が認められたのに対し、「婚姻継続中」の者には再犯率が有意に低い傾向が認められた（ $\chi^2(2) = 5.963, p = .051$ ）<sup>(\*19)</sup>。

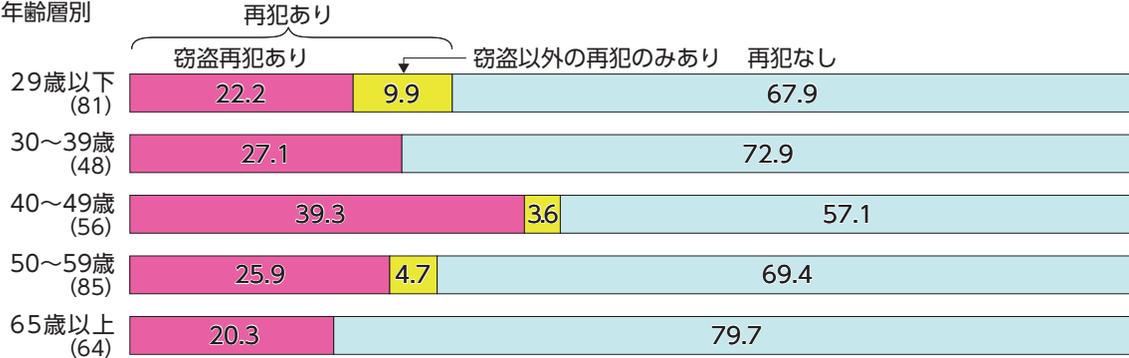
(\*19) 万引きの執行猶予者のうち、「婚姻継続中」の者には、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

2-6-3-10図 万引きの執行猶予者 総数・男女別・年齢層別の再犯状況

① 総数・男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( )内は、実人員である。

2-6-3-11図 万引きの執行猶予者 婚姻状況別の再犯状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

## イ 居住状況

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における住居の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-12図①のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、住居の有無等で有意な差は認められなかった。

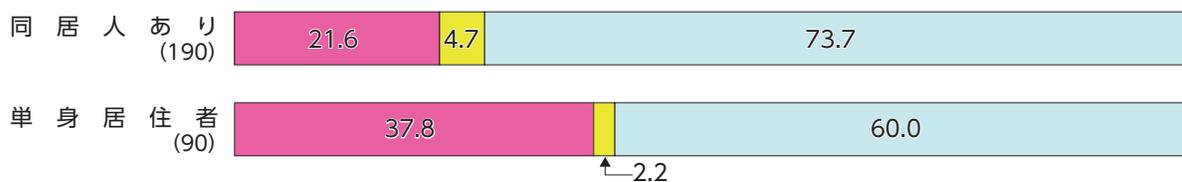
もっとも、住居のあった者に限定した上で、同居人の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-12図②のとおりであり、「单身居住者」は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.374, p=.020$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=8.616, p=.013$ )。

2-6-3-12図 万引きの執行猶予者 居住状況別の再犯状況（住居の有無別、同居人の有無別）

### ① 住居の有無



### ② 同居人の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各居住状況の人員は、調査対象事件の犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 ②において、住居不定の者及び同居人の有無が不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

ウ 就労状況

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における就労状況別の再犯状況を見ると、2-6-3-13図①のとおりである。

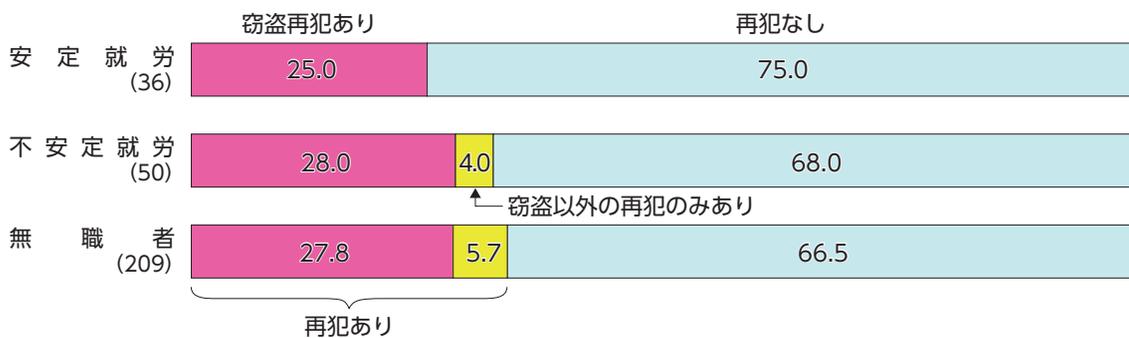
再犯率・窃盗再犯率共に、就労状況で有意な差は認められなかった。

更に「無職者」に限定した上で、無職の理由別の再犯状況を見ると、2-6-3-13図②のとおりである。

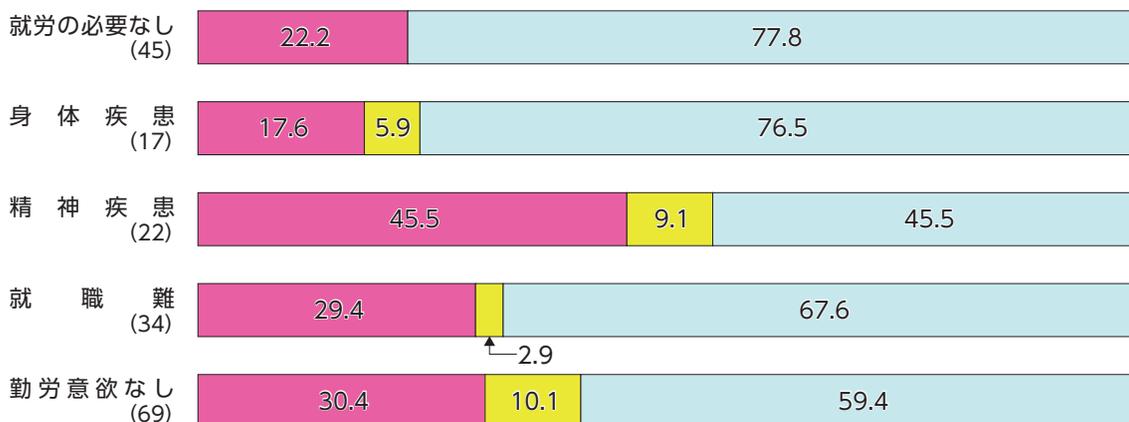
再犯率・窃盗再犯率共に、無職の理由で有意な差までは認められなかったが、「就労の必要なし」の者には再犯率が有意に低い傾向が認められ<sup>(\*)</sup>、「精神疾患」の者には再犯率が有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(4)=8.980, p=.062$ )。

2-6-3-13図 万引きの執行猶予者 就労状況別の再犯状況

① 就労状況別



② 無職者の無職理由別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①において、2-6-1-5図の脚注2～6に同じ。  
 3 ②において、2-6-1-6図の脚注2～6に同じ。  
 4 ( )内は、実人員である。

(\*)20) 万引きの執行猶予者のうち、「就労の必要なし」の者には、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

## エ 収入状況

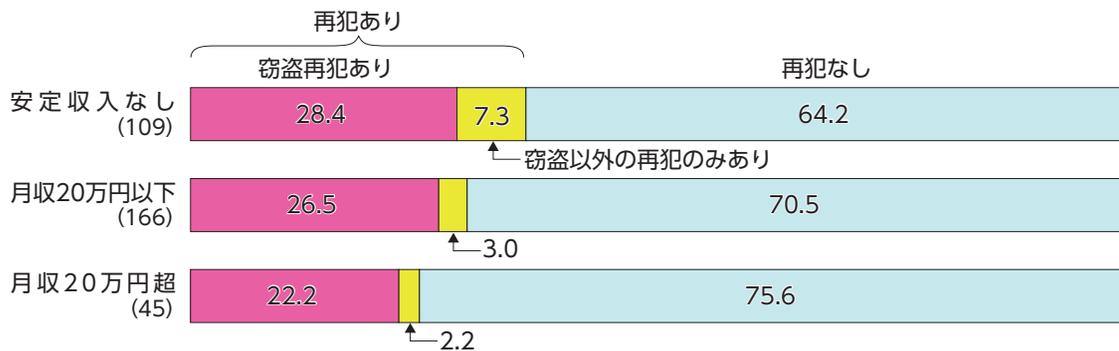
万引き事犯者のうち、執行猶予者の再犯状況について、犯行時（調査対象事件）における収入状況別に見ると、2-6-1-14図①のとおりである。

総数では、再犯率・窃盗再犯率共に、収入状況で有意な差は認められなかった。

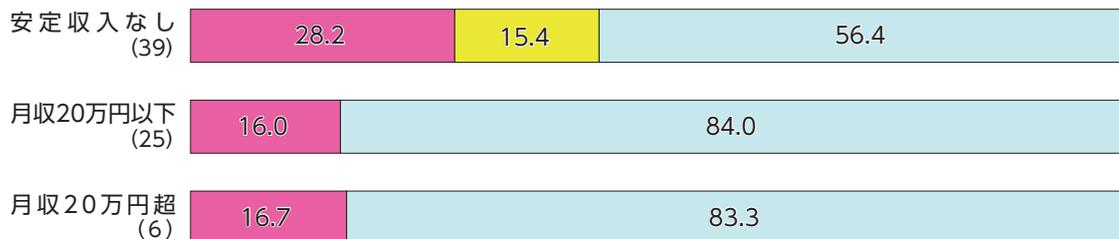
もっとも、前科のない男性に限定すると、2-6-1-14図②のとおりであり、「安定収入なし」の者は、再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .045$ ）。

2-6-3-14図 万引きの執行猶予者 収入状況別の再犯状況

### ① 総数



### ② 前科のない男性



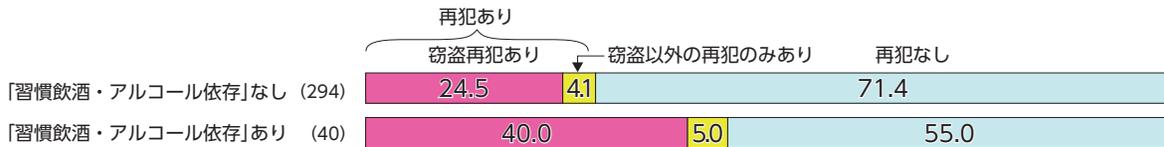
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各収入状況の人員は、調査対象事件の犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 犯行の動機・背景事情

万引きの執行猶予者のうち、調査対象事件における犯行の動機・背景事情について、各項目の該当の有無で再犯状況を見ると、「習慣飲酒・アルコール依存」に特徴が認められた。

そこで、「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-15図のとおりであり、犯行の背景事情として「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=4.480, p=.034$ )、窃盗再犯率についても有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(2)=4.654, p=.098$ )。

2-6-3-15図 万引きの執行猶予者「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別の再犯状況



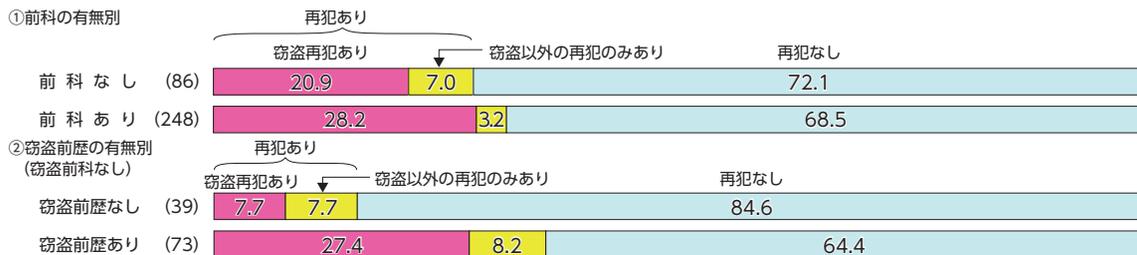
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

### (4) 前科・前歴関係

万引きの執行猶予者について、前科の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-16図①のとおりであり、再犯率・窃盗再犯率共に、前科の有無で有意な差は認められなかった。

他方、窃盗前科のない者に限定した上で、窃盗前歴の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-16図②のとおりであり、窃盗前歴のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.098, p=.024$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=6.272, p=.043$ )。

2-6-3-16図 万引きの執行猶予者 前科・前歴の有無・内容別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
3 ②において、窃盗前科のない者に限る。  
4 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 窃盗再犯の内容と裁判結果

### ア 窃盗再犯の内容

#### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-3-17図①のとおりである。

総数では、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が8割近くを占めていた。男女共に、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めており、「3月未満」の割合が最も高かった。

さらに、窃盗再犯の再犯期間別構成比を年齢層別に見ると、2-6-3-17図②のとおりである。各年齢層の実人員が多くはないことに留意する必要があるものの、30歳未満の各年齢層と高齢者においては、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めていた。

#### (イ) 窃盗再犯の手口

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別の人員(重複計上による。)を見ると、万引きが79人と圧倒的に多く、次いで、出店荒し、自転車盗、買い物盗、脱衣所ねらいの各2人の順であった。

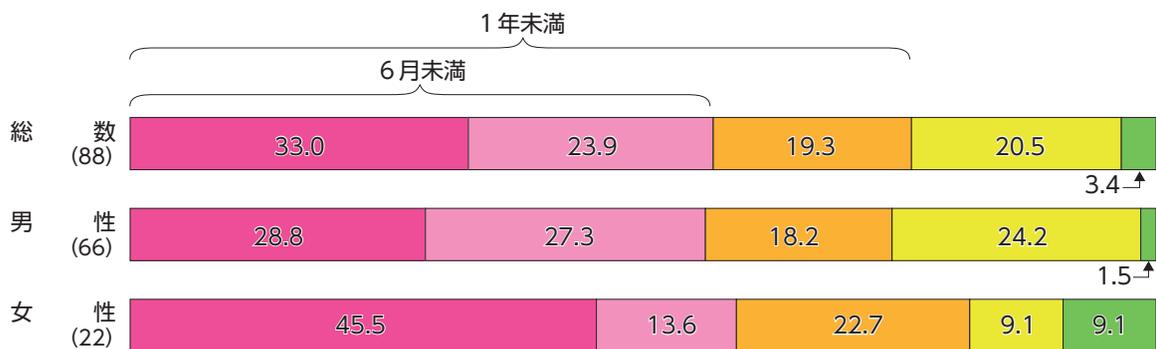
### イ 窃盗再犯の裁判結果

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、いずれも懲役刑に処せられており、罰金刑に処せられた者はいなかった。窃盗再犯について懲役刑に処せられた者は、実刑が81人(92.0%)と圧倒的に多かった。他方、再度の執行猶予に付された者(保護観察付執行猶予)は、7人(8.0%)であり、窃盗再犯の手口は、いずれも万引きによるものであった。

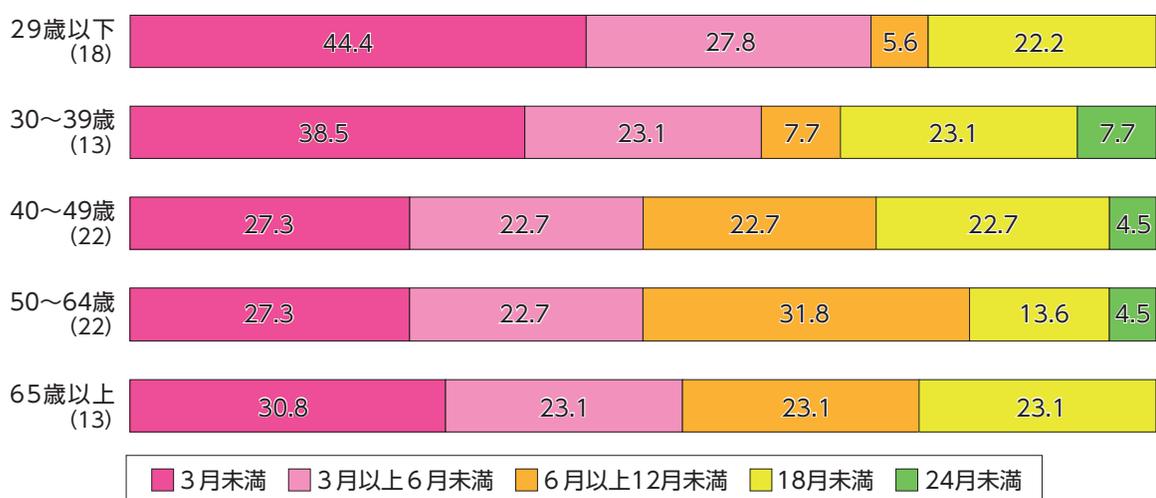
なお、窃盗再犯について再度の執行猶予に付された者のうち、平成25年6月末までに、当該執行猶予期間中に、再び再犯が認められた者は3人であり、そのうち2人は、二度目の再犯も窃盗再犯(いずれも万引き)によるものであった。

2-6-3-17図 万引きの執行猶予者 窃盗再犯の再犯期間別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には，最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては，1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については，3月未満として計上している。  
 5 ( ) 内は，実人員である。

#### 4 窃盗再犯の関連要因についての多角的分析

前項までに、万引き事犯者の再犯状況に関する基礎的な分析を行ってきたが、万引き事犯者といっても、その属性や生活環境、犯行の動機・背景事情等によって再犯状況は様々であり、複数の要因が窃盗再犯の発生に影響を及ぼしている可能性がある。そこで、この項においては、比較的幅広いサンプルを確保することのできた万引きの罰金処分者を対象として、窃盗再犯に関連する要因を多角的に分析する。

なお、本項における年齢層は、いずれも調査対象事件の犯行時の年齢によるものであり、その区分は、各年齢層の差異を考慮しつつ、統計解析における必要なサンプル数を維持するため、「39歳以下」、「40～64歳」（以下「中高年層」という。）、「65歳以上」（高齢者）の三区分別によって分析する。

##### (1) 窃盗再犯率（推定）の推移

万引きの罰金事犯者について、調査対象事件の裁判確定日からの経過日数に応じて、各年齢層における窃盗再犯の発生状況（窃盗再犯率（推定）<sup>(\*21)</sup>）の推移を男女別に見ると、**2-6-3-18図**のとおりである<sup>(\*22)</sup>。

各年齢層における窃盗再犯率（推定）の推移を男女で比較すると、39歳以下の窃盗再犯率（推定）は、男女で類似した推移を示しており、調査対象事件の裁判確定から約2年後となる720日目の窃盗再犯率（推定）は、男性が23.4%、女性が18.9%であった。また、中高年層の窃盗再犯率（推定）も、男女で類似した推移を示しており、720日目の窃盗再犯率（推定）は、男性が30.5%、女性が27.7%であり、男女共に、39歳以下の窃盗再犯率（推定）よりも高かった。

他方、高齢者の窃盗再犯率（推定）は、男女で顕著に異なった推移を示している。男性高齢

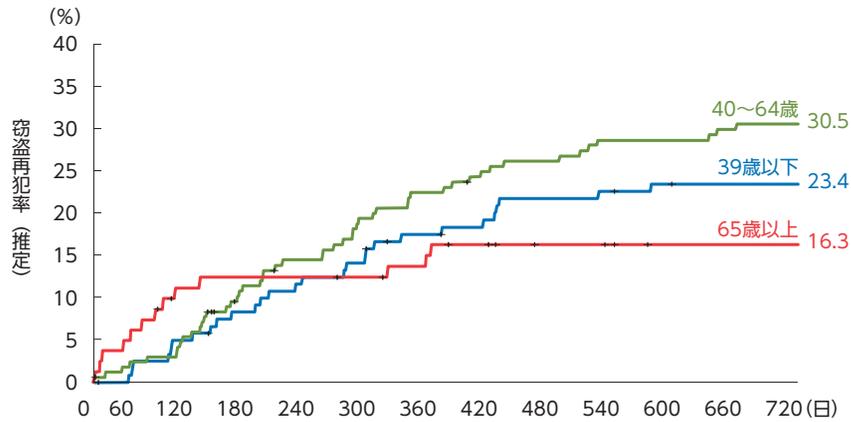
(\*21) 調査対象事件の裁判確定から最初の窃盗再犯に至るまでの日数を経過期間とした、 Kaplan-Meier法（生存時間分析の一種）によるものであり、観測期間は、平成25年6月末までの約2年間である。また、「窃盗再犯率（推定）」は、各時点における生存確率である Kaplan-Meier 推定量  $\hat{S}(t) = \prod_{j=1}^k \left( \frac{n_j - d_j}{n_j} \right)$  を1から引いた値  $(1 - \hat{S}(t))$  を算出したものである。なお、本項においては、調査対象事件の裁判確定日を起点として分析しているため、万引きの罰金処分者（661人）のうち、調査対象事件の裁判確定前の余罪により同裁判確定後に有罪裁判を受けた者（24人）については、本分析の対象から除外している。

(\*22) 2-6-3-18図の横軸は、調査対象事件の裁判確定日から経過した日数であり、縦軸は、各時点における窃盗再犯率（推定）を示している。また、図中の「+」は、当該時点において、死亡又は窃盗以外の再犯により、その後の観測を終了した者の存在を示している。

2-6-3-18図

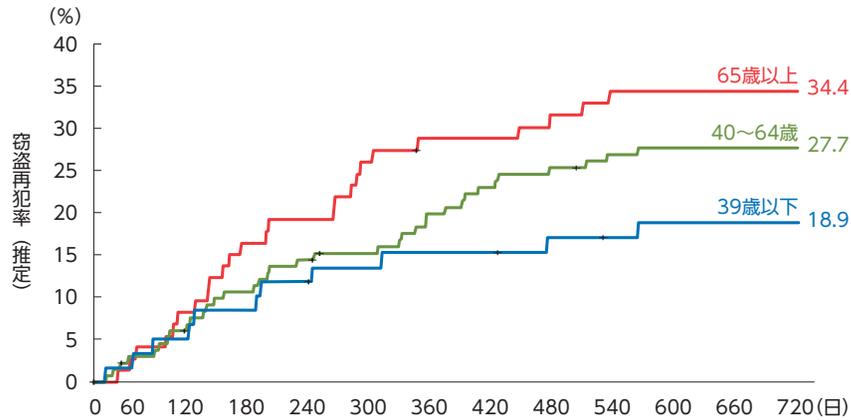
万引きの罰金処分者 窃盗再犯率（推定）の推移（男女別・年齢層別）

① 男性



区 分	経 過 日 数				
	～90日	～180日	～360日	～540日	～720日
39歳以下 (122)	6 [5.0]	12 [10.0]	21 [17.5]	26 [21.7]	28 [23.4]
40～64歳 (169)	6 [3.6]	20 [12.0]	37 [22.4]	46 [28.0]	50 [30.5]
65歳以上 (81)	9 [11.2]	10 [12.4]	12 [15.0]	13 [16.3]	13 [16.3]

② 女性



区 分	経 過 日 数				
	～90日	～180日	～360日	～540日	～720日
39歳以下 (59)	3 [5.1]	6 [10.2]	9 [15.3]	10 [17.1]	11 [18.9]
40～64歳 (133)	8 [6.0]	16 [12.2]	26 [19.9]	34 [26.1]	36 [27.7]
65歳以上 (73)	5 [6.8]	12 [16.4]	21 [28.8]	24 [33.0]	25 [34.4]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 万引きの罰金処分者に限る。  
 3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。  
 4 図中の「窃盗再犯率（推定）」は、各時点までに窃盗再犯を行った者の累積人員を分子とし、当該時点までに観測中の者で、かつ、再犯を行うことの可能な立場にあった者の人員を分母として算出している推定値であるため、各年齢層の人員に占める窃盗再犯を行った者の人員の比率とは一致しないことがある。  
 5 図中の「+」は、当該時点において、死亡等により、その後の観測を終了した者の存在を示している。  
 6 表中の「経過日数」は、調査対象事件の裁判確定日から経過した日数である。  
 7 表中の数値は、当該時点までに窃盗再犯を行った者の累積人員を示している。  
 8 表中の（ ）内は、各群の実人員を、[ ]内は、当該時点での窃盗再犯率（推定）を示している。

者は、調査対象事件の裁判確定から約4か月後となる115日目までに、窃盗再犯率（推定）が急激に上昇しており、他の年齢層の男性と比べても、同期間における窃盗再犯率（推定）は最も高かったが、その後は、おおむね横ばいで推移しており、225日目以降は、他の年齢層の男性と比べて、窃盗再犯率（推定）が最も低い水準で推移していた。これに対し、女性高齢者は、123日目までは、他の年齢層の女性とおおむね同程度の水準で、窃盗再犯率（推定）が上昇していたが、女性高齢者の窃盗再犯率（推定）は、その後も大きく上昇し続けており、140日目以降は、男女を通じて、最も高い水準で推移していた<sup>(\*)23)</sup>。

## (2) 窃盗再犯と関連する要因

### ア 前提（共変量候補の抽出）

以上のとおり、窃盗再犯の発生状況には、性別や年齢層によって相違があることが示された。そこで、性別や年齢層に応じた窃盗再犯の関連要因について、更に多角的に検討するため、その前提として、生活環境や犯行の動機・背景事情、前科・前歴等といった様々な要素について、多変量解析に投入する共変量候補を単変量解析により抽出する<sup>(\*)24)</sup>。

なお、本分析に当たり、万引きの罰金処分者を性別と年齢層とで区分したことに伴い、各区分のサンプル数も減少するため、統計的検定における検出力も低下することが見込まれる。しかしながら、この後に実施する予定の多変量解析で投入する共変量の候補として、窃盗再犯に関連する可能性がある諸要素を幅広く抽出しておく必要もある。そこで、本項における単変量解析においては、有意水準を15% ( $p < .15$ ) に設定した上で、共変量候補となる要因を抽出した<sup>(\*)25)</sup>。

### (ア) 男性

万引きの罰金処分者のうち、男性について、窃盗再犯と有意な関連が示された要素を年齢層別に見ると、2-6-3-19表のとおりである。

39歳以下の男性においては、生活環境では、「単身居住者」や「資産なし」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「生活困窮」、「空腹」、「知人・友人の誘い」

(\*)23) なお、死亡により観測を終了した者の人員は、男性高齢者では9人、女性高齢者では1人であった。

(\*)24) 死亡等により、その後の観測を終了した者については、本分析の対象から除外している。

(\*)25) 生存時間分析における共変量選択法の指針については、Hosmer. D. W., Lemeshow, Stanley., & May, S(2008), Applied Survival Analysis: Regression Modeling of Time-to-Event data. (第2版) 参照。

2-6-3-19表

万引きの罰金処分者 窃盗再犯の関連要因 (男性・年齢層別)

	該当		非該当		p 値
	窃盗再犯率	(窃盗再犯者数 /該当者数)	窃盗再犯率	(窃盗再犯者数 /該当者数)	
① 39歳以下 (N=116)					
生活環境					
単身居住者	31.8	(14/44)	19.4	(14/72)	p=.131
資産なし	33.3	(25/75)	7.9	(3/38)	p=.003
犯行の動機					
生活困窮	34.4	(11/32)	20.2	(17/84)	p=.112
空腹	42.1	(8/19)	20.6	(20/97)	p=.045
知人・友人の誘い	75.0	(3/4)	22.3	(25/112)	p=.043
犯行の背景事情					
辞職・退学	41.2	(7/17)	21.2	(21/99)	p=.076
住居不安定	41.7	(5/12)	22.1	(23/104)	p=.134
習慣飲酒・アルコール依存	50.0	(4/8)	22.2	(24/108)	p=.076
ギャンブル耽溺	66.7	(4/6)	21.8	(24/110)	p=.029
不良交友	60.0	(3/5)	22.5	(25/111)	p=.090
交友者がいない	75.0	(3/4)	22.3	(25/112)	p=.043
前科・前歴					
窃盗前歴あり	29.9	(26/87)	6.9	(2/29)	p=.012
② 40～64歳 (N=162)					
生活環境					
配偶者との離死別	39.7	(25/63)	26.3	(25/95)	p=.077
住居不定	50.0	(17/34)	25.8	(33/128)	p=.007
単身居住者	37.4	(34/91)	22.5	(16/71)	p=.043
月収10万円以下	40.9	(36/88)	17.2	(10/58)	p=.003
動機					
酩酊の影響	60.0	(6/10)	28.9	(44/152)	p=.039
背景事情					
習慣飲酒・アルコール依存	57.9	(11/19)	27.3	(39/143)	p=.007
家族と疎遠・身寄り無し	47.7	(21/44)	24.6	(29/118)	p=.005
前科・前歴					
窃盗前歴あり	33.1	(46/139)	17.4	(4/23)	p=.131
③ 65歳以上 (N=71)					
生活環境					
単身居住者	26.7	(8/30)	12.2	(5/41)	p=.119
月収10万以下	28.0	(7/25)	8.1	(3/37)	p=.037
動機					
生活困窮	35.3	(6/17)	13.0	(7/54)	p=.038
空腹	40.0	(4/10)	14.8	(9/61)	p=.056
背景事情					
	—		—		

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 万引きの罰金処分者に限る。  
 3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。  
 4 各項目について、不詳の者を除く。  
 5 「窃盗再犯率」は、調査対象事件の裁判確定後、新たに行った窃盗により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した者の人員の占める比率をいう。  
 6 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、期待度数が少ないなど、漸近有意確率を用いるのが適当でない場合には、Fisherの直接法による。

が、背景事情としては「辞職・退学」、「住居不安定」、「習慣飲酒・アルコール依存」、「ギャンブル耽溺」、「不良交友」、「交友者がいない」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示しており、前科・前歴では、「窃盗前歴あり」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

中高年層の男性においても、39歳以下の男性における上記の諸要素について、いずれも窃盗再犯と有意な関連が示されたほか、生活環境では、「配偶者との離死別」<sup>(\*26)</sup> や「住居不定」、「月収10万円以下」が窃盗再犯と有意な関連を示した。また、犯行の動機としては「酩酊の影響」が、背景事情としては「家族と疎遠・身寄りなし」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示していた。

男性高齢者においては、生活環境では、「単身居住者」や「月収10万円以下」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「生活困窮」や「空腹」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

### (イ) 女性

万引きの罰金処分者のうち、女性について、窃盗再犯と有意な関連が示された要素を年齢層別に見ると、**2-6-3-20表**のとおりである。

39歳以下の女性においては、生活環境では、「配偶者との離死別」<sup>(\*27)</sup> が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「自己使用・消費目的」や「ストレス発散」が、背景事情としては「摂食障害」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示しており、前科・前歴では、「窃盗前歴あり」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

中高年層の女性においては、生活環境では、「母親が監督者」や「家族等と同居の自宅が帰住予定先」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「高価な物欲しさ」や「盗み癖」、「酩酊の影響」が、背景事情としては「親子兄弟等とのトラブル」や「相談相手なし」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示していた。

女性高齢者においては、生活環境では、「単身居住者」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の背景事情としては、「職場の倒産・解雇」や「近親者の病気・死去」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

(\*26) 中高年層の男性で窃盗再犯が認められた者のうち、犯行時（調査対象事件）において、婚姻歴があったものの、配偶者と「離死別」していた者は25人であるが、そのうち24人が「離別」であり、「死別」は1人であった。

(\*27) 39歳以下の女性で窃盗再犯が認められた者のうち、犯行時（調査対象事件）において、婚姻歴があったものの、配偶者と「離死別」していた者は5人であるが、そのうち4人が離婚しており、1人は婚姻関係が事実上破綻している者であった。

2-6-3-20表

万引きの罰金処分者 窃盗再犯の関連要因（女性・年齢層別）

	該当		非該当		p 値
	窃盗再犯率	(窃盗再犯者数/ 該当者数)	窃盗再犯率	(窃盗再犯者数/ 非該当者数)	
① 39歳以下 (N=56)					
生活環境					
配偶者との離死別	45.5	(5/11)	13.6	(6/44)	p=.018
犯行の動機					
自己使用・消費目的	30.3	(10/33)	4.3	(1/23)	p=.016
ストレス発散	60.0	(3/5)	15.7	(8/51)	p=.047
犯行の背景事情					
摂食障害	57.1	(4/7)	14.3	(7/49)	p=.008
前科・前歴					
窃盗前歴あり	25.0	(11/44)	—	(0/12)	p=.053
② 40～64歳 (N=128)					
生活環境					
母親が監督者	57.1	(4/7)	26.4	(32/121)	p=.079
家族等と同居の自宅が帰住予定先	30.8	(33/107)	11.1	(2/18)	p=.085
犯行の動機					
高価な物欲しさ	100.0	(2/2)	27.0	(34/126)	p=.078
盗み癖	44.4	(8/18)	25.5	(28/110)	p=.097
酩酊の影響	100.0	(2/2)	27.0	(34/126)	p=.078
犯行の背景事情					
親子兄弟等とのトラブル	55.6	(5/9)	26.1	(31/119)	p=.058
相談相手なし	100.0	(2/2)	27.0	(34/126)	p=.078
③ 65歳以上 (N=72)					
生活環境					
単身居住者	50.0	(11/22)	28.0	(14/50)	p=.071
犯行の動機	—		—		
犯行の背景事情					
職場の倒産・解雇	100.0	(2/2)	32.9	(23/70)	p=.117
近親者の病気・死去	64.3	(9/14)	27.6	(16/58)	p=.010

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 万引きの罰金処分者に限る。  
 3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。  
 4 各項目について、不詳の者を除く。  
 5 「窃盗再犯率」は、調査対象事件の裁判確定後、新たに行った窃盗により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した者の人員の占める比率をいう。  
 6 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、期待度数が少ないなど、漸近有意確率を用いるのが適当でない場合には、Fisherの直接法による。

## イ 多変量解析（COXの比例ハザードモデルによる回帰分析）

以上のとおり、単変量解析により、万引きの罰金事犯者を対象として、男女別・年齢層別に窃盗再犯と関連する要素を抽出した。更に、これらの諸要素が交絡する可能性を考慮した上で窃盗再犯との関連要因を検討するため、以下、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施する。

本分析においては、これまでの検討過程において、窃盗再犯に影響する要因の一つとして窃盗前歴の存在が示唆されていたため（本節2項（4）、3項（4）及び前記ア参照）、これを統制した上で、その他の関連要因について検討することとした。もっとも、高齢者については、ほぼ全員に窃盗前歴があるため<sup>(\*28)</sup>、窃盗前科を統制変数とすることとした。

その上で、単変量解析を通じて窃盗再犯と有意な関連が示された前記3の各要素を独立変数とし、窃盗再犯の有無と最初の窃盗再犯に至るまでの日数を従属変数として、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した。

モデルの構築に当たっては、段階的に変数の投入を行い、第1ステップにおいて統制変数（窃盗前歴又は窃盗前科）を投入した上で、第2ステップにおいて、独立変数である前記3の各要素について、変数増加法により投入することとした<sup>(\*29)</sup>。もっとも、39歳以下の女性においては、窃盗前歴のない者に窃盗再犯が認められなかったため、統制変数を投入することなく、その他の各要素を変数増加法により投入した。また、中高年層の女性においては、窃盗再犯に関連する要因として示された「高価な物欲しさ」、「酩酊の影響」及び「相談相手なし」の該当者が極端に少なかったため、これらの変数を投入候補から除外することとした。

### (ア) 男性

以上の方針に基づき、男性の窃盗再犯に関連する要因（年齢層別）について、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を見ると、**2-6-3-21表**のとおりである<sup>(\*30)</sup>。

(\*28) 万引きの罰金処分者のうち、窃盗前歴のある者の割合は、男性高齢者では96.3%、女性高齢者では98.6%であった。

(\*29) 変数選択に当たっては、投入基準を5%水準 ( $p < .05$ ) に、除外基準を10%水準 ( $p < .10$ ) にそれぞれ設定した。

(\*30) 最終モデルに投入された各共変量の比例ハザード性の仮定については、Shoenfield 残差を用いた検定により、仮定が保たれていることを確認した。なお、2-6-3-21表（男性・年齢層別）の①～③の各変数の検定結果は、各変数の上から、①が  $p = .640, .780, .986$ 、②が  $p = .957, .971, .242$ 、③が  $p = .836, .216$  であり、いずれも有意差は認められなかった。また、2-6-3-22表（女性・年齢層別）の①～③の各変数の検定結果も、同様に、①が  $p = .200, .330$ 、②が  $p = .674, .175, .317$ 、③が  $p = .250, .403$  であり、いずれも有意差は認められなかった。

2-6-3-21表 万引きの罰金処分者 Cox の比例ハザードモデルによる回帰分析結果  
(男性・年齢層別)

① 39歳以下 (N=118)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
窃盗前歴あり	1.74	0.74	5.58	5.69	1.34	24.04	0.018
資産なし	1.63	0.61	7.10	5.11	1.54	16.98	0.008
背景事情：ギャンブル耽溺	1.51	0.55	7.69	4.54	1.56	13.22	0.006

② 40～64歳 (N=150)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
窃盗前歴あり	0.71	0.53	1.83	2.04	0.73	5.71	0.176
背景事情：習慣飲酒・アルコール依存	0.97	0.35	7.69	2.65	1.33	5.27	0.006
背景事情：家族と疎遠・身寄りなし	0.83	0.30	7.87	2.30	1.29	4.13	0.005

③ 65歳以上 (N=72)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
窃盗前科あり	0.16	0.67	0.06	1.17	0.32	4.32	0.810
月収10万円以下	1.29	0.71	3.30	3.64	0.90	14.67	0.069

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 投入した変数に欠損値があるものを除く。  
 3 「HR」は、ハザード比 (Hazard Ratio) である。  
 4 p 値は、Wald 検定による有意確率である。

ここで同表中におけるハザード比 (Hazard Ratio)<sup>(\*31)</sup>が1よりも統計的に有意に大きい場合は、モデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が窃盗再犯のリスクを増加させることを意味している。

39歳以下の男性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「資産なし」や「ギャンブル耽溺」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因

(\*31) 再犯を例にすると、「ハザード」とは、ある時点 t までに再犯をしなかった対象者が次の瞬間に再犯をする確率をいい、「ハザード比」とは、ある要因を有する対象者が時点 t までに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率と、その要因を有しない対象者が時点 t までに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率との比をいう。例えば、ある要因についてハザード比が2であることは、その要因を有する者は、その要因を有しない者に比べて、2倍の再犯リスクがあることを意味する。

として示された。

また、中高年層の男性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「習慣飲酒・アルコール依存」や「家族と疎遠・身寄りなし」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

他方、男性高齢者においては、窃盗前科を統制した上で、他の要因の影響を調整すると、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因は認められなかった<sup>(\*32)</sup>。

### (イ) 女性

次に、女性の窃盗再犯に関連する要因（年齢層別）について、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を見ると、**2-6-3-22表**のとおりである。

39歳以下の女性においては、他の要因の影響を調整してもなお、「ストレス発散」や「摂食障害」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

また、中高年層の女性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「母親が監督者」であることや「家族等と同居の自宅が帰住予定先」であるといった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

さらに、女性高齢者においては、窃盗前科を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「近親者の病気・死去」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

---

(\*32) 男性高齢者においては、回帰分析による有意差までは認められなかったものの、「月収10万円以下」( $p=.069$ )が、除外基準を下回ったまま、最終モデルに残っていた。

2-6-3-22表 万引きの罰金処分者 Cox の比例ハザードモデルによる回帰分析結果  
(女性・年齢層別)

① 39歳以下 (N=59)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
動機：ストレス発散	1.56	0.69	5.10	4.74	1.23	18.30	0.024
背景：摂食障害	1.46	0.64	5.30	4.32	1.24	15.02	0.021

② 40～64歳 (N=129)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
窃盗前歴あり	0.24	0.75	0.10	1.27	0.29	5.52	0.746
家族等と同居の自宅が帰宅予定先	1.47	0.75	3.85	4.34	1.00	18.78	0.050
母親が監督者	1.59	0.56	8.04	4.90	1.63	14.72	0.005

③ 65歳以上 (N=73)

	B	SE	Wald	HR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
窃盗前科あり	-0.86	0.55	2.44	0.42	0.14	1.24	0.118
背景：近親者の病気・死去	1.18	0.42	7.86	3.26	1.43	7.45	0.005

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 投入した変数に欠損値があるものを除く。  
 3 「HR」は、ハザード比 (Hazard Ratio) である。  
 4 p 値は、Wald 検定による有意確率である。

